

ISBN978-4-904654-01-9

平成20年度厚生労働省障害福祉推進事業報告書

**知的障害、精神障害及び発達障害者
のための日常生活用具の利用調査**



**特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター**

目 次

はじめに	2
第1章 総括	4
第2章 日常生活用具の制度	10
第3章 知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具の利用	
3.1 障害当事者の福祉用具の利用とニーズ	16
3.2 パーテーションの利用	44
3.3 ママたちの提案 座談会『自閉っ子の子育てお助けグッズ』	66
3.4 埼玉県知的障害特別支援学校に通学する児童・生徒の日常生活における福祉用具の利用	76
第4章 日常生活用具の給付	
4.1 千葉県内の市町村	86
4.2 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための福祉用具を給付対象として取り組む市町村	94
第5章 福祉用具メーカーの開発及び販売の動向	109
第6章 福祉用具と木材	
6.1 木材の性質	132
6.2 木の利用(家具、楽器、福祉用具)	135
6.3 知的障害者、精神障害者及び発達障害者の家族が木材に対して持つ印象	144
第7章 資料	
7.1 研究会記録	152
7.2 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査アンケート調査票	154

はじめに

平成18年に障害者自立支援法、バリアフリー新法が施行され、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に対しても自立の支援と移動の円滑化について法的な保障がなされたところです。

しかし、知的障害、精神障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は未だに限られています。

そこで、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に対する支援を推進するために、彼らを対象とした福祉用具の使用実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的とした調査研究を、厚生労働省の平成20年度障害者保健福祉推進事業によって実施することになりました。

この報告書を読んでいただき、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の支援の一助としていただければ幸いです。

特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター
理事長 松井 宏昭

生活環境支援研究会

	氏 名	所 属
代表	松井 宏昭	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 理事長 独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域長
	細田 智子	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 副理事長
	増澤 高志	生活工房 補助具・福祉機器研究所 代表 京都工芸繊維大学 総合プロセス研究センター 特任准教授
	八藤後 忠夫	文教大学教育学部特別支援教育研究室 教授
	杉山 真樹	独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域 機能化研究室 主任研究員
	松永 正弘	独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域 機能化研究室 主任研究員
	長谷川 良一	岐阜県生活技術研究所 試験研究部長
	木船 宏子	発達障害支援室シャル（自閉症サポートセンター）
事務局	富永 文子	発達障害支援室シャル（自閉症サポートセンター）

第1章 総括

1. はじめに

2006年に障害者自立支援法、バリアフリー新法が施行され、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に対しても自立の支援と移動の円滑化について法的な保障がなされたところです。

一方、知的障害、精神障害及び発達障害においても、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られています。

このことから、この報告書は、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するため、日常生活用具使用の実態を調査し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的に取組んだ結果をまとめたものです。

2. 調査研究方法

(1) 生活環境支援研究会の設置

研究を推進するために、特定非営利活動法人自閉症サポートセンターを事務局とする、文教大学、京都工芸繊維大学等の研究者、NPO 法人の職員からなる「生活環境支援研究会」を設置しました。

代表 松井 宏昭（特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）
細田 智子（特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）
増澤 高志（生活工房 補助具・福祉機器研究所）
八藤後 忠夫（文教大学教育学部特別支援教育研究室）
杉山 真樹（独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域）
松永 正弘（独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域）
長谷川 良一（岐阜県生活技術研究所 試験研究部）
木船 宏子（特定非営利活動法人自閉症サポートセンター発達障害支援室シャル）
事務局 富永 文子（特定非営利活動法人自閉症サポートセンター発達障害支援室シャル）

(2) 調査研究

研究を推進するために、5つの研究課題を置きました。

①研究課題1 千葉県における障害当事者の福祉用具の利用実態及びニーズ

- 1) アンケート調査（千葉県内の本人（保護者）、障害者施設、特別支援学校）
- 2) 保護者座談会

②研究課題2 埼玉県知的障害特別支援学校児童・生徒の日常生活における福祉用具の利用実態

③研究課題3 日常生活用具の給付の実態

- 1) 千葉県内の全市町村の実態
- 2) 全国の先進市町村の実態

④研究課題4 福祉用具メーカーの開発・販売動向

⑤研究課題5 福祉用具としての木材に対して持つ印象

3. 調査研究結果及び提案

(1) 福祉用具利用の実態

1) 本人調査から

千葉県に暮らす本人（保護者）と埼玉県 of 知的障害特別支援学校に通う本人（保護者）を対象に、文献調査等から整理した既知の福祉用具 83 品目について利用度と必要性を調査した結果、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具を次の 5 つのグループに類型化することができました。

- I. 「利用者は多く、必要性も極めて高い福祉用具」：エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカーなど
- II. 「利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高い福祉用具」：加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器、携帯電話など
- III. 「利用者は少ないが、必要性は極めて高い福祉用具」：スケジュールボード、絵カード、火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器など
- IV. 「利用者は少ないが、必要性が高い福祉用具」：発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具など
- V. 「利用者は少なく、必要性もそれほど高くない福祉用具」：生活支援用具（A D L、I A D L）など

さらに、埼玉県立知的障害特別支援学校の児童・生徒を対象とする「日常生活における福祉用具の利用実態調査」によって、「福祉用具の有効度」への影響要因の解析から、児童・生徒にとって学校生活以上に「調理・洗濯・片づけ」に関する機器（シンプルな電子レンジ、電気掃除機）といった家庭内での日常に関する有効性が示唆されています。これらの結果は、障害がありつつも成長とともに家庭内における衣食住の自立を目指す傾向をうかがわせます。

2) 施設及び特別支援学校調査から

千葉県内の知的障害者入所施設、通所施設、特別支援学校を対象に実態調査した結果、自閉症等の特有の行動に対して、構造化などの工夫がなされている施設や教室がある一方で、自閉症を意識した対応がなされていない施設も存在することが知られました。前者ではパーテーションの設置など環境調整に取り組まれており、そのほとんどが利用者の不適応行動への対応や作業効率のアップに効果的であったことが知られました。パーテーション以外にも、自閉症や知的障害の人のために、ココセコム等の位置情報検索装置（携帯性）、あいさつの場面で使用するためにスーパートーカー（VOCA）、時間の理解のためのタイマー、コミュニケーションとして写真、ボード、タイマー、スケジュール提示のためのボード（大・中・小）などの福祉用具の利用がみられました。

以上のように、研究目的において推察したとおり、知的障害、精神障害及び発達障害においても、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があることを確認いたしました。

（２）課題

保護者の座談会、市町村調査、企業へのアンケート調査の結果から、福祉用具を使う上で次のような問題点や課題が浮かび上がりました。

１）ユーザーから

ユーザーとしてお母さん方の声をまとめてみました。

- ・ 発達障害や知的障害の子どもたちには、療育過程や育っていく過程など必要な時期に日常生活用具の給付が必要だが、あまりにも高価である。
- ・ 市町村は、先例がないという理由で、日常生活用具として認めてくれない。
- ・ 使うときに「お試し期間」がないので、子どもが使えるかどうかわからない。
- ・ オーダーメイドなど一人ひとりに合った「使いこなせる」ものがほしいが、それに応える仕組みとなっていない。
- ・ 自分たちでも工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手にいれたり、手作りの手引きみたいなものがほしいが、なかなかいいものがない。
- ・ 大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感が無いもの（携帯電話の形）で、更には、学校に持ち込めるように理解が欲しいが、ない。
- ・ スイッチは、チャイルドロックの様なロックの掛かるものも必要という声もあるが、そういったものがない。
- ・ 学校は持ち込みを認めないことが多い。

２）市町村の日常生活用具

千葉県各市町村調査により、ほとんどの市町村は、知的障害者（児）及び精神障害者へ対応する日常生活用具の給付要綱を定めているにもかかわらず、給付実績のある市町村は、その半数でしかないことがわかりました。また、知的障害者（児）の給付品目は頭部保護帽が主なものであり、本人調査で必要性が高かったコミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなどの福祉用具を対象とする市町村は見られませんでした。

また、日常生活用具の給付等の判断は、「近隣の市町村との情報交換により判断した」市町村が 6 割に達する中で、「事例のない品目(用具)の希望があり判断に苦慮」し、かつほとんどの市町村が「県内の給付判断事例及びその名称などの情報がほしい」としていることがわかりました。

３）福祉用具の開発・販売メーカー

知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具を開発、製造及び販売する 8 事業者を対象に、福祉用具の製造・販売動向を調査したところ、知的障害、発達障害、精神障害の人が使用する

る用具は、未だ十分に市場が形成されず、産業としても形成されているとは言い難い状況の中で、各社とも、自社製品による様々な事例や寄せられた声を大きな力にしながらも、この分野のみの収支は完全な赤字体質であること、このため血のにじむような企業努力により、開発、製造、販売を維持していますが、そもそもこの種の用具の開発は、ハイリスク・ローリターンであること、さらにいくつかの社は経営状態からいつ撤退をしてもおかしくない状況に置かれていることがわかりました。

（３）解決のヒント

知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための日常生活用具の給付品目を、新たに創設もしくは、既存項目の対象を広げるなどの対応をしている大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市、千葉県野田市は、共通して下記の実施をしていることがわかりました。

- ① 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと
- ② 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性、を担保できるシステムが何らかの形で存在すること、そして用具の適否を本人や療育関係者が見極めるためのみなし期間を必要とすること
- ③ 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたことが挙げられます。

いずれも専門家の配置など特段の仕組みを持っているわけではありませんが、市町村事業となった日常生活用具の給付事業を市町村がうまく取り組んだ好事例と言えます。従来からの社会資源を取り込んで給付のシステム化を図っていました。これらは、前項に記載した、福祉用具を使う上で問題点や課題を解決する上でのヒントになるととらえられることができます。

（４）提案

１）以上を踏まえて、国ならびに自治体に対して、次についての早急な対応を求めます。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 市町村の規模や条件に合わせた給付システムの在り方及び価格設定のルール化についての提言
- ③ 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供及び教示
- ④ この分野の用具開発に関わる効果的な助成
- ⑤ フィットティング、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築

２）知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具についてその品目ごとの開発及び支給のあり方を次表のとおり提案します。

グループ	品 目	開発及び給付
I. 利用者は多く、必要性も極めて	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカ	ユニバーサルデザインとして開発

高いグループ	ー	
II. 利用者は多くはないが、一定の人が利用し、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器、携帯電話	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能
III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具	日常生活用具として給付
V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ	生活支援用具（ADL、IADL）	ユニバーサルデザインして開発

3) 特に、知的障害者及び発達障害者の福祉用具の開発においては、次の検討が必要です。

- ① 共通したニーズとして、「時間やことばの理解を助けるもの」、「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」が必要であること
- ② 療育過程や育っていく過程の時期にこそ日常生活用具の給付が必要であり、特にこの時期の福祉用具の開発を推進すること
- ③ 形状は、「携帯タイプ」で、使うときはまずは「お試し期間」を設けること
- ④ スケジュールカードなどについては、お母さん方が工夫できるようにシンボルなどの共通した材料の開発や、手作りするのための手引き書などを整備すること

また、以上を推進するためには、今年度の調査研究の結果を踏まえて、次について研究すべきです。

- ① 今回の調査研究で、利用度と必要性から知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具を類型化しましたが、さらにそれらのうち日常生活用具の給付対象としてなじむもの、ユニバーサルデザインの用具として整備が必要なもの、さらにマニュアルなど指導書があれば家族が作成可能なものなどについて実態調査をすることにより、それぞれについての開発及び給付指針を示すこと
- ② 市町村が日常生活用具を給付対象とするための市町村の規模や条件に合わせた給付システムの在り方について、いくつかの市町村を研究することにより指針を示すこと
- ③ 知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具を販売、開発及び製造する企業の経

営基盤が極めて脆弱であり、かつこの種の用具開発がハイリスク・ローリターンであったことから、当該用具の市場構造を調査するとともに、さらに企業及びユーザーについて実態調査することにより、具体的な解決策について指針を示すこと

4) さらに、知的障害者、精神障害者、発達障害者の家族が、福祉用具の材料として木材に求める因子を明らかにすることを目的として、具体的に木材製品を使用する場面を想定した上での木材の印象について、セマンティック・ディファレンシャル (SD) 法により調査分析した結果、「自然な」「親しみやすい」「あたたかい」「落ち着く」「好きな」「手触りがよい」「燃えやすい」「環境にやさしい」「くつろいだ」「健康によい」「見た目のよい」といった項目は普遍的に定着した木材のイメージであり、いずれの因子においても障害種の違いによる有意な差は認められませんでした。“人の心になごみを与える木材の特性”を生かし、福祉用具の分野にも木材の積極的な活用が望まれます。

(自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

第2章 日常生活用具の制度

1. 福祉用具

「福祉用具」は、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」により、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。」と規定されています。

また、第一条（目的）により、「この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。」と規定されており、福祉用具の開発は、高齢者及び障害者の日常生活の自立支援だけでなく、介護する者の負担軽減を目的としていることがわかります。

2. 福祉用具の公的補助制度

福祉用具に関わる公的補助制度は、従来から身体障害者福祉法及び児童福祉法における日常生活用具給付等事業や、老人福祉法における日常生活用具給付等事業、労働福祉事業としての義肢等の支給、介護保険法施行後の貸与及び給付など様々な行政施策の中で、障害のある人や高齢の人の自立と地域生活を支援する施策の重要な柱の一つとして実施されてきているところですが、この10年ぐらいの間に補装具と日常生活用具についての概念整理が行われてきています。また、障害者を対象とする補装具及び日常生活用具は、障害者自立支援法下で異なる給付体系、異なる品目として整理されています。

3. 補装具と日常生活用具

（1）福祉用具給付制度等検討会報告書（平成11年2月）

厚生労働省の福祉用具給付制度等検討会が平成11年2月に「福祉用具給付制度等検討会報告書」を提言しています。補装具及び日常生活用具の概念整理が、この時点からスタートしています。

<福祉用具給付制度等検討会報告書から抜粋>

1 補装具、日常生活用具の概念

（1）検討の前提

福祉用具とは、現在、公的給付とされている補装具や日常生活用具のほか、公的給付とされていないが、障害者等が日常生活を営む上で特に便利な機能をもった一般商品、さらには、自助具やハイテク技術を利用した新規開発製品など多種多様なものがあり、極めて広範囲にわたる。

本検討会では、これら福祉用具全体の概念ではなく、検討の前提を現行制度下における補装具と日常生活用具に置くこととし、その概念整理を行った。

（２）補装具及び日常生活用具の概念

補装具及び日常生活用具は、障害者固有のものが多いため、市場の原理に乗りにくく供給量も少ない。したがってこれらは、いずれも公的給付制度の中で障害者に対して安定的に給付されることは当然であるが、補装具は、製作指導や適合判定により個々の障害者に適合したものが給付されなければならない。これに対して、日常生活用具の給付は基本的に完成品の給付であることから、補装具のように特に製作指導や適合判定などの必要はない。

このように、補装具と日常生活用具は、ともに公的給付ではあるが、個々の障害者の状況への適合性や製作指導等についてその取扱いを異にしている。したがって、両者の概念、区分等について明確にし、給付制度の健全な発展に資すべきである。

補装具の給付は、昭和24年の身体障害者福祉法制定時から制度化されたが、補装具の概念規定は法律上明確にされておらず、「補装具給付事務取扱要領」に「職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として」とのみ規定されているだけである。

一方、昭和44年度から実施された日常生活用具給付制度は、法律では、「日常生活上の便宜を図る用具」と規定された。

このように、両者の説明においてその区分が明確でないまま、その後、それぞれ順次種目を追加し、制度を運用してきた経緯がある。

このため、近年、多種多様な製品が次々に出回ってくる中、どちらの制度で整理すべきかという運用上の問題が生じている。

以上のことから、補装具と日常生活用具における両者の区分、対象とすべき種目の範囲の考え方等を明確にし、両制度の適正な運用、健全な発展を図る必要があると考えられる。そこで本検討会においては、補装具と日常生活用具について、それぞれの概念を以下のように整理することとした。

ア 補装具

補装具とは、

- (1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代償するもの
- (2) 身体に装着（装用）して常用するもの又は作業用に使用するもの
- (3) 給付等に際して医師の意見書（身体障害者更生相談所に来所の場合は判定書）を必要とするもの

以上の3つの要件を満たすものを補装具と考えるべきである。

イ 日常生活用具

日常生活用具は、

- (1) 日常生活を便利又は容易ならしめるもの
 - (2) 家庭復帰を促進し、家庭生活を営み得るようにするもの
- と考えるべきである。

なお、給付対象とすべき品目かどうかについては、以下のとおり考えることが適当である。

○ 日常生活用具の給付対象とすべき品目

- (1) 自立支援、介護支援に資するもの
- (2) 障害者のニーズに則したもの
- (3) 障害者が使用するという特性から一般に普及していないもの、又は、一般に普及しているが、高価なもの

○ 見直しをする必要がある品目

- (1) 新しく開発された製品が給付の対象となったこと等により、需要が著しく減少したもの
- (2) 技術の進歩等に伴い、一般に広く普及し、品目指定時に比べ価格が著しく低廉になったもの

(2) 補装具等の見直しに関する検討委員会中間報告書(平成17年6月)

平成17年には、補装具等の見直しに関する検討委員会において、来たる障害者自立支援法の施行を見据え、補装具及び日常生活用具に関する制度については、持続性のある安定した制度の維持、障害のある人にとって真に必要な用具を適正な価格で提供できる仕組みづくりを目指した改革を行うこととし、補装具と日常生活用具の範囲の見直しについて検討を行った結果をまとめました。

<補装具等の見直しに関する検討委員会中間報告書から抜粋>

3 日常生活用具の定義

(1) 定義

身体障害者、重度障害児・者の日常生活の便宜を図るための日常生活用具についても、補装具と同様、前回報告書でまとめられた結論を基に検討を行った。

その結果、次の3つの要件を満たすものを日常生活用具と考えるべきであると整理した。

- (1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- (3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

また、次の説明を加えることとした。

なお、日常生活用具についても、補装具と同様、制度の運用指針等を定め、的確な事業の実施を確保する必要があると考える。

- a) 「安全かつ容易に使用できるもの」とは、選定や使用にあたって障害者自身や市町村職員等で判断ができるものをいう。
- b) 「日常生活の困難」とは、日常生活のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動上の困難をいう。
- c) 「日常生活品として一般的に普及していないもの」とは、一般市場では入手が困難であり、主に当該障害を有する人のために使うものをいう。

（２）制度運営等に関する留意点

日常生活用具の検討の過程においても、補装具と同様、今後の制度運営等に関する留意点が提案されたが、内容によってはさらに検討を重ねて今後の制度運営等に反映させる必要があると考えられるので、その主なものをここに付記する。

ア 給付対象者の範囲

現行では、在宅の重度障害者とされている。制度的、財政的な枠組みを大きく逸脱することは困難であろうが、これからの時代の自立支援を考えれば、在宅、施設の別なく障害のある人すべてを対象として給付できるようにすることが必要である。

また、障害程度等級についても制限を設けず、必要な人には給付できるようにすることが重要である。

イ 給付システムの充実

実用性の確認のため、一定の期間試用した上で、給付の可否を決定できるような仕組みを検討する必要がある。

ウ 価格や種目の適正化への対応

補装具と同様、適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築する必要がある。委員会の設置などによる方法もその一つであるが、いずれにしても公平性、透明性が確保される仕組みでなければならない。

（３）厚生労働省告示第５２９号(平成１８年９月)

障害者自立支援法が施行される中、補装具を国の自立支援給付事業と規定したのと異なり、日常生活用具は市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として（図 2-1）、市町村の判断で給付要綱を制定し給付することとなり、給付等事業の対象となる用具６種目が厚生労働省告示により示されています。

障害種に関わらず全ての障害者が日常生活用具の給付対象となることとなりましたが、その判断は市町村に委ねられているため、市町村の財政力、福祉力、市民の意識などにより、市町村格差が顕著となっています。特に、知的障害、精神障害、発達障害のある人を対象とする日常生活用具に取り組む市町村は、まだまだ限られているのが現状です。

<厚生労働省告示第５２９号から抜粋>

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第二号に規定す

る障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

（１）用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

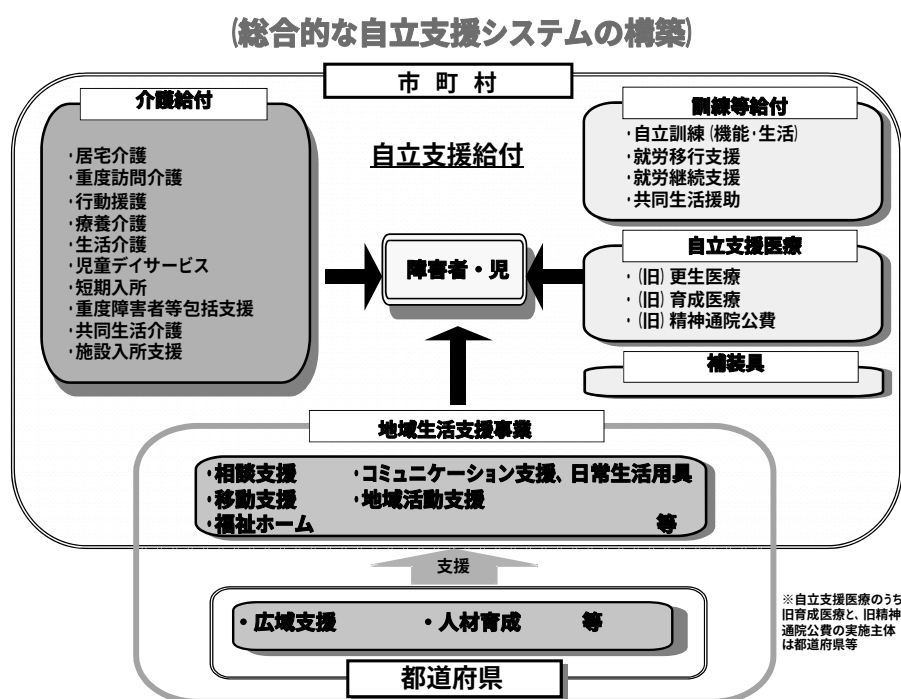


図 2-1 障害者自立支援法のスキーム

（２）用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

第3章 知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具の利用

3.1 障害当事者の福祉用具の利用とニーズ

1. はじめに

知的障害者や、精神障害者、発達障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するため、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、さらに環境整備のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で有効に取り入れられている福祉用具が増えてきています。

一方で、障害者自立支援法の施行により、福祉用具を給付する日常生活用具給付事業は、身体障害者だけでなく知的障害者や精神障害者をも対象とする市町村事業として位置づけられたことから、福祉用具の利用の推進は市町村の取組みに委ねられることになったと言えます。しかしながら、現時点では、障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として知的障害者や、精神障害者、発達障害者をも対象とする福祉用具を指定している自治体は限られています。

そこで、この章では、知的障害者や精神障害者、発達障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言するための基礎資料として、当事者本人（家族）を対象に、これらの障害者の福祉用具使用の実態やニーズを調査した結果を紹介します。

2. 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための主な福祉用具

調査に先だって、現在使われている主な福祉用具を漏れなく洗い出すことを目的に、二井らが「知的障害のある人のためのバリアフリーデザイン」（彰国社）で紹介した「知的障害に有効な福祉用具」¹⁾、全国LD親の会の「発達障害児のためのサポートツール・データベース（教材・教具DB）」²⁾、さらに千葉県A市自閉症協会会員及び特定非営利活動法人自閉症サポートセンター職員からの聞き取りなど³⁾⁴⁾をもとに、知的障害者、精神障害者及び発達障害者が利用していると考えられる福祉用具をリストアップいたしました（表3-1-1）。

表3-1-1 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための主な福祉用具リスト

用具名	用途
・ タイマー ・ タイムログ ・ タイムタイマー ・ 砂時計 ・ クォーターアワーウォッチ ・ 障害者用カレンダー ・ スケジュールボード	時間の量的認識を助ける。スケジュール管理 時間の量的認識を助ける。スケジュール管理 時間の量的認識を助ける。スケジュール管理 時間の量的認識を助ける。スケジュール管理 時間の量的認識を助ける。スケジュール管理 スケジュール管理、見通しのある生活を助ける 生活の見通しが立てられない。言葉だけの指示では動けない
・ スケジュール関係のソフト ・ システム手帳	スケジュール管理、見通しのある生活を助ける スケジュール管理、見通しのある生活を助ける

・ わたしの日課、マイ時間割 ・ フィニッシュ BOX ・ カレンダータイプの薬入れ ・ 簡易筆談機（磁気利用のもの） ・ デジタルカメラ（付き携帯電話） ・ 解りやすい小遣い帳 ・ 解りやすい財布（所持金が解る工夫） ・ 絵カード ・ 視覚シンボル（PCS,PIC など） ・ PECS ・ パソコン、携帯メール ・ VOCA ・ FAX（画像）付電話 ・ PDA を使ったコミュニケーションツール ・ IC レコーダー等の電子機器 ・ 電子辞書（手書き入力できるもの） ・ 携帯用ゲーム機 ・ GPS、位置情報機能付き携帯電話 ・ セコムシステム ・ 迷子ワッペン ・ ノイズキャンセリング・ヘッドフォン ・ スヌーズレン ・ 耳栓 ・ イヤー・マフ ・ サングラス ・ アイマスク ・ 冷却枕 ・ 携帯用音楽再生機 ・ 個室 ・ エアコン ・ 加湿器 ・ 消臭機 ・ 空気清浄機	普段の行動が自立できるように 学校から持ち帰るべきものを忘れないように 薬の飲み忘れ防止 気持ちを伝える、言葉の理解を助ける 記憶（場所、持ち物、人の顔など）を助ける。 金銭感覚を助ける。使いすぎ防止 予算内で買い物ができる。適正な金種で支払える。 理解を助ける、コミュニケーションを助ける 理解を助ける、コミュニケーションを助ける コミュニケーションを助ける コミュニケーションを助ける コミュニケーションを助ける コミュニケーションを助ける コミュニケーションを助ける 記憶（ヴォイスメモ）、コミュニケーションを助ける 理解、コミュニケーションを助ける 位置情報、インターネット接続端末 ナビゲーション、迷子の防止 位置情報確認、迷子の防止 迷子の防止 聴覚過敏の緩和、注意集中を助ける リラックス効果 聴覚過敏の緩和、注意集中を助ける 聴覚過敏の緩和、注意集中を助ける 人の目が怖い。蛍光灯の光が強く感じる 視覚過敏、不眠対策 リラックス効果・不眠対策 刺激からの回避、リラックス効果 環境調整 環境調整 環境調整 環境調整 環境調整
--	---

・ 足温器 ・ 足浴器 ・ パーテーション ・ 音声測定器 ・ 肌触りの良い毛布 ・ 家庭用ゲーム機と健康管理、フィットネスソフト ・ ルームランナー ・ トランポリン ・ ロッキングチェアー ・ ロッキングホース ・ ロデオマシーン ・ ブランコ ・ ハンモック ・ バランスボール ・ ヒアリット ・ 言葉の学習教材・カードゲーム等 ・ ジェスチャーカード ・ 気持ちのバロメーター ・ 拡大読書器 ・ Wordread 読み上げシステム ・ しっかり見ようライト ・ カラーフィルム ・ ルーラー ・ クラロビュー ・ 白黒反転ソフト ・ どこでも斜面台 ・ もちかたくん、プニユグリッ ・ 三角鉛筆 ・ 鉛筆ホルダー ・ 柔らかか消しゴム	・ リラックス効果 ・ リラックス効果 ・ 聴覚過敏の緩和、注意集中を助ける ・ 場面に合わせた声の大きさを会話ができる ・ リラックス効果・不眠対策 ・ 健康維持、肥満対策 ・ 健康維持、肥満対策 ・ 健康維持、肥満対策、リラックス効果、感覚統合 ・ リラックス効果 ・ リラックス効果 ・ 健康維持、肥満対策、リラックス効果 ・ リラックス効果、感覚統合 ・ リラックス効果、感覚統合 ・ 健康維持、肥満対策、リラックス効果、感覚統合 ・ 周りの雑音等から話し声の聞き分けを助ける ・ 言葉の理解、使い方の学習補助 ・ 自分の気持ちを適切に伝える学習 ・ 自分の気持ちを適切に伝える学習 ・ 小さい文字が読みにくい時の補助 ・ 文字の読み方をガイド ・ 文字や文章を読む時の補助 ・ 光や文字刺激を緩和 ・ 光や文字刺激を緩和 ・ 光や文字刺激を緩和 ・ 光や文字刺激を緩和 ・ 字を書く時の筆圧の調節、姿勢の保持 ・ 鉛筆の持ち方補助、筆圧調節 ・ 鉛筆の持ち方補助、筆圧調節 ・ 鉛筆の持ち方補助、筆圧調節 ・ 消しゴムで消す時力を入れすぎて、紙を破らないように調節できる ・ 数字の形を覚える ・ 大きな数の概念の学習 ・ 量の感覚をとらえる学習 ・ 5 や 10 の数のかたまりの学習 ・ 足し算、引き算の学習 ・ 時間と時刻の違いを学習
--	--

・ おもしろスケール ・ ステッドラーコンパス ・ 使いやすい分度器 ・ できるかな「着衣枠セット」 ・ 1枚切りカッター ・ スーパーターゲットナイン 2 ・ バランスボード ・ トンネルくぐり遊び ・ 鉄棒と逆上がり補助具 ・ ジャイアントバルーン ・ フラビーボール ・ セイフティーボール ・ どこでも座位保持クッション ・ どこでもカットアウトテーブル ・ ワンタッチ足台 ・ すべり止めシート	・ 定規やコンパスを使っての作図の補助 ・ 定規やコンパスを使っての作図の補助 ・ 分度器を使っての作図、計測 ・ 着衣、ひも結び、安全ピンの練習 ・ カッターや彫刻刀使用時の怪我防止 ・ ボールを投げたり、受け止める練習 ・ 姿勢や足音の調整、バランス感覚を養う ・ 他人と適切な位置取りが出来るよう学習、感覚統合 ・ 逆上がりの練習 ・ 追視訓練、キャッチボールの練習 ・ 追視訓練、キャッチボールの練習 ・ 追視訓練、キャッチボールの練習 ・ 座った時の姿勢保持 ・ 座った時の姿勢保持
・ 補助箸 ・ 使いやすいフォーク、スプーン、ナイフ ・ すくいやすい皿、こぼれない皿 ・ テーブルから見分けやすい色の食器 ・ 携帯用便座シート ・ 携帯用消臭剤 ・ つい立て ・ 洋式便座カバー ・ 足台 ・ ウォシュレット ・ シャワーチェア ・ ループ付きタオル、洗体ブラシ ・ シャンプーハット ・ 電動ハブラシ ・ 電動爪やすり ・ 粘着タイプの耳かき ・ 折りたたみシールド	・ 箸の持ち方の学習、食事の道具を使う補助 ・ 食事の道具を使う補助 ・ 食事の道具を使う補助 ・ 食事の道具を使う補助 ・ 外出先でのトイレへの適応 ・ 外出先でのトイレへの適応 ・ 家庭以外の場所でのトイレへの適応 ・ 家庭以外の場所でのトイレへの適応 ・ 家庭以外の場所でのトイレへの適応 ・ 清潔、やりにくい動作の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 清潔、身辺自立の補助 ・ 刺激からの回避、注意集中を助ける

・ どこでも遮へい板 ・ 「しーっ」カード ・ 話し手カード ・ 振り返りカード ・ ちょっと待ったカード ・ コミュニケーション指導プログラムカード ・ 一日の生活絵カード ・ 頭部保護帽 ・ 火災警報器 ・ 自動消火器 ・ 電磁調理器 ・ セラピーマット ・ ボールプール ・ ソファアー	刺激からの回避、注意集中を助ける コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST コミュニケーションスキルの学習、SST 危険防止 危険防止 危険防止 調理 リラックス効果 感覚統合 リラックス効果
---	--

3. 調査の対象とした福祉用具

次いで、表3-1-1にリストアップした福祉用具を、給付等事業の対象となる「厚生労働省告示の用具」6種目の基準に沿って細分類しました。結果を、表3-1-2に示します。

これらをもとに重複する用具を整理し、アンケート調査の対象とする品目を決定しました。すでによく活用されていると考えられる品目については商品名も具体的にあげて、尋ねることにいたしました。調査では、これらの品目に対する『利用度』と『必要性』について質問しました。

『利用度』については、現在利用していなくても以前使ったことがある方は、その当時のことを答えてもらいました。「知らない」を0点、「使っていない」を1点も、「あまり使っていない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや使っている」を4点、「よく使っている」を5点としました。『必要性』については、利用度の質問で「知らない」と答えた人以外（知っている人は全て）に回答を求めました。「全く必要ない」を1点も、「あまり必要ない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや必要である」を4点、「非常に必要である」を5点としました。

表3-1-2 厚労省告示に基づき、知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための福祉用具の分類

日常生活用具		機能による細分類
厚労省告示	主な対象品目	
1. 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット	・ 特殊寝台（電動・ギャッジアップ） ・ 特殊マット（褥瘡予防）	1. 生活訓練支援用具・介護支援用具

トその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 特殊尿器（自動集尿のものなど） ・ 入浴担架 ・ 体位変換器 - 移動用リフト - 訓練いす(児のみ) ・ 訓練用ベット(児のみ)	
2. 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 入浴補助用具（浴室内・手すり、バスボード、すのこ、シャワーチェア等） ・ 便器 ・ T字状・棒状のつえ ・ 移動・移乗支援用具（手すり、スロープ、式台等） ・ 頭部保護帽 ・ 特殊便器（洗浄便座一足で操作できるなどのもの） ・ 火災報知機 ・ 自動消火器 ・ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ・ 聴覚障害者用屋内信号装置	1. 生活支援（ADL）用具 ・ 食事動作を支援する用具 ・ 歯磨き、洗顔、整髪等の整容動作を支援する用具 ・ 更衣動作支援用具 ・ 排泄動作自立支援用具 ・ 移動動作支援用具 ・ 火災発生の感知・避難を支援する用具 ・ 頭部安全保護具 2. 生活支援（IADL）用具 ・ 調理関連の動作を支援する用具 ・ 買い物及び金銭自己管理関連の動作を支援する用具 ・ 洗濯・掃除・片付け関連の動作を支援する用具 ・ 服薬管理関連の動作を支援する用具 ・ 乗り物利用関連支援用具 3. 理解補助用具 ・ 位置情報を支援する用具 ・ 時間認識を補助する用具 ・ スケジュールや手順の理解を補助する用具 ・ お金の認識補助用具 ・ 数量の認識を補助する用具 4. 学習や就労を支援する用具 5. 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具

		・ 視覚の刺激や情報量を調整する用具 ・ 音の刺激や情報量を調整する用具 ・ その他の環境づくりや刺激の情報量を調整する用具 6. 位置情報支援用具
3. 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 透析液加温器 ・ ネブライザー(吸引器) ・ 電気式たん吸引器 ・ 酸素ボンベ運搬車 ・ 盲人用体温計(音声式) ・ 盲人用体重計	1. 在宅療養等支援用具 ・ 薬関係で ・ 環境・刺激関係で
4. 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 情報・通信支援用具(携帯用会話補助装置 -VOCA等) ・ 点字ディスプレイ ・ 点字器 ・ 点字タイプライター ・ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ・ 視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・ 視覚障害者用拡大読書器 ・ 盲人用時計 ・ 聴覚障害者用通信装置 ・ 聴覚障害者用情報受信装置 ・ 人工喉頭	1. コミュニケーション支援用具 ・ 意思表示・相手に理解してもらう
5. 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生	・ ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)紙おむつ ・ 収尿器	1. 排泄管理支援用具(自立用を除く)

用品のうち、障害者等が容易に使用することができ、実用性のあるもの		
6. 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	・ 介護保険住宅改修と同等 (20万円) ・ 堺市では独自の住宅「改造」の制度有り、対象は知的障害の人も含む	1. 住宅改造 「安全」、わかりやすい、使いやすい空間、環境づくり 介護負担軽減も
7. その他 上記にあてはまらないもの		1. 教材や遊具・おもちゃ 2. 趣味・余暇活動

調査は、郵送によるアンケート調査で、質問紙を2008年（平成20年）9月、千葉県A市及びB市に所在する障害者施設、障害者団体及び管内（周辺地域を含む。）に設置されている特別支援学校3校を通じて約2,400部を配布し、10月中に357名分の回答を回収いたしました。

調査対象は、千葉県A市及びB市において、知的障害者、精神障害者、発達障害者本人及び家族であり、障害のある本人が記入することを原則としましたが、本人の記入が無理な場合は、ご家族や後見人、あるいは支援される方が、なるべく本人の立場にたって代理記入をお願いしました。

5. 回答者のプロフィール

回答された方のプロフィールを紹介します（表3-1-3 ～ 3-1-7）。アンケートの本人の回答は8.3%にしかすぎず、大半は家族が回答しています。家族は、回答者の年齢及び障害者の年齢から判断して、そのほとんどが母親と推察されます。

表 3-1-3 回答者の属性

属性	度数	割合
本人	30	8.3%
家族	327	90.8%
施設または学校の職員	1	0.3%
後見人	1	0.3%
その他	1	0.3%
合計	360	100.0%

表 3-1-4 回答者の年齢

年齢	度数	割合
～19	13	3.6%
20-29	5	1.4%
30-39	61	16.9%
40-49	115	31.9%
50-59	83	23.1%
60-69	54	15.0%
70～	29	8.1%
合計	360	100.0%

表 3-1-5 回答者の性別

性別	度数	割合
男性	73	20.4%
女性	284	79.6%
合計	357	100.0%

表 3-1-6 回答者の現在の生活の場の建物の構造

建物の構造	度数	割合
RC（鉄筋コンクリート） 造	95	26.7%
鉄骨造	31	8.7%
木造	230	64.6%
合計	356	100.0%

表 3-1-7 回答者の現在の生活の場の居住形態

居住形態	度数	割合
集合住宅	93	26.1%
一戸建て	258	72.5%
その他	5	1.4%
合計	356	100.0%

6. 障害者のプロフィール

次に、障害者のプロフィールを紹介します（表 3-1-8～表 3-1-17）。

障害者は、就学前から 50 代の方まで分布しています。「家族と同居」している人がほとんどでした。障害種は、「発達障害」が 30%、「精神障害」が 9%、「知的障害」が 58%でした。知的障害のうち発達障害及び精神障害を合併していないものを「単純知的障害」と定義し、次項以降の分析で示す知的障害は、この単純知的障害を使いました。

「療育手帳」の所持者は 312 人、「身体障害者手帳」の所持者は 39 人、「精神障害者保健健康手帳」の所持者は 26 人であり、いずれの障害者手帳も所持しない人は、13 人でした。

表 3-1-8 障害者の年齢

年齢	度数	割合
～6	29	8.1%
7-12	70	19.7%
13-19	95	26.7%
20-29	57	16.0%
30-39	68	19.1%
40-49	31	8.7%
50-59	6	1.7%
合計	356	100.0%

表 3-1-9 障害者の性別

性別	度数	割合
男性	239	67.1%
女性	117	32.9%
合計	356	100.0%

表 3-1-10 障害者の住所

住所	度数	割合
A 市	140	39.1%
B 市	168	46.9%
その他の千葉県	48	13.4%
千葉県外	2	0.6%
合計	358	100.0%

表 3-1-11 障害者の現在の生活の場

生活の場	度数	割合
家族と同居	329	92.2%
GH、CH	2	0.6%
生活ホーム	3	0.8%
一人暮らし	1	0.3%
病院	1	0.3%
入所施設	17	4.8%
その他	4	1.1%
合計	357	100.0%

表 3-1-12 回答者の現在の生活の場の建物の構造

建物の構造	度数	割合
RC（鉄筋コンクリート） 造	104	29.4%
鉄骨造	36	10.2%
木造	214	60.5%
合計	354	100.0%

表 3-1-13 障害者の現在の生活の場の居住形態

	度数	割合
集合住宅	99	28.9%
一戸建て	241	70.3%
その他	3	0.9%
合計	343	100.0%

表 3-1-14 障害種

障害種	度数	割合
発達障害	108	29.7%
精神障害	34	9.3%
知的障害	293	80.5%
うち単純知的障害	211	58.0%
その他	1	0.3%
合計	364	100.0%

表 3-1-15 療育手帳の所持

療育手帳	度数	割合
Aの1	79	25.3%
Aの2	28	9.0%
A 1	71	22.8%
A 2	3	1.0%
B 1	72	23.1%
B 2	59	18.9%
合計	312	100.0%

表 3-1-16 身体障害者手帳の所持

身体障害者手帳	度数	割合
1 級	11	28.2%
2 級	13	33.3%
3 級	6	15.4%
4 級	5	12.8%
5 級	2	5.1%
6 級	2	5.1%
合計	39	100.0%

表 3-1-17 精神障害者保健健康手帳の所持

精神障害者保健健康手帳	度数	割合
1 級	5	19.2%
2 級	20	76.9%
3 級	1	3.8%
合計	26	100.0%

7. 福祉用具の利用度及び必要性

(1) 機能により福祉用具を分類し、評価

表3-1-2に基づきアンケート調査した福祉用具を、機能により分類し、障害別に利用度と必要性を比較してみました（表3-1-18～3-1-23、図3-1-1～3-1-6）。

1) 生活支援（A D L）用具

普段の生活において必要な動作（食事や排泄、入浴、移動、寝起など）に関して知的障害者、精神障害者及び発達障害者を支援すると考えられる福祉用具をここで整理しました（表3-1-18及び図3-1-1）。

この分野の用具は、「火災報知機」を除きいずれも利用者が少ないことがわかりました。

さらに、品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、1) 利用度については「火災報知機」について、2) 必要性については「食器」、「トイレのペーパーホルダー」についてのみ発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

「火災報知機」と「自動消火器」は、いずれの障害からも高い必要性が示されましたが、その他の品目については、知的障害者及び発達障害者の必要性は2.5前後であり一定の必要性が認められたものの、精神障害者のそれは低いと言えます。

表 3-1-18 生活支援（ADL）用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
（１）食事を支援する用具								
① 「箸蔵君」、「楽々箸」等の補助箸	0.47	0.4	0.38	0.60	2.59	2.39	1.50	3.00
② 持ち手など工夫した使いやすいフォーク、スプーン	1.04	1.05	0.69	1.05	2.32	2.29	1.55	2.41
③ 滑らない、持ちやすいなど食べやすく工夫された食器	1.01	1.01	0.75	0.98	2.54	2.49	1.55	2.71
（２）歯磨きなど身だしなみを支援する用具								
① 音波歯ブラシ等の電動の歯ブラシ	1.28	1.34	1.19	1.10	2.83	2.83	2.36	2.86
② 持ちやすく工夫された歯ブラシ	0.79	0.79	1.00	0.72	2.58	2.57	2.67	2.56
③ 電動爪やすり	0.44	0.45	0.50	0.38	2.26	2.32	1.43	2.24
（３）排泄の自立を支援する用具								
① ボタンを押せば紙が必要量出るペーパーホルダー	0.29	0.27	0.28	0.27	2.5	2.38	1.00	2.81
② 特殊便器(洗浄便座に大きいボタンのリモコン付き)	0.47	0.49	0.78	0.34	2.57	2.68	2.00	2.43
③ 洋式便座カバー(和式トイレを洋式に)	1.06	1.06	1.41	0.88	2.78	2.72	2.09	2.98
④ 高さ補助のための足台	0.87	0.9	0.52	0.94	2.52	2.42	1.60	2.82
（４）火災発生の感知・避難を支援する用具								
① 火災報知機	1.61	1.49	2.57	1.52	4.04	3.98	4.35	4.09
② 自動消火器	0.89	0.87	1.00	0.91	3.83	3.86	3.50	3.91
（５）頭部を保護する用具								
① 頭部保護帽	1.08	1.15	0.87	0.99	2.63	2.58	2.75	2.73

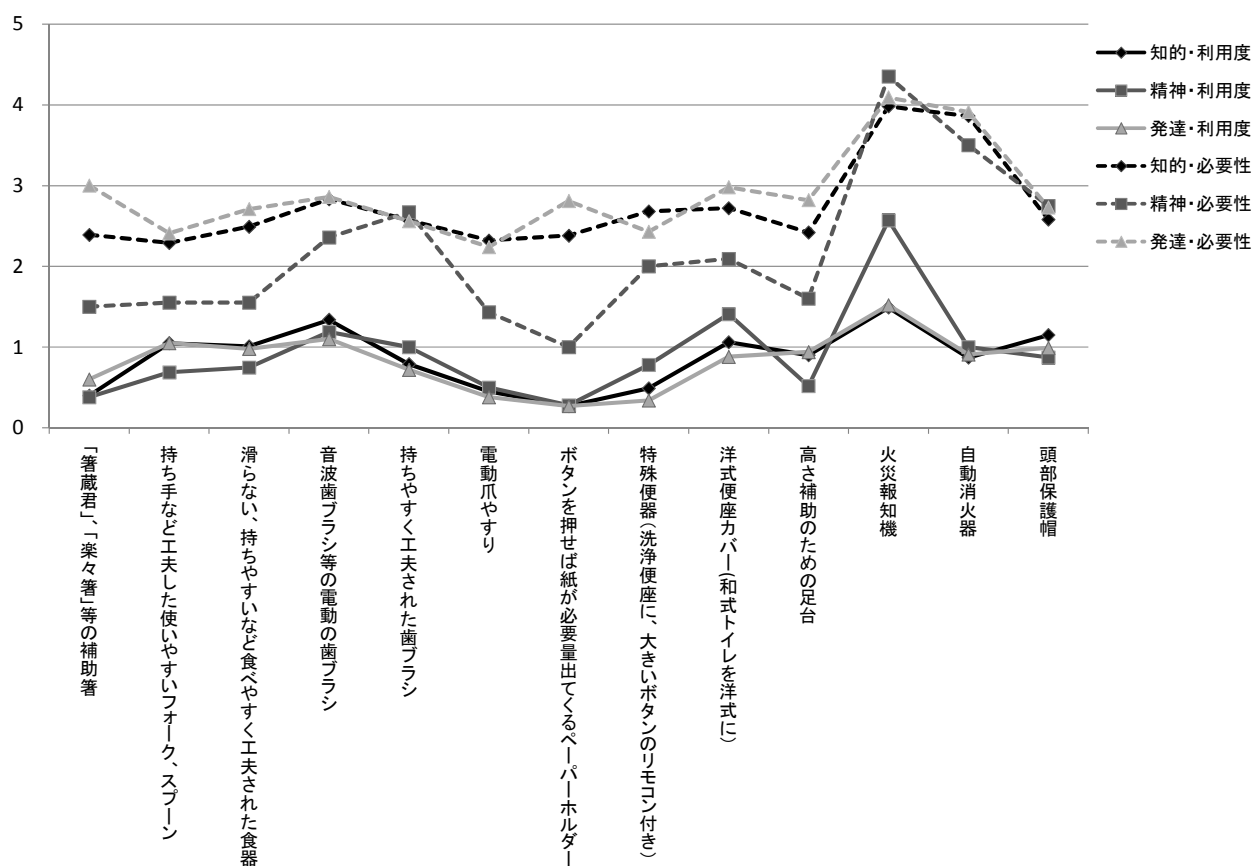


図3-1-1 生活支援（ADL）用具

2）生活支援（IADL）用具

ADLの次の段階である買い物、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作について知的障害者、精神障害者及び発達障害者を支援すると考えられる福祉用具をここで整理しました（表3-1-19及び図3-1-2）。

ADL用具と比べて相対的に利用度は高く、特に、「電子レンジ」、「電気掃除機」、「洗濯機」、「小分け整理棚」は障害種に関わらず利用度が高くなりました。

必要性についても、前述のADL用具と比べて高い値が得られました。特に、利用度が高かった「電子レンジ」、「電気掃除機」、「洗濯機」、「小分け整理棚」の必要性は高く、これらの用具はよく使われ、かつ必要性が高いことが知られました。

品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、利用度の「電子レンジ」、「電気ポット」、「小分けできる財布」、「電卓」、「小遣い帳」、「電気掃除機」、「薬入れ」についてのみ主として発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

表 3-1-19 生活支援（IADL）用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
（１）調理を支援する用具								
① 電磁調理器	1.28	1.27	1.67	1.19	3.11	3.04	2.86	3.27
② 電子レンジ（シンプルな操作のもの）	3.07	2.95	3.97	3.07	4.20	4.14	4.24	4.30
③ 電気ポット	2.34	2.32	3.10	2.20	3.48	3.47	3.94	3.40
（２）買い物及び金銭自己管理を支援する用具								
① お金の種類や金額で小分けできる財布	1.12	1.06	2.37	0.90	3.18	3.02	3.92	3.25
② ボタンが大きく操作しやすい電卓	1.18	1.10	2.14	1.07	2.85	2.72	3.46	2.86
③ 書きやすい小遣い帳	0.75	0.77	1.10	0.60	2.82	2.64	3.08	3.00
（３）洗濯・掃除・片付けを支援する用具								
① 食器洗浄機	1.45	1.39	1.50	1.51	2.96	2.85	2.81	3.13
② 全自動洗濯機（シンプルな機能）	2.81	2.72	3.17	2.87	4.16	4.17	4.11	4.17
③ 電気掃除機(操作がシンプルなもの)	3.08	2.90	4.20	3.11	4.16	4.12	4.24	4.23
④ 片付けの小分け整理棚・ロッカー	2.55	2.47	3.10	2.56	4.05	4.02	3.86	4.16
（４）服薬管理を支援する用具								
① 服薬管理ができる薬入れ	1.33	1.18	2.40	1.29	3.39	3.40	3.88	3.26

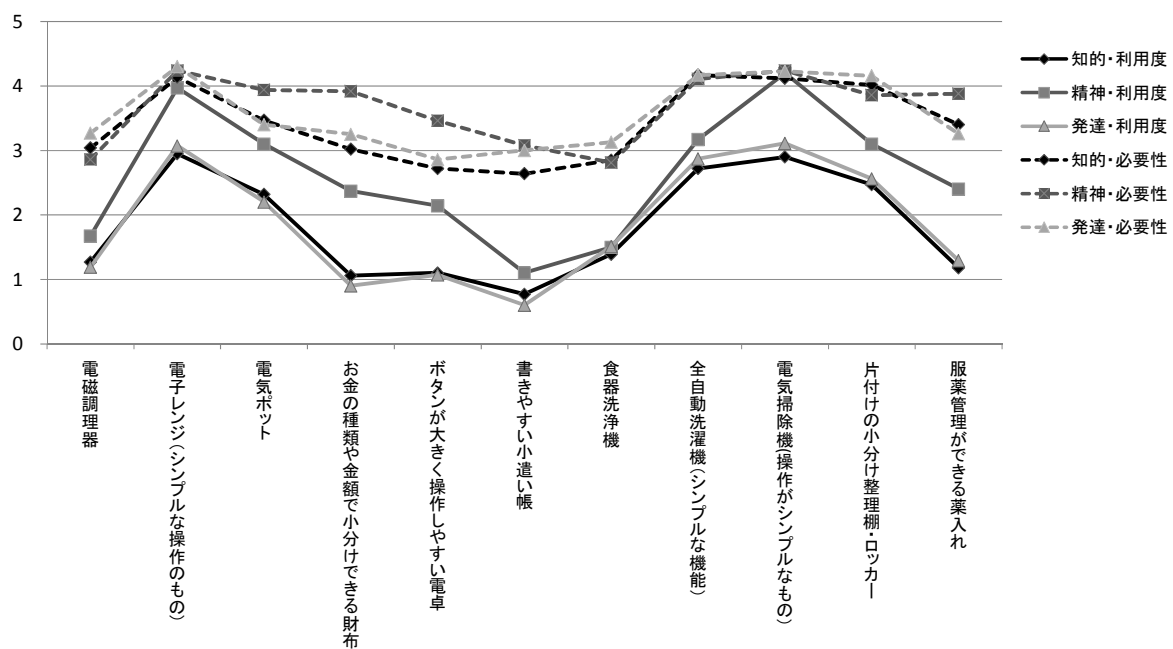


図3-1-2 生活支援（IADL）用具

3) 理解補助用具

障害を補う福祉用具のうち、理解補助用具をここで整理しました（表 3-1-20 及び図 3-1-3）。

いずれの品目においても利用度は低いものの、必要性は高く、知っている人にとって関心の高さとニーズの高さが伺えました。特に、発達障害では、「位置情報支援用具」、「時間認識用具」、「スケジュール理解補助用具」の各種用具に高い支持が得られています。

品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、1) 利用度については「スケジュールボード」、「わたしの日課、マイ時間割」、「携帯電話アラーム、お知らせ機能」について、2) 必要性については「タイムタイマー」、「タイムログ」、「スケジュールボード」、「携帯電話アラーム、お知らせ機能」についてのみ主として発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

表 3-1-20 理解補助用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
(1) 位置情報を支援する用具								
① 「ココセコム」	0.79	0.81	0.59	0.79	3.33	3.24	2.71	3.51
② 位置情報 (防犯ブザー) 機能付き携帯電話	1.14	1.11	0.9	1.26	3.56	3.47	2.82	3.81
③ 位置情報測定機能のある携帯用ゲーム機	0.54	0.51	0.55	0.56	2.88	2.73	3.13	3.07
(2) 時間認識を補助する用具								
① 「タイムタイマー」	1.10	0.99	1.47	1.14	3.18	2.93	2.73	3.57
② 「タイムログ」	0.39	0.32	0.45	0.45	2.91	2.49	2.60	3.37
③ 砂時計	1.14	1.04	1.20	1.30	2.37	2.22	2.19	2.62
④ 「クウォーターアワーウォッチ」	0.32	0.30	0.35	0.30	2.51	2.32	2.33	2.77
(3) スケジュールや手順の理解を補助する用具								
① スケジュールボード	1.60	1.35	1.84	2.01	3.33	3.12	2.94	3.75
② 日や曜日の表示がわかりやすく工夫されたカレンダー	1.68	1.49	2.26	1.92	3.55	3.38	3.56	3.83
③ 「わたしの日課」、「マイ時間割」	1.00	0.86	0.93	1.29	3.13	2.93	2.8	3.44
④ スケジュール管理パソコンソフト	0.61	0.56	0.73	0.60	2.53	2.39	2.64	2.65
⑤ 携帯電話アラーム、お知らせ機能	1.21	1.01	1.52	1.44	2.97	2.8	2.47	3.35
(4) 数量の認識を補助する用具								
① 数取り器などのカウンター	0.42	0.45	0.52	0.33	2.56	2.45	2.00	2.96

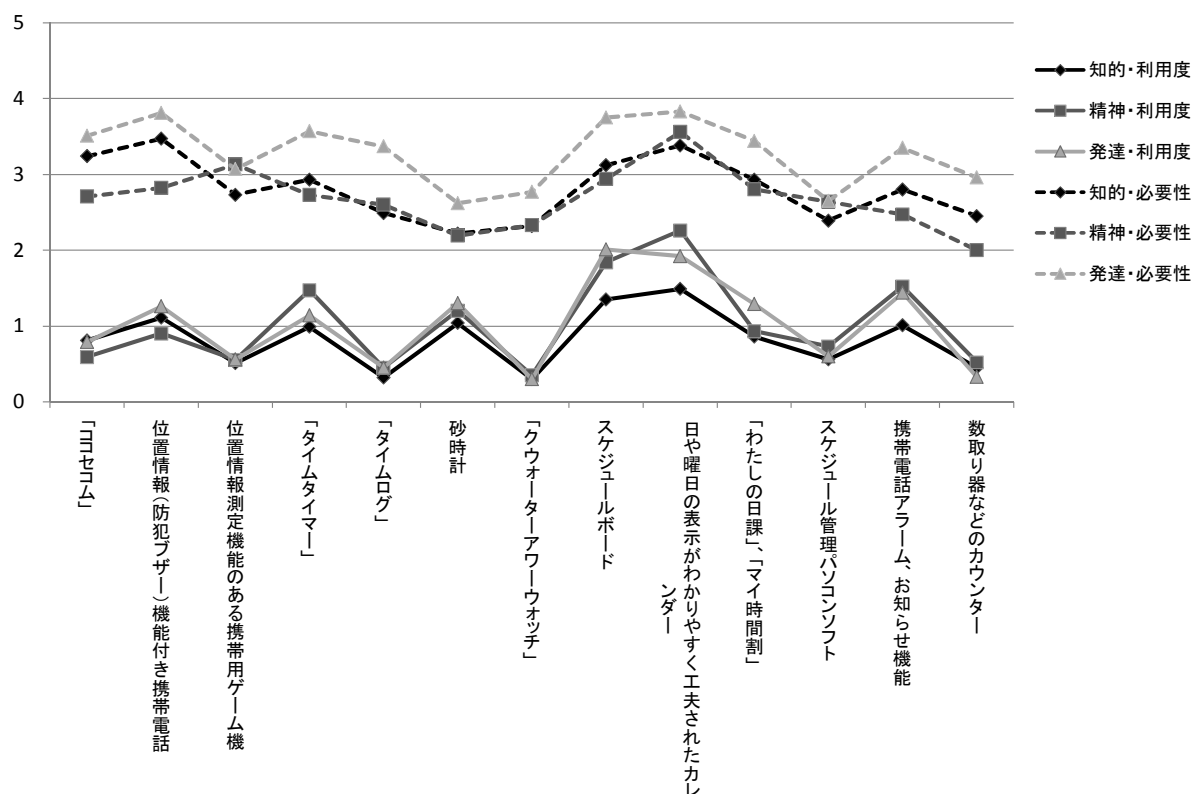


図3-1-3 理解補助用具

4) 学習や就労を支援する用具

知的障害や発達障害の障害を補う福祉用具のうち、学習・就労に関する支援用具をここで整理しました（表 3-1-21 及び図 3-1-4）。

いずれの品目においても利用度は低い結果となりましたが、必要性は高く、知っている人の関心の高さが伺えました。前述の理解補助用具と同様に、発達障害において、「様々な作業マニュアル」、「コミュニケーション学習用カード」、「言葉の学習教材」、「時間と時刻の学習教材」、「場面に合わせた声の大きさを知るための音声測定器」に高い支持が得られました。

品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、1) 利用度については「コミュニケーション学習用カード」、「SST（生活技能訓練）学習用カード」について、2) 必要性については「言葉の学習教材」、「コミュニケーション学習用カード」、「SST（生活技能訓練）学習用カード」、「様々な作業マニュアル」についてのみ主として発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

表 3-1-21 学習や就労を支援する用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
(1) 学習や就労を支援する用具								
① カットアウトや天板傾斜のテーブル	0.52	0.54	0.61	0.42	2.54	2.51	1.67	2.74
② 座位保持補助具(椅子、クッション、足台)	0.88	0.92	1.03	0.70	2.84	2.85	1.89	2.87
③ パソコン支援ソフト(行の強調、読み上げ等)	0.50	0.48	0.70	0.43	2.63	2.45	2.00	3.09
④ 鉛筆等の持ち位置が判る筆記具保持具	0.61	0.61	0.63	0.53	2.76	2.70	2.00	2.95
⑤ 持ちやすく、利き腕に配慮したハサミ	1.03	1.05	1.10	0.94	3.08	3.01	3.36	3.14
⑥ DAISY (アクセシブルな情報システム)	0.27	0.27	0.31	0.20	2.54	2.50	2.40	2.58
⑦ 場面に合わせた声の大きさを知るための音声測定器	0.31	0.30	0.43	0.24	2.89	2.64	2.40	3.43
⑧ 時間と時刻の学習教材	0.77	0.72	0.48	0.91	3.20	3.08	2.63	3.47
⑨ 言葉の学習教材	0.99	0.96	0.58	1.15	3.33	3.18	2.44	3.72
⑩ 電子辞書 (手書き入力できるもの)	0.95	0.88	0.93	1.07	2.91	2.74	2.71	3.21
⑪ コミュニケーション学習用カード	0.86	0.68	0.60	1.29	3.51	3.24	2.50	3.93
⑫ SST (生活技能訓練) 学習用カード	0.65	0.53	0.73	0.85	3.39	3.06	3.00	3.81
⑬ 様々な作業マニュアル	0.83	0.70	0.97	1.02	3.69	3.48	3.09	4.10

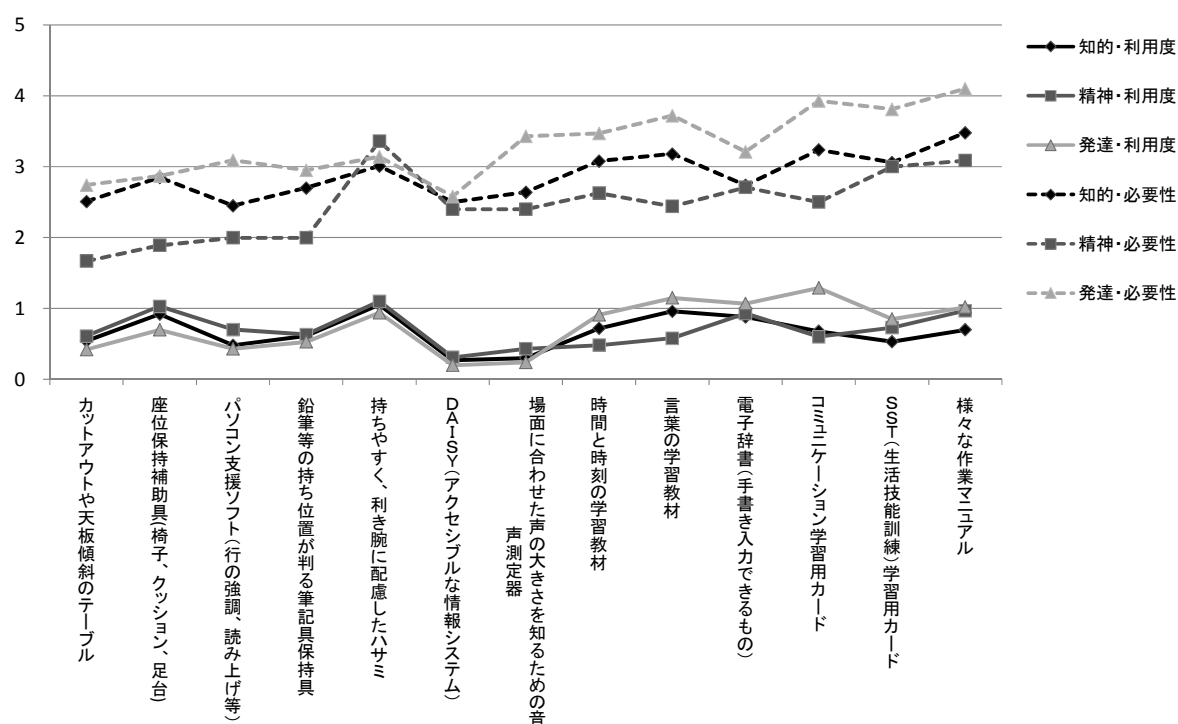


図3-1-4 学習や就労を支援する用具

5) 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具

福祉用具のうち、自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具をここで整理しました（表 3-1-22 及び図 3-1-5）。

利用度、必要性ともに最も高く支持された品目として「エアコン」があげられます。その他にも、「加湿器」、「空気清浄器」、「リラックス感のあるソファ」は、いずれの障害においても必要性が高いとされました。これらは汎用性も高くかつ共用品としての性格が高い品目と考えられます。

「パーテーション」や「音の刺激や情報量を調整する用具」は、利用度は低いものの、発達障害者を中心に一定の利用者から高く支持されていることが知られました。

品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、1) 利用度については「パーテーション（ついたて）」、「イヤマフ」、「携帯用ヘッドホンステレオ（「iPod」等）」、「リラックス感のあるソファ」について、2) 必要性については「パーテーション（ついたて）」、「耳栓」、「エアコン」についてのみ主として発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

表 3-1-22 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
(1) 視覚の刺激や情報量を調整する用具								
① パーテーション（ついたて）	1.00	0.81	0.83	1.42	3.04	2.79	2.75	3.38
② サングラス（メガネ、カラーコンタクト）	1.21	1.17	1.75	1.14	2.52	2.47	2.35	2.62
(2) 音の刺激や情報量を調整する用具								
① イヤマフ	0.48	0.35	0.43	0.69	2.76	2.54	2.33	2.98
② 耳栓	0.99	0.88	1.03	1.16	2.35	2.13	2.13	2.75
③ ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン	0.63	0.56	0.72	0.67	2.55	2.35	2.13	2.89
④ 携帯用ヘッドホンステレオ（「iPod」等）	1.16	0.99	1.30	1.39	2.64	2.50	2.46	2.86
⑤ その他のヘッドホン	1.18	1.08	1.28	1.27	2.54	2.43	1.92	2.76
(3) その他の環境刺激や情報量を調整する用具								
① エアコン	4.03	3.90	3.90	4.32	4.49	4.47	3.94	4.62
② 加湿器	2.24	2.18	1.86	2.37	3.47	3.50	3.22	3.43
③ 空気清浄器	2.05	2.04	1.79	2.04	3.42	3.40	3.35	3.42
④ 消臭器	1.33	1.26	1.59	1.36	2.91	2.87	2.76	2.97
⑤ 足温器	0.89	0.89	1.07	0.79	2.35	2.37	2.20	2.30
⑥ 足浴器	0.83	0.83	1.00	0.75	2.25	2.25	2.14	2.23
⑦ リラックス感のあるソファ	1.92	1.70	2.14	2.29	3.19	3.06	3.00	3.41
⑧ スヌーズレン	0.30	0.27	0.33	0.23	2.56	2.43	1.67	2.88
⑨ 芳香器（アロマポット）	1.19	1.07	1.24	1.36	2.42	2.30	2.29	2.57
⑩ 圧迫感のあるベスト	0.47	0.46	0.50	0.39	2.21	2.04	2.14	2.50

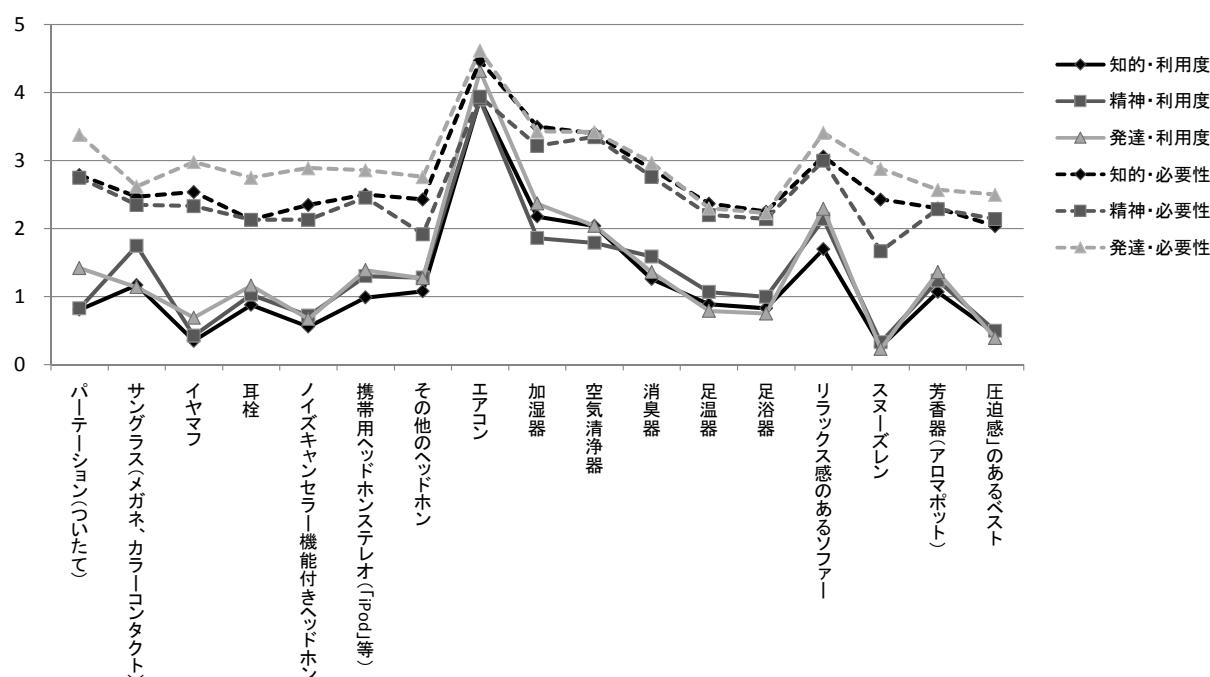


図 3-1-5 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具

6) コミュニケーション支援用具

福祉用具のうち、コミュニケーションを支援する用具をここで整理しました(表 3-1-23 及び図 3-1-6)。

知的障害及び発達障害では「絵カード」、全ての障害で「携帯電話」及び「デジタルカメラ」の利用度が比較的に高くなりました。

この分野においても、特に発達障害において「視覚支援等シンボル(「PIC」、「PCS」等)」、「PECS」の絵カード」、「コミュニケーションボード」、「絵カード」、「PDA 利用の携帯用会話補助装置(「あのね」、「トークアシスト」等)」など、直接コミュニケーションを支援する用具に対して高い支持が得られました。また、「医療等の受診サポートブック」や「理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント」の必要性も高いことがわかりました。

品目ごとに利用度及び必要性の平均値について障害別に比較したところ、1) 利用度については「視覚支援等シンボル(「PIC」、「PCS」等)」、「絵カード」、「PECSの絵カード」、「コミュニケーションボード」、「コミュニケーションブック」、「デジタルカメラ(付き携帯電話)」、「ICレコーダー等の電子機器」、「理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント」、「医療等の受診サポートブック」について、2) 必要性については「視覚支援等シンボル(「PIC」、「PCS」等)」、「コミュニケーションボード」、「コミュニケーションブック」、「医療等の受診サポートブック」についてのみ主として発達障害と精神障害の間に違いがあることがわかりました。

表 3-1-23 コミュニケーション支援用具

品 目	利用度				必要性			
	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害	全体	知的 障害	精神 障害	発達 障害
(1) コミュニケーションを支援する用具								
① 視覚支援等シンボル(「PIC」、「PCS」等)	0.51	0.38	0.43	0.77	3.21	2.97	1.80	3.73
② 絵カード	1.58	1.48	0.79	1.96	3.34	3.22	2.78	3.64
③ 「PECS」の絵カード	0.52	0.40	0.55	0.70	3.27	2.87	2.60	3.68
④ コミュニケーションボード	0.87	0.73	0.77	1.13	3.16	2.96	2.43	3.57
⑤ VOCA(音声出力コミュニケーションエイド)	0.45	0.43	0.43	0.45	2.94	2.77	2.17	3.36
⑥ 「トーキングエイド」	0.45	0.43	0.50	0.40	2.69	2.60	1.83	2.97
⑦ PDA 利用の携帯用会話補助装置(「あのね」、「トークアシスト」等)	0.29	0.27	0.20	0.30	3.00	2.80	1.67	3.50
⑧ 携帯電話、パソコンメール機能	1.93	1.86	2.17	1.91	3.40	3.37	3.40	3.43
⑨ コミュニケーションブック	0.65	0.47	0.60	0.94	3.05	2.66	3.00	3.44
⑩ 磁気ボード(簡易筆談器)	0.49	0.49	0.53	0.42	2.76	2.71	2.75	2.79
⑪ FAX(画像付き電話機)	1.49	1.43	1.50	1.55	3.08	3.10	3.07	3.03
⑫ デジタルカメラ(付き携帯電話)	1.91	1.66	1.79	2.35	3.08	3.02	2.88	3.18
⑬ ICレコーダー等の電子機器	0.83	0.74	1.27	0.84	2.71	2.61	3.09	2.73
⑭ 理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント	1.00	0.84	0.83	1.31	3.31	3.22	2.58	3.57
⑮ 医療等の受診サポートブック	1.19	1.06	1.00	1.44	3.50	3.33	3.00	3.81

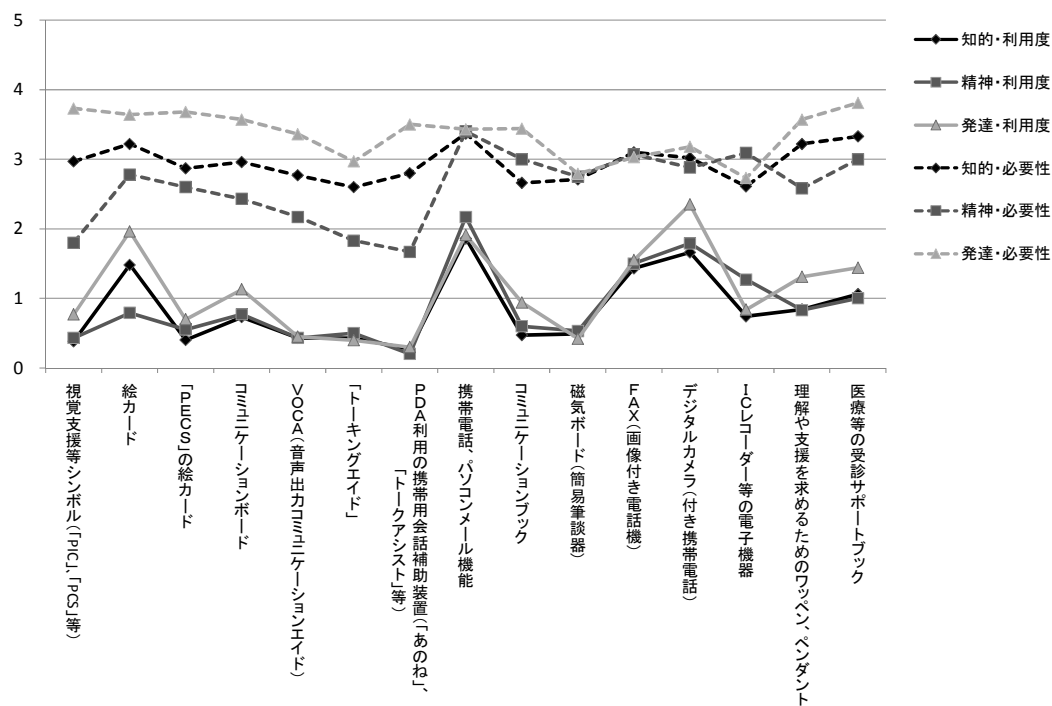


図 3-1-6 コミュニケーション支援用具

（２）利用度及び必要性から福祉用具を分類し、評価

下記に、知的障害者、精神障害者、発達障害者の障害別に全ての品目について、その利用度と必要性の関係をプロットしました（図3-1-7～3-1-9）。発達障害者は、知的障害者や精神障害者と比べて福祉用具をより必要とする傾向が示唆されています。

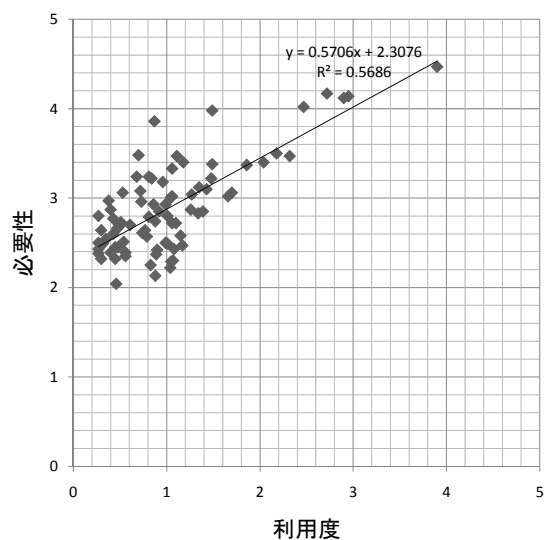


図3-1-7 知的障害者

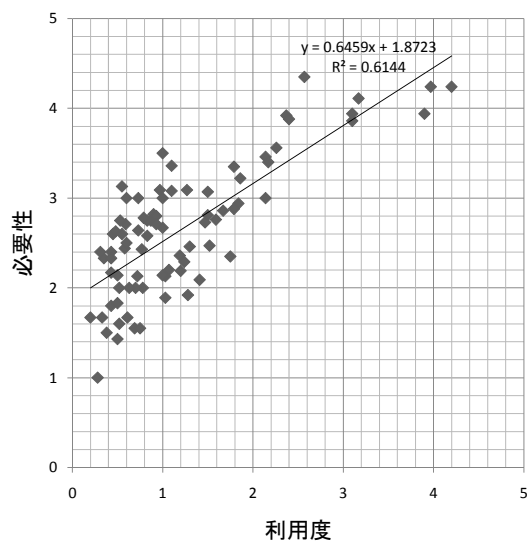


図3-1-8 精神障害者

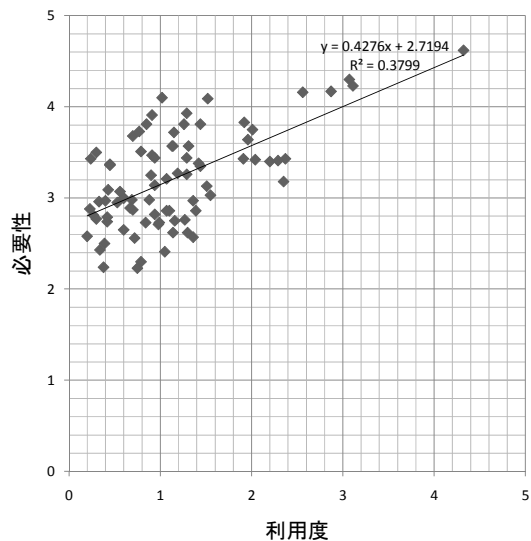


図3-1-9 発達障害者

前項1)の機能による福祉用具の分類において発達障害者の必要性が特徴的であったことから、ここでは発達障害を対象に、利用度及び必要性の関係を類型化し、福祉用具を次の五つのグループに分けました(図3-1-10)。

なお、知的障害及び精神障害についてもほぼ同じことが言えます。

- I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ (A、B)
- II. 利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ (C)
- III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ (D)
- IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ (E、F、Gの一部)
- V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くはないグループ (G)

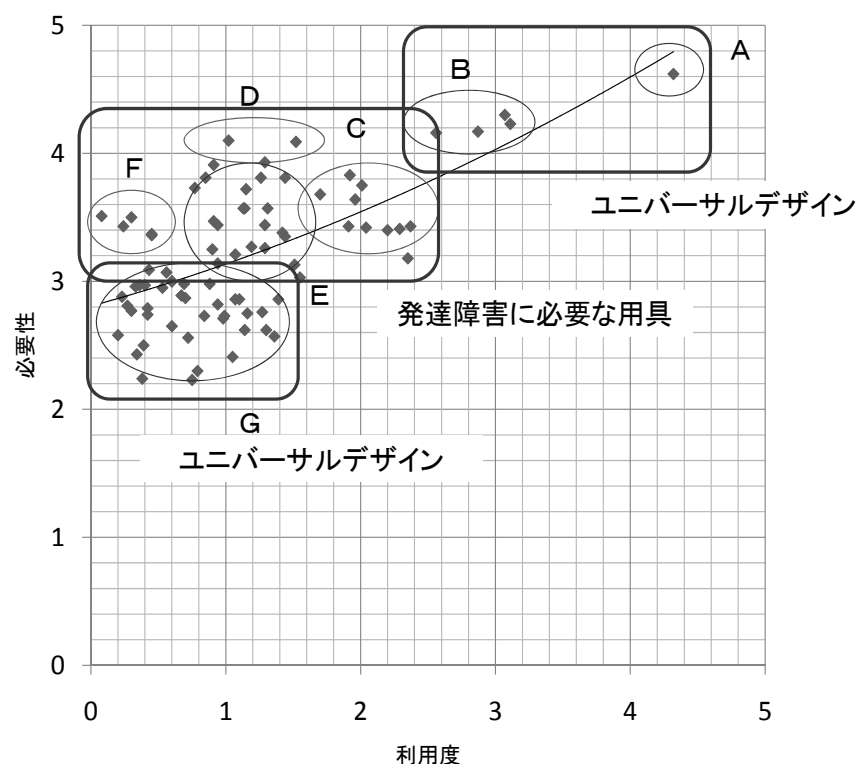


図3-1-10 発達障害のある人の福祉用具

I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ (A、B)

A及びBのグループの福祉用具はよく使われており、その必要性は極めて高いと言えます。障害があってもなくても誰しもが生活をする上で必要な、いわば共用品という位置づけにあると考えられる。ユニバーサルデザインとしての開発が求められています。

表3-1-24 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（１）

グループ	品目	利用度	必要性
A	エアコン	4.32	4.62
B	電気掃除機(操作がシンプルなもの)	3.11	4.23
B	電子レンジ（シンプルな操作のもの）	3.07	4.30
B	全自動洗濯機（シンプルな機能）	2.87	4.17
B	片付けの小分け整理棚・ロッカー	2.56	4.16

II．利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ（C）

Cグループには、２種類のグループが混在していました。

一つは、「加湿器」、「デジタルカメラ（付き携帯電話）」、「ソファ」、「電気ポット」、「空気清浄器」、「携帯電話」であり、IのA、Bとも共通しており、障害に関わらず使われているものであり、その必要性も高く、ユニバーサルデザインとしての開発が求められています。

一方で、「スケジュールボード」、「絵カード」は、恐らく障害児のご家族が工夫して手作りで使っておられるものであり、発達障害児の家族に広く利用され、かつその必要性が一般に認められていると考えられる。誰もが手作りで製作できる、わかりやすいマニュアルや指導書、さらに市販の製作材料が欲しいところです。

表3-1-25 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（２）

グループ	品目	利用度	必要性
C	加湿器	2.37	3.43
C	デジタルカメラ（付き携帯電話）	2.35	3.18
C	リラックス感のあるソファ	2.29	3.41
C	電気ポット	2.20	3.40
C	空気清浄器	2.04	3.42
C	スケジュールボード	2.01	3.75
C	絵カード	1.96	3.64
C	日や曜日の表示がわかりやすく工夫されたカレンダー	1.92	3.83
C	携帯電話、パソコンメール機能	1.91	3.43
C	「PECS」の絵カード	1.70	3.68

III．利用者は少いが、必要性は極めて高いグループ（D）

Dグループは、「火災報知機」、「位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話」、「様々な作業マニュアル」、「自動消火器」であり、利用者は少ないが、必要性が極めて高い福祉用具であり、いずれも生命の安全に関するものであり、重要な福祉用具と考えられ、日常生活用具としての給付が必要です。

表3-1-26 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（3）

グループ	品目	利用度	必要性
D	火災報知機	1.52	4.09
D	位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話	1.26	3.81
D	様々な作業マニュアル	1.02	4.10
D	自動消火器	0.91	3.91

Ⅳ．利用者は少ないが、必要性が高いグループ（E、F）

このグループは、発達障害の障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具が該当します。Cグループとの違いは、電子機器などハイテクによるものもあり、家族が簡単に工夫して製作することは難しく、制作にあたり専門的な知識や技術を要するものが占めます。日常生活用具の定義である、(1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するものに、まさしく合致するものです。

利用者は少なくても、その必要性は高く評価されることから、日常生活用具として位置づける必要があります。

表3-1-27 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（4）

グループ	品目	利用度	必要性
E	医療等の受診サポートブック	1.44	3.81
E	携帯電話アラーム、お知らせ機能	1.44	3.35
E	パーティーション（ついたて）	1.42	3.38
E	理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント	1.31	3.57
E	コミュニケーション学習用カード	1.29	3.93
E	服薬管理ができる薬入れ	1.29	3.26
E	「わたしの日課」、「マイ時間割」	1.29	3.44
E	電磁調理器	1.19	3.27
E	言葉の学習教材	1.15	3.72
E	「タイムタイマー」	1.14	3.57
E	コミュニケーションボード	1.13	3.57
E	電子辞書（手書き入力できるもの）	1.07	3.21
E	時間と時刻の学習教材	0.91	3.47
E	持ちやすく、利き腕に配慮したハサミ	0.94	3.14
E	コミュニケーションブック	0.94	3.44
E	お金の種類や金額で小分けできる財布	0.90	3.25
E	SST（生活技能訓練）学習用カード	0.85	3.81
E	視覚支援等シンボル（「PIC」、「PCS」等）	0.77	3.73
E	場面に合わせた声の大きさを知るための音声測定器	0.24	3.43

表3-1-28 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（５）

グループ	品目	利用度	必要性
F	「タイムログ」	0.45	3.37
F	VOCA（音声出力コミュニケーションエイド）	0.45	3.36
F	PDA 利用の携帯用会話補助装置（「あのね」、 「トークアシスト」等）	0.30	3.50
F	「ココセコム」	0.08	3.51

さらに、必要性が比較的に低く回答されたGグループに位置するものの、保護者の座談会（第3章3）や、調査票作成に当たって事前調査でリストアップされた福祉用具（表3-1-1）は、このグループとして位置付けました（G'）。

表3-1-29 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（６）

グループ	品目	利用度	必要性
G'	頭部保護帽	0.99	2.73
G'	イヤマフ	0.69	2.98
G'	ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン	0.67	2.89
G'	スケジュール管理パソコンソフト	0.60	2.65
G'	パソコン支援ソフト（行の強調、読み上げ等）	0.43	3.09
G'	「トーキングエイド」	0.40	2.97
G'	「クウォーターアワーウォッチ」	0.30	2.77
G'	スヌーズレン	0.23	2.88
G'	DAISY（アクセシブルな情報システム）	0.20	2.58

V．利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ（G）

Gグループは、生活支援用具を中心に、利用度は低く必要性もそれほど高くない福祉用具が中心となります（G'を除く。）。開発においては、ユニバーサルデザインとしての開発が基本になると考えられます。

表3-1-30 利用度及び必要性からみた発達障害者の福祉用具のグルーピング（７）

グループ	品目	利用度	必要性
G	F A X（画像付き電話機）	1.55	3.03
G	食器洗浄機	1.51	3.13
G	携帯用ヘッドホンステレオ（「iPod」等）	1.39	2.86
G	芳香器（アロマポット）	1.36	2.57
G	砂時計	1.30	2.62

G	その他のヘッドホン	1.27	2.76
G	耳栓	1.16	2.75
G	サングラス（メガネ、カラーコンタクト）	1.14	2.62
G	音波歯ブラシ等の電動の歯ブラシ	1.10	2.86
G	ボタンが大きく操作しやすい電卓	1.07	2.86
G	持ち手など工夫した使いやすいフォーク、スプーン	1.05	2.41
G	滑らない、持ちやすいなど食べやすく工夫された食器	0.98	2.71
G	高さ補助のための足台	0.94	2.82
G	洋式便座カバー(和式トイレを洋式に)	0.88	2.98
G	IC レコーダー等の電子機器	0.84	2.73
G	足温器	0.79	2.30
G	足浴器	0.75	2.23
G	持ちやすく工夫された歯ブラシ	0.72	2.56
G	座位保持補助具(椅子、クッション、足台)	0.70	2.87
G	「箸蔵君」、「楽々箸」等の補助箸	0.60	3.00
G	書きやすい小遣い帳	0.60	3.00
G	位置情報測定機能のある携帯用ゲーム機	0.56	3.07
G	鉛筆等の持ち位置が判る筆記具保持具	0.53	2.95
G	カットアウトや天板傾斜のテーブル	0.42	2.74
G	磁気ボード（簡易筆談器）	0.42	2.79
G	「圧迫感」のあるベスト	0.39	2.50
G	電動爪やすり	0.38	2.24
G	消臭器	0.36	2.97
G	特殊便器(洗浄便座に、大きいボタンのリモコン付き)	0.34	2.43
G	数取り器などのカウンター	0.33	2.96
G	ボタンを押せば紙が必要量出てくるペーパーホルダー	0.27	2.81

8. おわりに

給付事業の対象となる厚生労働省告示の用具6種目に沿って、知的障害者、精神障害者、発達障害者の福祉用具を細分類し調査した結果、障害種によって、利用度、必要性が異なる品目があることがわかりました。

発達障害者の福祉用具について、さらに利用度及び必要性の関係から類型化して分析した結果、それぞれの類型ごとに開発のあり方を提言することができました。

今後は、インタビュー調査等によって、福祉用具の品目をしぼり具体的にガイドラインの指針を示す必要があるように考えています。

グループ	品 目	開発のあり方
I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカー	ユニバーサルデザインとして開発
II. 利用者は少なく、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器、携帯電話	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能
III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具	日常生活用具として給付
V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ	生活支援用具（ADL、IADL）	ユニバーサルデザインして開発

9. 謝辞

調査研究に快くご協力いただいた千葉県内の関係市、障害者福祉施設、障害者団体及び特別支援学校、並びにこれら機関に通う本人（保護者）に感謝の意を表します。

10. 引用文献

- 1) 二井るり子、大原一興、小尾隆一、石田祥代：“知的障害のある人のためのバリアフリーデザイン”、彰国社、2003.
- 2) 全国LD親の会：“発達障害児のためのサポートツール・データベース（教材・教具DB）”、
<http://www.normanet.ne.jp/~zenkokld/supporttool2008.htm>
- 3) こころ web: <http://www.kokoroweb.org/>
- 4) こころ工房：<http://kokorokoubou.com/>

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

3. 2 パーテーションの使用

1. はじめに

知的障害や発達障害のある人の環境調整のために、学校や家庭、就労現場で必需品としてパーテーションが有効に取り入れられている事例¹⁻¹¹⁾をよく聞きます。

たとえば、増澤の開発したパーテーション¹²⁾を、生活工房 補助具・福祉機器研究所のカタログから抜粋して紹介します（図3-2-1及び3-2-2）。

本章では、千葉県内の障害者施設や特別支援学校における自閉症のある人などに対する対応と、使用されているパーテーションの実態を明らかにするため行った調査の結果を紹介します。

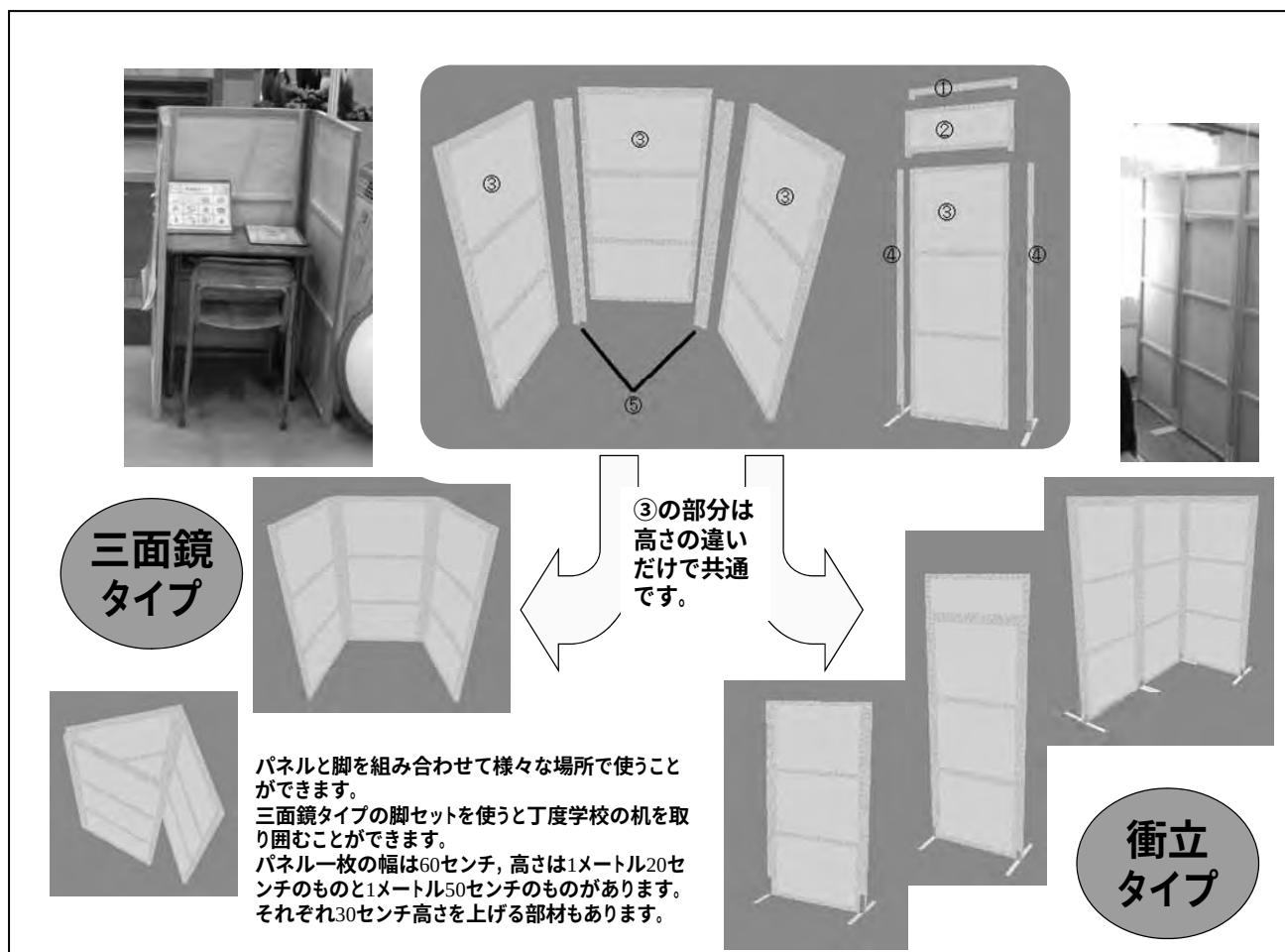
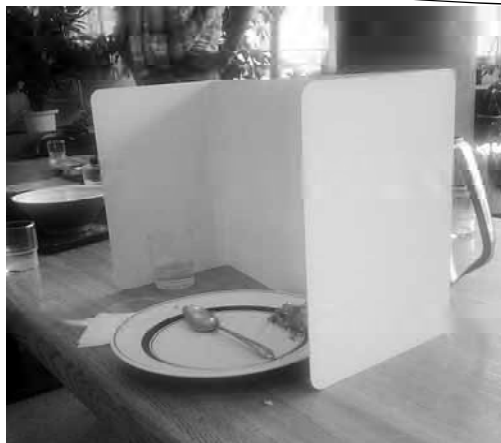


図3-2-1 モジュラーパーテーションのカタログ（生活工房開発）¹²⁾

普段はなかなか集中して食事をするのが難しいTくん。



どこでもパーテーションを置くと……

- ・ ここが自分の場所
- ・ これが自分の食事（隣の人の食事と区別ができる。）
- ・ 視覚情報のある程度遮断するため、周りをあまり気にしないで済む

と、T君にとってわかりやすい環境をその場で、造ることができるため、結果として自分のペースで落ち着いて食事をとることができました。

また、Tくんのお母さん、いつもは食事中様子を見るとつい口が出て、それがトラブルの原因になってしまいます。しかし、どこでもパーテーションを置くと、お母さんにとってもTくんが見えにくいため、お母さんにとっても、安心して食事ができるそうです。

写真は、あるレストランにて、好物の焼きめしを、ちょっと嫌いな紅ショウガ以外はきれいに食べ終わった様子。



図3-2-2 どこでもパーテーションのカタログ（生活工房開発）¹²⁾

2. 千葉県内の障害者施設

（1）調査の方法

施設や特別支援学校でよく利用されているパーテーションについて、2008年（平成20年）9月に、千葉県内の知的障害者入所施設、並びに千葉県A市及びB市内の障害者通所施設を対象に、郵送及びFAXによりアンケート調査を実施しました。

調査では、「施設のプロフィール」、「自閉症のある人などへの取組み」、「自閉症のある人などの行動で困っていることやそれに対する取組み」、「パーテーションの使用状況」などについて質問しました。また、これらの結果は、2002年（平成14年）11月に実施した調査（三菱財団助成調査）^{1-4,11)}の結果と比較いたしました。

回答は47施設から回収されました。平成14年度に実施した調査では、社会福祉法人の施設を対象とし、回答した施設の内訳は、入所更生施設、通所更生施設及び通所授産施設がそれぞれ51%、33%及び16%であったものの、今回の調査では、千葉県内の入所施設に加えてA市及びB市内の比較的に小規模の通所施設も対象としたため旧法入所更生施設78%、旧法通所授産施設4%、新法生活介護・多機能型7%に加えて、小規模の通所施設である新法地域活動支援センターからも

11%の回答がありました（表 3-2-1、3-2-2）。

今回調査の利用者総数 2,338 名（男性 1,447 名、女性 849 名）、このうち自閉症をもつ人は 21%、知的障害をもつ人は 56%となりましたが、回答施設の障害者率を見ると自閉症者がいないとする施設が 10 施設あったため、精査すると自閉症者数はさらに増えるものと推察しています（表 3-2-3）。

表 3-2-1 回答施設数

項 目	平成 20 年調査	平成 14 年調査
回答施設数	47 箇所	45 箇所
利用者数	2,338 人	2,745 人

表 3-2-2 利用者の障害別・性別内訳

項目	男性	女性	計	割合
総数	1,447	849	2,338	1.00
うち自閉症	360	122	482	0.21
うち知的障害	1,247	768	2,015	0.86

表 3-2-3 回答施設の障害者率

施設 No.	自閉症者率	知的障害者 率	施設 No.	自閉症者率	知的障害者 率
1	0.26	1.00	25	0.27	1.00
2	0.63	0.99	26	0.20	0.20
3	0.50	1.00	27	0.17	1.00
4	0.21	0.79	28	0.23	1.00
5	0.03	1.00	29	0.46	0.46
6	0.06	1.00	30	0.00	0.00
7	0.00	1.00	31	0.24	1.00
8	0.47	2.05	32	0.00	1.00
9	0.24	1.39	33	0.23	1.00
10	0.00	1.00	34	0.50	1.00
11	0.05	1.00	35	0.00	1.00
12	0.08	1.00	36	0.24	0.96
13	0.12	1.00	37	0.28	1.00
14	0.10	0.90	38	0.23	1.00
15	0.32	0.90	39	0.00	1.00
16	0.00	1.00	40	0.00	0.00
17	1.00	1.00	41	0.77	0.47
18	0.09	1.00	42	1.00	1.00
19	0.00	0.00	43	0.17	1.00
20	0.05	1.00	44	0.20	0.80
21	0.10	1.00	45	0.25	0.75
22	0.65	0.35	46	0.24	1.00
23	0.38	0.38	47	0.00	1.00
24	0.17	1.00	平均	0.21	0.86

（２）自閉症のある人などに対する取組み

自閉症のある人などに対して特に取組みをしているかどうか尋ねた結果、「行っている」が38%、「行っていない」が62%となりました。この結果は前回調査の結果と変わりません（表 3-2-4）。その内容は、「TEACCH プログラム」が最も多く 14 施設(30%)、続いて「行動療法」8 施設、「受容的交流法」2 施設、「作業療法」1 施設、「だっこ法」1 施設でした（表 3-2-5）。

表 3-2-4 自閉症のある人などに対して特別なプログラムの実施

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 行っている	18	0.38	16	0.40
② 行っていない	29	0.62	24	0.60
回答者数	47	1.00	40	1.00

表 3-2-5 具体的なプログラム名（複数可）

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① TEACCH プログラム	14	0.30	14	0.31
② 行動療法／応用行動分析	8	0.17	3	0.07
③ 太田ステージ	0	0.00	0	0.00
④ 動作法	0	0.00	2	0.04
⑤ 感覚統合	0	0.00	0	0.00
⑥ 受容的交流法	2	0.04	1	0.02
⑦ 作業療法	1	0.02	2	0.04
⑧ 生活療法	0	0.00	1	0.02
⑨ だっこ法	1	0.02	0	0.00
回答者数	47	1.00	45	1.00

（３）自閉症のある人などの行動で困っていること

表 3-2-6 に、現場で、自閉症のある人などの行動等で困っていることを示します。質問紙では、「一人でもお困りの方がいましたら、その方の対応に対する問題の大きさによって点数を付けてください。全く問題ないは「1」、あまり問題でないは「2」、どちらとも言えないは「3」、やや問題があるは「4」、非常に問題があるは「5」の数字に○を付けてください。下記のような行動があっても特に困っていなければ、困っていないと判断してください。」と尋ね、回答を求めました。

自閉症のある人などの行動等で最も困っているのは、「時刻、場面にあった対応ができない」であった。続いて「机や壁をたたいたり、頭をぶついたりする」、「自分にかみついたり、髪を引っ張ったりする」、「コミュニケーションを取りにくい」、「時折わけもなくかんしゃくを起こす」、「周囲の人におかまいなく、気ままな行動をする」、「同僚とよく喧嘩をする、他害が

ある」、「自分の要求を表現することができない」、「同じ事を繰り返す」、「作業中の離席が多い」、「作業に対する意欲、関心がない」、「監督する人がいなければ作業ができない」などが続きました。前回調査と比べて平均値が高いのは、今回は入所施設の比率が高いことも影響していると考えられます。

表 3-2-6 現場で、自閉症のある人などの行動等で困っていること

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査
	平均値	標準偏差	平均値
1.コミュニケーションを取りにくい	3.80	0.93	-
2.自分の要求を表現することができない	3.68	0.93	3.42
3.反響言語（オーム返し）で話す	3.09	1.17	2.69
4.トイレ介助が必要など、身辺自立ができない	2.95	1.27	2.70
5.時刻、場面にあった対応ができない	3.91	1.02	3.53
6.自分のものと他人のものの区別ができない	3.51	1.18	2.80
7.簡単な文字の読み書きができない	3.10	1.41	2.43
8.時計の時刻を読むことができない	3.07	1.42	2.49
9.電話をかけることができない	3.28	1.55	2.91
10.作業の時間や休憩時間を守らない	3.47	1.16	2.85
11.作業スピードが遅い	3.00	1.29	2.58
12.作業理解が悪く、よくミスをする	2.95	1.31	2.31
13.作業中の離席が多い	3.57	1.15	-
14.作業に対して集中できない	3.47	1.18	3.29
15.監督する人がいなければ作業ができない	3.53	1.18	3.30
16.作業に対する意欲、関心がない	3.56	1.16	2.93
17.一回の指示では作業にとりかかれない	3.44	1.24	2.90
18.作業中や生活の場面でぶつぶつと独り言を言う	3.07	1.36	2.59
19.耳ふさぎなどで作業が中断する	3.28	1.28	-
20.同僚とよく喧嘩をする、他害がある	3.70	1.12	2.63
21.多弁	3.05	1.23	2.65
22.時折わけもなくかんしゃくを起こす	3.74	1.11	3.40
23.同じ事を繰り返す	3.65	1.17	3.36
24.机や壁をたたいたり、頭をぶついたりする	3.88	1.23	2.50
25.自分にかみついたり、髪を引っ張ったりする	3.84	1.21	3.35
26.理由なく急に笑ったり怒ったりする	3.19	1.14	2.96
27.音声チックや断続的に奇声をあげる	3.42	1.12	-
28.周囲の人におかまいなく、気ままな行動をする	3.72	1.16	3.70
29.目的もなくうろついたり、さまよい歩いたりする	3.37	1.16	3.38

(注) 網かけは、3.50 以上。

その他に、現場で困っている行動等を紹介します（自由回答：原文のまま。以下同じ。）。

- ・ 他利用者に影響がある行動が表れた時に、どのような対応が最善か苦慮している。例）・更衣室を覗く（いやらしい意思は無い・水が大好きで、フロアー等を水浸しにしてしまう）。
- ・ 精神疾患、精神障害の方々への支援（総合失調をあわせもつ方々も同様）。
- ・ 食事へのこだわりが強く、支援が困難。
- ・ 頭部をたたく、自傷行為、常時興奮して大きな声を発する。
- ・ 自閉症に限らず、自傷・他傷行為の防止が困難である。
- ・ トイレトペーパーをトイレに流してしまう。
- ・ 破壊行動。
- ・ 他害行為・他傷行為。
- ・ 突発的な走り出しで、マンホールへの物落とし、カレンダー破きなど。
- ・ 特定の人に対しての突き飛ばし行動。
- ・ 特定の利用者に対し、突然大声を出し殴りかかろうとする。
- ・ 糞食行為（ひまつぶしで）。
- ・ 便いじり。
- ・ 居住内での排泄行為。
- ・ 他者の部屋に入り布団を破いて排泄したりする。
- ・ 短期入所利用者が入所利用者に噛み付くことに固執してしまう。
- ・ 知的障害者で、自閉傾向がある人への飲水（多量）・水遊び・トイレに何でも流してしまうこと。
- ・ 自分にとってきれいなものが、他者のものであっても、関係なくこわしてしまう。
- ・ 器物破損（壁に穴を開ける、衣類を破く等）。
- ・ 睡眠の乱れ・昼夜逆転。
- ・ 排泄・破衣・奇声・多飲・多動・移動困難・情緒不安定・自傷・他傷（害）・器物破損。
- ・ 壁、窓、ベッドたたきによる破壊行為。
- ・ 衣類を着用せずに裸で過ごす。
- ・ 上着、ズボン、下着等身につけている衣類を破いてしまう。
- ・ 急な予定の変更に対応できず、自分の着ている服を破いたり、自傷する。言葉、ジェスチャー等で説明するが理解出来ない。
- ・ 腕への自傷（瘡蓋はがし）。
- ・ 帰宅時に問題行動が多い。家族と施設の支援の仕方が若干違うことだと思うが。
- ・ 特定の職員が声をかけないとトイレに行かない。
- ・ 気分がのらないと食事をひっくり返す。
- ・ 外へ出て行ってしまう。
- ・ こだわりの行動が多い（じゃぐちをあけっぱなしにして水を流す、はき物を下駄箱から全部出す。置いてある物を全て床に下ろす、服のイラストやマークを気にして、その部分を破る。長袖の服のそでをまくっていると伸ばす。物を隠す等）。

- ・ つばはき、現在はティッシュにするというルールは守られている。
- ・ 特定の利用者さんの衣類にこだわり、着せ替えたり破ったりしてしまう。
- ・ 夜間に起きだし気になる物の移動や、利用者さんの衣類にこだわる。
- ・ 集団生活の中で、どこまでそのこだわりを認め、対応していくかの見極めが難しい。
- ・ 環境を整える点で工夫できる体制がとれていないこと。特性等に関する認識が不足していること。
- ・ 施設の敷地外にこだわっている対象物があり、毎日確認しに行くが、職員の目が届きにくい。隣の公園のシーソーが二つ並んでいるか確認している。
- ・ 感覚刺激に対するこだわり行動を切り替えることが難しい。こだわり行動が持続すると「～せざるを得ない」状況になってしまい、脅迫的になってしまうので困っています。
- ・ 自閉症の方以外の重度知的障害の型への対応にむしろ苦慮している状況。常に他者の注目を得たい、話し続けて騒がしい等。環境設定や構造化だけでは対応が難しく、支援者が対応するしかない。また、精神科医療を含めた健康管理への課題が多い。
- ・ 困る行動は、支援方法があっていないか、無理な課題を与えているためと考えている。
- ・ 日中活動の参加が難しい。
- ・ 作業スペースが狭い為、パーテーションを使う場所がない。

（４）行動で困っていることに対する工夫

困っている行動に対して取られている工夫は（自由回答）、パーテーションの設置のほかに、「他人の接近を嫌がる人に対して個室で作業、休憩をしてもらっている」、「偏食があり、食事に対して過敏な人に窓に向かって一人で食べる」、「作業に集中できるように、一人一人独立した机で作業を行う」、「好きなものが目に入ると作業中でも飛び出す人はブースの中で作業を行う」、「他害の恐れのある利用者は個室で対応している」など構造化を意識した取組みがあげられました。一方で、回答のなかった施設が過半にのぼり、これは前述の（２）「自閉症をもつ人に対する取組み」で「行っていない」と回答した施設とほぼ一致します。

以下に、困っている行動に対して取られている工夫を紹介します。

- ・ 日中活動の大部分が作業活動であり、個室の確保やパーテーション等は出来ないが、可能な限り相性の悪い利用者との組み合わせをなくしたり、周囲の影響を受けないような配置を心がけている。
- ・ 室内作業において、個別スペースを作り、集中して活動が行えるように、ワークシステムを取り入れ、個々人のペースで取り組めるようにしている。
- ・ 個別スペースの中で作業する事は、他からの刺激が少なく落ち着ける。
- ・ 他害のある方に対しては、スタッフが見守りが出来ない時間については、パーソナルスペースを設け過ごしてもらっている。
- ・ 不安定なら自室に誘導して、刺激の軽減を行っている。
- ・ 自閉傾向がある方に対して、休憩スペースを個別で用意している。

- ・ 2階を落ち着ける場所として、基本的に開放している。
- ・ 集団から離れて過ごせるスペースは設けているが、利用度はあまり高くない。
- ・ 出来るだけフロアを分けて違う空間で過ごすよう誘導している。
- ・ 自分以外の他の方々が気になり、一緒に室内で活動できない方に対し、全く別のコンテナハウスを用意し、作業活動、休憩、障子等一日の日課を過ごしていただいている。
- ・ 個室を設けて作業や食事をしてもらっている。
- ・ 壁に向かって一人作業である。又は、テーブルで仕切って見えなくしている。
- ・ 室内活動（作業等）においてはパーティション等を使用して、本人のスペースを確保している。
- ・ 作業場面での構造化（パーティション・一対一・スケジュール・ワークシステム）。
- ・ 日中活動中、作業室でパーティションを利用し、個室空間を作って作業してもらっている。
- ・ 盗み食い防止の為、個別パーティション、机を用意し召し上がっていただいている。
- ・ 食事に集中できずに他者への干渉行為に及んでしまう為、個別のパーティションを用意。
- ・ 作業中、集団の中ではうまく取り組めずにいる為、パーティションを設置し、指導員がついている。
- ・ パーティション等での刺激の軽減を図る空間作り。
- ・ 全員が壁又はパーティションに向かって作業をしている。
- ・ 一つの作業で多種類の作業をするときに、パーティションを利用し、集中しやすい空間を作るよう配慮している。
- ・ こだわりが強く、作業に集中できない方には、個別エリア（パーティション内）で作業。
- ・ パーティションで個室に近い状態にしている人もいる。
- ・ 可能な限りマンツーマンの対応をしている。3件
- ・ 個別に職員がつく日もある。
- ・ 継続した作業が一人では続けることが出来ない利用者に時間を決めて支援員が個別につくようにしている。
- ・ 作業に集中できない方に関しては、ワークシステムを用いて、はじめと終わりを明確に示している。
- ・ 頭部を壁に打ち付ける方には、間に物理的に机を置くなど工夫。
- ・ 一人一人に出来る限り安心して過ごせる場所の確保（休憩時間）。
- ・ 興味がある物を提供し集中させる。
- ・ 自閉症の利用者には、わかりやすく安心できる環境作りに努めている。具体的には単純化した作業。刺激の少ない環境。言葉でなく視覚的構造を応用した作業・生活環境。
- ・ 全ての行動障害は、個々の行動特性であるが、各々の利用者の内面理解（行動障害を引き起こす心的要因）について理解を深める取り組みが第一で、その次に環境空間の配慮を行うようにしている。
- ・ 家族とのコミュニケーションを密にし、利用者にもその都度説明する。
- ・ 2人部屋での生活が難しかったが、仕切りを設置する事で可能となった。

- ・ 日中は布団を倉庫にしまって置き、作業中で個室に人がいないときは、鍵をかけておく。ついで、すぐ食べないなら食事を取ってもらう。さらに、何が目的で出て行くのか、出て行く場所や時間から検討改善。上記の問題がある場合自ら指導員がついている。
- ・ テーブルを隅に置き、壁に向かって座り、食事を取ってもらう。
- ・ 作業は壁ぎわで、その利用者の後ろ側にフォローしやすいよう職員を配置している
- ・ コミュニケーションがこちらからの一方的なものにならないように配慮している。音声言語だけでなく、絵や文字・写真などで、次のスケジュールを伝えたり、作業の終りがわかりやすいように提示したりしている。
- ・ 特定の利用者さんの衣類ケースを当直室で預かり、直接支援員が渡して着替えてもらっている。
- ・ 夜間の睡眠を確保するため、湧食事の薬の服用時間を少し遅くしている（看護師と協議の上）
- ・ 居室が個室であるため、一人で落ち着ける空間がある。その上で本人がより落ち着けるインテリアや持ち物に配慮している。自分で管理できる方は、居室の鍵を持ってもらっている。その方のこだわりを分析し、生活全般で個別の対応をしている。（例・入浴方法、順番、食事の取り方、作業方法、声かけ等）。
- ・ 机上面にて個別の作業材料による活動（日中活動）を提供。その方の特性を考慮し、ついで、個別ブース又は、個室で活動を行っている。右から左へ、上から下という活動手順ルールや、フィニッシュボックスに入れて終了と言う目で見て分かり、他者の指示がなくても行えるシステムにしている。
- ・ バックグラウンドにラジオや音楽は流さない。職員間の会話を少なく小声で行う。
- ・ 他の人と日中活動の場所や時間帯を変えたりなど色々と工夫したが効果はなかった。

（５）その他に、自閉症のある人などに対する特別な取組み

自閉症のある人などに対するその他の特別な取組みを紹介します。

- ・ 特別な取り組みはしていないが、課題・問題が発生した時はケース会議等を開催し、統一した対応が出来るようにしている。
- ・ 個別支援を基本とし、居住等を入所者４名に対して、４つの棟に分けて、個々の特性を生かした支援をしている。その中で、３３名が個室を利用している。
- ・ 自閉症の方で特化した居住棟があり、中には個室にトイレがついていたり、トイレ・バスが着いている部屋がある。
- ・ 適切な形でのコミュニケーション行動の取り組み中。
- ・ 適切な場面での言葉の使用方の取り組み中。
- ・ TEACCH プログラムのアイデアを生かした視覚的情報を出来るだけ多く入れる。
- ・ スケジュールボード。
- ・ スケジュールの提示（写真・文字・実物）。
- ・ タイマーの使用。

- ・ イヤーマフ、タイムタイマーを使用することがある。
- ・ TEACCH プログラムの中で利用者にあった部分を使いプログラムに取り組んでいる。
- ・ 生活の中で時々カードを使うなど。
- ・ 壁に穴を開け、完全に破壊する利用者のために20万円で厚めの腰板で壁カバーした。
- ・ 法人として、受容的交流理論を基本理念として掲げている。
- ・ 相性の悪い利用者同士は近づけないようにする。
- ・ 施設内の余暇時間には、一人用の小さなトランポリンに座っている。近所の公園に、大勢で行った時、待ち時間が何かと多くイライラしてくるがトランポリンをもって行き、座ってもらうと、落ちついてくる。
- ・ 消音のため、作業室の椅子の足にテニスボールをはめている。
- ・ 日中活動時にトークンエコノミーを導入。
- ・ 作業の内容、取り組み時間、かかわる職員に配慮する。
- ・ 自立して働けるよう工夫している。
- ・ その方にわかるようゆっくりと話して、実物を見せて理解を得るよう工夫している。

（６）パーテーションの使用

作業現場、生活場面において、パーテーション、間仕切り等を使用している施設は全体の43%を占めましたが、残りの57%の施設ではパーテーションを使用していません（表3-2-7）。

施設がパーテーションを導入したきっかけは、約9割の施設が「仕事や食事に集中させるため」として、次いで3割近くの施設からは「他の人から見えなくするため」、「離席をなくす（減らす）ため」、「同僚や職員へのちょっかいをなくす（減らす）ため」、「他害をなくす（減らす）ため」、「自傷をなくす（減らす）ため」、「作業理解が悪く、ミスが多い」、「わけもなくかんしゃく」の順番でした（表3-2-8）。

使用していない施設の「現在使用していない理由」として、「必要性がない」がほとんどでした（表3-2-9）。

表3-2-7 作業現場、生活場面において、パーテーション（間仕切り）の使用

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 使用している	20	0.43	17	0.40
② 使用していない	26	0.57	26	0.60
回答者数	46	1.00	43	1.00

表 3-2-8 パーテーションを導入した目的（複数可）

項 目	平成 20 年調査	
	回答数	割合
1.離席をなくす（減らす）ため	6	0.30
2.仕事や食事に集中させるため	18	0.90
3.同僚や職員へのちょっかいをなくす（減らす）ため	6	0.30
4.自傷をなくす（減らす）ため	5	0.25
5.他害をなくす（減らす）ため	6	0.30
6.パニックを静めるため	6	0.30
7.他の人から見えなくするため	7	0.35
8.その他	4	0.20
回答者数	20	1.00

表 3-2-9 現在使用していない理由

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 必要性がない	23	0.96	12	0.92
② じゃま	0	0.00	0	0.00
③ パーテーション使用について知らない	1	0.04	1	0.08
回答者数	24	0.96	13	1.00

（7）パーテーション設置の効果

パーテーションを使用している施設に、パーテーションの導入以前と比べて効果はあったか尋ねたところ、全ての施設から効果があったとする回答が得られました（表 3-2-10）。この結果から、表 3-2-9 で現在使用していない理由として「必要性がない」と回答した中には、「パーテーションを使うことの効果を知らない」施設が含まれているものと推察しています。

具体的な変化として、「作業を中断せずに終わることができた」、「自分の休憩場所が明示されたことでうろつくことが減少した」、「設置の原因になっていた行動が軽減した」、「多動軽減、粗暴行為軽減」、「作業に対する集中力、意欲が増した。落ち着いて食事が取れるようになった」、「安心して課題に向かうことが増えた」、「刺激量をコントロールしてあげることで、パニック回数の激減と、落ち着いた作業態度が形成されている」があげられます。

表 3-2-10 導入以前と比べての効果

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① ある	17	1.00	15	0.94
② ない	0	0.00	1	0.06
回答者数	17	1.00	16	1.00

以下に、パーテーション設置後の変化を紹介します。

- ・ 自分の居場所及び活動内容が明確になった事で落ち着き、結果的に情緒の安定につながっている。
- ・ パーテーション内で設定された作業が終了するまで集中して行える。
- ・ 周りからの情報がカットされるため、安心して行えている（周囲をきにする人）。
- ・ 離席しなくなった。
- ・ 作業に落ち着けなく歩き回ったり、参加しない等の行動が見られたが、導入する事で集中して作業に取り組める様になった。
- ・ 離席が少なくなり、作業に集中できるようになった。
- ・ 落ちついて作業を行えるようになり、パニック他傷が減った。
- ・ 不安定になる場面は軽減されている。また集中して作業参加が出来るようになった。
- ・ 作業スペースの理解が出来たため、集中できる時間が延びた。
- ・ 食事の際、他利用者のものを取りることが減った。
- ・ 食事時間がはやくなった。
- ・ 指示されなくても席に座り、作業を進めることが出来ている。しかし、日によっては落ちつかなく奇声を発しながら作業していることがある。
- ・ 本人が苦手とする刺激の制限をすることで、本人自身の気持ち（気分）の安定が図られる。
- ・ 食事場面や作業場面に導入しているが、取り入れる前と比べると効果はあり。干渉や他害、自傷も激減し集中して過ごせるようになった。
- ・ 他の利用者が視界に入らないため、集中して作業を行える。
- ・ 活動場所と生活との場面のメリハリ。
- ・ 刺激軽減が図られ全体的に落ち着きが見られた。
- ・ 落ち着きや集中力が増す。
- ・ 空間を仕切ることで、刺激を軽減できるので、安心感がある（職員にとって）本人にとっては、気持ちの切り替えの（こだわり行動）空間になっている
- ・ パニックの回数が減り、パニックの度合いも軽くなった。
- ・ 他の人が気にならず、集中して取り組んでいる。他の人の食事や活動内容は見えないため、他害や食事をとってしまう等の行動が減少した。
- ・ 他の人から見えなくしたので、落ちついてすごせるようになったが、作業に取り組む時間が少なく、休んでいることが多い。
- ・ 作業に集中しやすくなっているように感じます。※区切られた他の作業班から声等がきかれても、そちらに顔を向けることも少なくなり、集中する時間が増えているように思えます。

（８）現在使用しているパーテーションのよいところ

使用しているパーテーションとして、ハイパーテーションタイプと卓上タイプのものが見られました。いずれも手作り、または開所時に特注で製作されたものが大半を占めています。使用し

ているパーテーションのよさとして、「軽いので、移動が容易」、「提示物が貼れる」、「組み合わせが可能」、「木材で出来ているため、設置しても違和感がない」、「安価」、「重量があり、倒れたり壊れたりが少ない」などがあげられていました。

以下に、現在使用しているパーテーションのよいところを紹介します。

- ・ 環境を整理し、活動や居場所を明確にした事で、情緒の安定につながった。
- ・ 活動場所や居場所がはっきりした事で、食事、作業への集中力が高まった。
- ・ 集中して行える。
- ・ 周囲の環境に左右される方にとっては、シャットアウトできる良い部分がある。
- ・ 軽いので、移動が容易である。
- ・ 軽くて動かしやすい。
- ・ サイズが選べる。
- ・ 空間がはっきりと区別できる。
- ・ 提示物が貼れる。
- ・ 重量があり、倒れたり壊れたりが少ない。
- ・ 刺激遮断に最も効果的。
- ・ 活動スペースの線引き。
- ・ 座ると 180 度視界が見えなくなる。
- ・ 組み合わせが可能で様々な設定が出来、使い勝手が良い。
- ・ 使いたい利用者の座るところにあわせて移動できる。
- ・ 3 連タイプなので、用意に空間を仕切ることが出来る。
- ・ 木材で出来ているため、設置しても違和感がない。
- ・ 安価。
- ・ 見た目が良いし、圧迫感がない。
- ・ 食堂等はダンボールに布を張ったりして、テープで固定している。その他のものは木製の手作り。価格が安く、破損してもすぐに作りかえることが可能である。
- ・ 中古品なので安価。
- ・ 人影がうつらない。
- ・ 机上作業の為、他の作業班の内容や人の動きが見えず、利用者が集中しやすい。
- ・ 職員が他の作業班の様子や内容等が一回で確認でき、対応がしやすい。

（９）現在使用しているパーテーションの課題

逆に、使用しているパーテーションの課題を尋ねたところ、「壊れ易い」、「もう少し高さがほしい」、「軽いため、押したりぶつかったりすると倒れやすい」、「組み立てが難しくレイアウトの変更が簡単にできない」、「重さ、移動性」、「低い、移動が困難」、「安全のため重いが移動が大変」など、強度、移動性等の性能に関する要望が多く見られました。

以下に、現在使用しているパーテーションの課題を紹介します。

- ・ 壊れ易いものもあるので、耐久性については課題。

- ・ 特に問題があるが、軽いため、押したりぶつかったりすると倒れやすい。
- ・ 床固定ではないので、少々安定感に欠ける。
- ・ 汚れやすく、掃除しにくい。
- ・ 強度が弱く衝撃にもろい。
- ・ 軽量であるため、脚部の固定及び安定性の確保（倒れてしまうことがある）。
- ・ 幅を取りすぎる。
- ・ 少し低い。
- ・ 高さがあるため、設置の仕方によっては、不安定になってしまう。
- ・ 利用者の様子が見えにくい。
- ・ 見た目がよくなくて、重量がある。
- ・ 高さが 180 cm、120 cm くらいのバリエーションがほしい。
- ・ 安全のため重いが移動が大変。キャスター付きが良い。
- ・ つなぎのジョイントがよくない。壊れやすい。

（１０）パーテーション新たに導入する際の希望

パーテーションを使用している施設に対して、新しくパーテーションを整備する際の希望を尋ねたところ、移動のしやすさや形状、コスト（１万円未満）に対する希望は共通したものの、高さ（120cm、180cm）や、重さ（軽い、重い）、材質（木材、金属、プラスチック等）に対する希望は嗜好がわかれてきました（表 3-2-11～3-2-16）。その他に、「中の様子が見えるようなものがあると良い」、「補助制度があれば利用したい」という意見もありました。

前回調査と比べて、180cm のハイパーテーションの希望が多かったのと比べて、120cm のローパーテーションや卓上パーテーションが好まれていることが異なります（表 3-2-11）。

表 3-2-11 高さ

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 背の高さより高い 180cm 以上	4	0.27	10	0.59
② 椅子に座ったら見えない 120cm 程度	9	0.60	7	0.41
③ 卓上タイプで 60cm 以下	2	0.13	0	0.00
回答者数	15	1.00	17	1.00

表 3-2-12 重さ

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① しっかりとして倒れないくらい重い	6	0.30	8	0.53
② 軽くて簡単に持ち運べる	11	0.55	7	0.47
③ その他	3	0.15	0	0.00
回答者数	20	1.00	15	1.00

表 3-2-13 材質

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 木材	6	0.40	4	0.21
② 金属	1	0.07	3	0.16
③ カーテン・布	1	0.07	1	0.05
④ ダンボール	0	0.00	2	0.11
⑤ プラスチック	7	0.47	9	0.47
回答者数	15	1.00	19	1.00

表 3-2-14 移動性

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 固定（据付）	1	0.05	2	0.14
② 移動自由	17	0.85	12	0.86
③ その他	2	0.10	0	0.00
回答者数	20	1.00	14	1.00

表 3-2-15 形状

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 一枚のボードタイプ	12	0.60	8	0.53
② 屏風タイプ	0	0.00	3	0.20
③ アコーディオンカーテンタイプ	1	0.05	2	0.13
④ ブラインドタイプ	0	0.00	1	0.07
⑤ 机上タイプ若しくは机一体タイプ	6	0.30	0	0.00
⑥ その他	1	0.05	1	0.07
回答者数	20	1.00	15	1.00

表 3-2-16 価格（卓上のもの、もしくは畳一枚程度の大きさで）

項 目	平成 20 年調査		平成 14 年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
① 3,000 円未満	4	0.21		
② 3,000 円～5,000 円未満	5	0.26	11	0.79
③ 5,000 円～1 万円未満	5	0.26		
④ 1 万円～2 万円未満	3	0.16	3	0.21
⑤ 2 万円～3 万円未満	1	0.05	0	0.00
⑥ 3 万円以上	1	0.05	0	0.00
回答者数	19	1.00	14	1.00

（１１）自閉症や知的障害のある人のために、施設で使用しているパーテーション以外の福祉用具

以下に、パーテーション以外に使用されている福祉用具を紹介します。

- ・ 作業活動に関しては特別な器具は使用しないが、日常手に入るもので仕事の効率があがるように工夫している。（洗濯バサミで固定する。画用紙にマス目をかく数えやすくする等）
- ・ コミュニケーションの面では、学校向けのカatalogから、利用者が楽しめるような用具（ボーリング、卓球、サッカーボール等）を購入しお昼休みに利用している。
- ・ ココセコムという位置情報検索装置（携帯性の物）を持っている方がいます。理由としては、突発的に飛び出してしまい、過去には名古屋、銚子まで行ってしまったことがあります。本人の安全確保のためです。
- ・ GPS 機能付き携帯（位置情報）
- ・ 当番の役割としてのあいさつの場面で使用するために、スーパートーカー（VOCA）
- ・ 時間の了解のためのタイマー
- ・ コミュニケーションとして、写真、ボード、タイマー（情報伝達）始め～終り環境（安全確保）としてアクリルガラス、電気のスイッチ、プッシュ式の蛇口、角へのクッション材等
- ・ スケジュール提示のためのボード（大・中・小）－本人が持ち歩けるものも含む。
- ・ 連絡事項のためボード
- ・ 写真マグネット（自分のロッカー・勤務職員の把握）
- ・ 視覚的に個人スケジュールを理解してもらうためにスケジュールボード（添付写真付き）
- ・ 肢体不自由の方の入浴支援に使用するため、シャワーキャリー
- ・ リハビリや発作頻発時に使用するため、ヒューマンケアベッド
- ・ 肢体不自由の方の浴槽出入りに使用するため、キャリーベルト入浴用
- ・ 入浴椅子 2件
- ・ 車椅子 3件
- ・ 食事で使用している自助具など
- ・ 知的障害の方でも手すりや車椅子が必要となるが、特に用意していない。
- ・ 職員の手作りで、作業や行事などを写真にして予定表に張っている。
- ・ 入浴用車椅子
- ・ 4点づえ
- ・ 介助用食器（水分がむせて飲みづらい時用）
- ・ ベッド外付け手すり（立ち上がり、支え時）

（１２）自閉症や知的障害のある人の日常生活用具として認可してほしい福祉用具（支援機器）

以下に、日常生活用具として認可してほしい福祉用具を紹介します。

- ・ 必要な方に対しては、位置情報検索装置。

- ・ ヘッドフォン。（音楽が好きな人が多いが、他人の音楽を聞くことがきらい。小さい頃からヘッドフォンで聞くというマナーを身につけてほしい。
- ・ ココセコム 2件
- ・ 車椅子、リクライニング付ベッドなどの介護用品（高齢化に伴い）。
- ・ 用具ではないが、重複障害があり、おむつを利用している人が多い、おむつの助成をしてほしい。
- ・ 知的障害の方は骨折や加齢化が早いので、身障手帳を持っていなくても、車椅子の購入の助成がほしい。
- ・ 壁やトイレのドアなどに激しく頭突きをしたりする方もいる為、危険箇所にはクッション材などで保護しているが、そのあたりも施設全体として助成対象としていただけるとありがたいと感じる。
- ・ 消耗品（トイレトーパー・洗剤・シャンプー等）※一般の方々より大変な量を使うため。
- ・ パニックにより割られてしまうことが多いので、資金面で大変になるため、強化ガラス。
- ・ 知的障害の方にもコミュニケーション機器として、音声ボードなども助成して頂けると良いと思う。
- ・ VOCA・・・現在柏市では構音障害の方に助成されているそうです。発語がなくても、自分の意思を伝えたい方は、たくさんいるので、コミュニケーションツールとして使用したいため。
- ・ 携帯電話2件・・・視覚優位である特性を生かして、メールによるコミュニケーションをとりやすくしたり、スケジュールを入力して生活に見通しを持ち、安心して行きやすくするため。
- ・ 個人手購入するには高価であるから、今後高齢化が進み、身体障害じゃなくても、需要が増えそうなので、車椅子。
- ・ 高齢の方は、トイレまでの移動が困難なので、ポータブルトイレ。
- ・ 絵カードなど視覚からの情報をやり取りするアイテム。

3．千葉県特別支援学校

（1）調査の方法

2008年（平成20年）9月に、特別支援学校を代表して千葉県特別支援学校A校に対してパーテーション利用の現状をアンケート調査した結果を紹介します。小学部及び高等部は各クラスから、中学部は学部で一つに取りまとめた回答が得られています。

調査では、前述2の障害者施設の調査に準拠して「学校のプロフィール」、「自閉症などのある児童生徒への取組み」、「自閉症をもつ児童生徒の行動で困っていることやそれに対する取組み」、「パーテーションの使用状況」などについて質問しました。

小学部から高等部まで児童生徒数は221名、男性は160名、女性は61名です（表3-2-17及び3-2-18）。

表 3-2-17 A校の概要（児童生徒数）

学部	児童生徒数
小学校 1～3 年	43
小学校 4～6 年	36
中学校	44
高校	98
計	221

表 3-2-18 A校の概要（男女別、障害別）

項目	男性	女性	計	割合
総数	160	61	221	1.00
うち自閉症	67	13	80	0.35
うち知的障害	93	48	141	0.65

（２）自閉症のある児童生徒などに対する取組み

学校の自閉症に対する取り組みは熱心であり、中でも「TEACCH プログラム」を取り入れている学年が多く、その他に「行動療法」や「太田ステージ」や「動作法」、「感覚統合」、「AAC」も取り入れている学級が見られました。

（３）行動で困っていることに対する工夫

以下に、行動で困っていることに対する工夫を紹介します。

- ・ 食堂で周りの音がうるさいため、食べなくなってしまうので、少し早めに食べ始める。食堂で多動で落ち着かない子は、壁を背にして座る。周りに気が散ってしまう子は、壁を向いた席に座る。
- ・ 声をあげて泣き出した場合は、ついたてで教室内を区切りクールダウンをはかる。
- ・ 攻撃的になった場合は、教師が一人つき、相手から離すようにする。
- ・ パニックになった時には静かな所に行って気持ちを落ち着かせてから、要求(どうしたいか)きく。
- ・ 苦手な音からは遠ざける。
- ・ 着替え等コーナーに専用の机を設定する。
- ・ 朝の活動(着替え・学習・掃除など)の手順を写真で示す。
- ・ 場所を示す写真カードボードを設置。
- ・ 物投げが多い子には、物が目につきにくいよう、整理する。また、すぐに止められるように、そばに教師が一人つく。
- ・ すぐに遊びだす子には、着替え・支援・課題をする場所をそれぞれわけるようにした。シンボルサインカードや写真カードでのスケジュールで取組みを伝える。
- ・ 音や他の子の刺激に過敏な生徒に対し、パーティションで部屋を区切っている。

- ・ 注視できなかつたり、集中できない子は、視界に他の生徒がはいらないよう、壁を向けてパーテーションで仕切るなどの対応をしている。
- ・ 他害がある生徒には、教師がマンツーマンでついている。
- ・ 空き教室がないので、ろうかにソファを置き、リラックスできるようにしている(他)。
- ・ 本人が参加出来ない活動が映像を見る事なので、どうしても内容的に拒否が強い時は、その場から出ることを認めている(集会時)。授業として行っている内容の時は、見ないにしても同じ場所にはいるようにしている(本人も理解)。
- ・ イライラしているときは、皆から離れ静かな場所へ連れて行く、話し合って納得するよう説明したり話し合う。
- ・ 部屋の壁側に机を置き、ホームポジションを作る。
- ・ ラジカセを置き、休憩時間に音楽を聞いてリラックスしている。
- ・ 本人の情緒の安定を図るため、また気持ちの表現のしやすさを考え、常に本人の心に寄り添いながら生活している(自傷を防ぐためでもある。)。
- ・ 多動がとても強いため、視覚的支援を工夫(廊下に青いテープで線を引き教室の出口に「青×」など、青の線を出た写真(×)と出ない写真(○)を貼り、本人と確認。教室を出ないようにするため)。
- ・ 表情や行動を見て、気持ちを察して安心感を持たせる(気持ちが通じる人間がそばにいと安心するタイプである。)。
- ・ パニックになった場合は、教室に本人と担任一人だけにして、気持ちを整理しやすくしている。

(4) その他に、自閉症のある児童生徒などに対する特別な取組み

以下に、自閉症のある児童生徒などに対して取り組んでいる特別な取組みを紹介します。

- ・ スケジュールと手順表の使用。
- ・ 言葉がけでなく、視覚的に情報が入るようカードや写真、絵、文字、スケジュールなどをふんだんに使用している。小黒板も使用し、注視しやすい工夫もしている。
- ・ 聴覚障害の生徒だけでなく、手を使ってサインを示しながら、コミュニケーションをとるようにしている。
- ・ 何人か自閉症の生徒がいるが、協力し合って係りや仕事をさせていると、お互いの間があってきて、友達との距離をとるようになった。
- ・ 見通しを持ちやすくする。
- ・ 変更等は早めに知らせる。
- ・ 絵(シンボル)・写真カードで次の活動を予告する。
- ・ スケジュール表(文字・写真)※見通しを持つことを狙い。
- ・ 余計な声かけをせず、わかりやすいような言葉掛け。
- ・ 視覚的支援重視。
- ・ 保護者との連携・情報交換。

(5) パーテーションの使用

小学部及び中学部では、パーテーションを使用している教室が多数を占める一方で、使用していない教室もありました。また、高等部ではいずれの教室も使用していません。使用していない教室は、その理由を、「パーテーションを必要としない」と回答しています。

以下に、パーテーション設置後の具体的な変化を紹介します。

- ・ 着替えに集中できる。
- ・ 気持ちが安定してくる。
- ・ 周囲に気をとられることがすくなくなり、多少着替えに集中できるようになった。
- ・ 活動に集中できる（着替えがスムーズ、係り活動、課題等）。
- ・ 安心できる。
- ・ 気持ちが高ぶってくると自分から仕切りの中に入るようになった。落ち着いてくると、自分から出てくるようになった。
- ・ 手元の物に、注視できなかった生徒がよく見るようになった。
- ・ 他からの刺激が減り、落ち着いて行動できることが増えた。
- ・ 他害がなくなり、部屋の中のトラブルがなくなった。

(6) 現在使用しているパーテーションのよいところ

以下に、現在使用しているパーテーションのよいところを紹介します。

- ・ まにあわせで、使っているので、特になし。
- ・ 可動式。
- ・ 形状をかえられる。
- ・ 自作なので安価。
- ・ 移動可能なため、必要に応じて自由に使える。
- ・ 普段は教室の隅にあり、フックにかけているため、上着等をかけておくことができる。
- ・ 転倒しにくく、視界をしっかりとさえぎることが出来、色も白なので、部屋においてあっても、安心できる。
- ・ 机上で使用するものはたたんだり、用途に応じたおおきさの物を作ったりしている。

(7) 現在使用しているパーテーションの課題

以下に、現在使用しているパーテーションの課題について紹介します。

- ・ キャスターが足元についているので、子どもの足がひっかかることがある。
- ・ もろい。
- ・ 自作なのでこわれやすい。
- ・ 子どもの力が強くなってきているため、倒れそうになったり、すぐに動かされたりしてしまう。
- ・ 安全面が確保できれば、可動式であってもよい。

（８）自閉症や知的障害のある児童生徒のために、パーテーション以外に使用している福祉用具

以下に、パーテーション以外に使用している福祉用具を紹介します。

- ・ 活動時間の目安のために、タイムタイマー２件。
- ・ どこに行きたいか、写真カードを選び、所定の位置に貼ったあと、「～にいったら良いですか？」と言うようにしているためコミュニケーションボード。
- ・ 発語が合わなかったり、コミュニケーションの難しい生徒に声を録音しておき、押す事で、意思が伝わるように使用するために、ピックマック。
- ・ 内言語のある生徒で発語のない生徒の意思伝達として、トーキングエイド。
- ・ 音に過敏な生徒に他の音の遮断として、イヤーマフ２件。
- ・ 注視してほしい内容に絞って提示するために、イーゼル小黒板。
- ・ 心理面の安定のため、スヌーズレングズ。
- ・ リラクゼーションのために、ソファ・カーテン等。

（９）自閉症や知的障害のある児童生徒の日常生活用具として認可してほしい福祉用具

以下に、常生活用具として認可してほしい福祉用具を紹介します。

- ・ コミュニケーションのために、トーキングエイドとパソコン。
- ・ 車椅子と関連する用具。
- ・ 個々に応じた机、椅子など。
- ・ パーテーション。

４．おわりに

千葉県内の知的障害者入所施設、並びに千葉県A市及びB市内の障害者通所施設、さらに特別支援学校の自閉症のある人などへの取組みは、自閉症等の特有の行動に対して、構造化などの工夫がなされている施設や教室がある一方で、自閉症を意識した対応がなされていない施設も多数、存在することが知られました。前者ではパーテーションの設置など環境調整に取り組まれており、そのほとんどが利用者の不適応行動への対応や作業効率のアップに効果的であったことが知られました。また、パーテーション以外にも、自閉症や知的障害の人のために、ココセコム等の位置情報検索装置（携帯性）、あいさつの場面で使用するためにスーパートーカー（VOCA）、時間の理解のためのタイマー、コミュニケーションとして写真、ボード、タイマー、スケジュール提示のためのボード（大・中・小）などの福祉用具の利用がみられました。

自閉症や知的障害のある人の日常生活用具として認可してほしい福祉用具として、「位置情報検索装置」、「ヘッドフォン」、「VOCA」、「絵カード」、「個々に応じた机、椅子」、「パーテーション」などが共通してあげられました。

パーテーションについては、現場によって様々な選択肢が必要なことと合わせ、導入に際しての価格への配慮も含めいくつかの選択肢が持てるような基準品が必要なのではないかと考えています。引き続き、材料の高性能化などについても検討を深め、自閉症や知的障害のある人の生活

空間構造化のための最適なパーテーションを提案していきたいと考えています。

5. 謝辞

調査研究に快くご協力いただいた千葉県内の関係市、障害者施設及び特別支援学校に感謝の意を表します。

6. 引用文献

- 1) 松井宏昭、増澤高志：“施設におけるパーテーション利用の現状”、日本自閉症スペクトラム学会第2回研究大会、33-34、2003.
- 2) 松井宏昭、増澤高志、与那嶺泰雄、小林勉：“知的障害者施設における、自閉症者の作業上の問題点とパーテーションの利用”、日本福祉工学会第6回学術講演論文集、15-16、2003.
- 3) 松井宏昭：“施設におけるパーテーション利用の現状”、第35回三菱財団事業報告書、611-612 (2004).
- 4) 松井宏昭：“施設におけるパーテーション利用の現状”、自閉症スペクトラム研究 第2巻、2:10-11 (2004).
- 5) 松井宏昭：“木製福祉用具”、森林と木材を活かす大事典、(株)産業調査会、2007、p.356-357.
- 6) 松井宏昭：“かしわ障害者をむすぶ会編「豊かな暮らしのアシストー障がい者のためのハンドブッカー」”、かしわ障害者をむすぶ会、2005、p.144.
- 7) 松井宏昭、増澤高士：“知的障害者施設における、自閉症者の作業上の問題点とパーテーションの利用”、第56回日本木材学会大会研究発表要旨集（2006年8月）、秋田、2006、PH008.
- 8) 増澤高志、松井宏昭：“自閉症児の使用する福祉用具としての木製パーテーションの開発と課題”、第56回日本木材学会大会研究発表要旨集（2006年8月）、秋田、2006、PH007.
- 9) 松井宏昭、若松かやの、増澤高士：“パーテーションの利用調査ー岡山県ぐるぐるめろん島を利用する自閉症児ー”、日本福祉工学会第9回学術講演会講演論文集、前橋工科大学、2006、pp.9.
- 10) 増澤高志、松井宏昭：“自閉症児のための木製パーテーションの開発と課題”、日本福祉工学会第9回学術講演会講演論文集、前橋工科大学、2006、pp.9.
- 11) 増澤高志、松井宏昭：“自閉症の人が利用する施設におけるパーテーション利用”、日本福祉のまちづくり学会第10回全国大会概要集、2007、pp.81-82.
- 12) 生活工房ホームページ <http://homepage2.nifty.com/seikatukoubou/>

(自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

3.3 ママたちの提案 座談会『自閉っ子の子育てお助けグッズ』 ～業者の方、行政の給付担当の方、必見です！～

日 時	平成 21 年 2 月 5 日（木）10：00～12:00
場 所	発達障害支援室シャル（自閉症サポートセンター内）千葉県柏市花野井 720-124
参加者	千葉県在住の発達障害児の保護者（自閉症協会会員）6 名
目 的	自閉症や知的障害のある人が、認知の難しさや、コミュニケーションの弱さ、表出の少なさを抱えながら社会の中で生活してゆくために、福祉用具にどのようなニーズがあり、どのような可能性があるのでしょうか？ 「我が子が自閉症である」ということに気付いたママたちが、彼らの世界と一般の社会を結ぶためにどんな工夫をしてきたのか、どんな必要を感じてきたのかをさぐります。

A さん：今日は日頃から福祉用具を使っていらっしゃるコアメンバーに集まっていただきました。（笑）

はじめに、自己紹介と今日持ってきてくださった品物や、今までお子さんが使っていて「これは良かった」とか「重宝した」というようなものを紹介していただきたいと思います。

それではお願いします。

B さん：子どもは 25 歳になりました。男子です。

千葉県立の特別支援学校の高等部を卒業してから、通所更生施設に 1 年ぐらい無遅刻無欠席で、電車で通っていたのですが、2 年目から具合が悪くなり、パッタリ家から出なくなりまして、入所施設でショートステイという形でお世話になって、それから一つ空きがでたということで入所という形になっています。そちらでは 5 年という期間をいただいています。

現在子どもは週末しか帰ってこないの、それほどいろいろなものは使ってはいませんが、小学校から中学校、養護学校高等部で使ったものを持ってきました。

『タイムタイマー』と『イヤーマフ』（いずれも、販売は「株式会社アクセスインタナショナル」など）ですね。『イヤーマフ』というのは子どもに使いたかったのですが、あまり子どもが煩いときに、私が自分でかけちゃいます。（笑）とっても心が落ち着くのです。

兄弟もかけて勉強していると、意外と「いいね～」と言いながら使っています。



写真 3-3-1 タイムタイマーとイヤーマフ

また、3 年ぐらい前から『あのね』（株式会社スリー・テン製）というのが出て、魅力的で値段も手頃だったので、私の携帯のこの機種しか使えなかったの、この機種をわざわざ買いました。

これは持ち歩けるのでいいかなと思って購入しました。2 万円位で本物があるのですが、それも借りられるということで 2 週間取り寄せて借りたのですが、うちの子は知的障害が重いので、機器を使いこなすこと

ができませんでした。もう少し大きいほうが良かったと思います。また、文字入力の時も使い勝手が悪くて、濁音も裏側の次の場面にしていけないと出なかったりするので、お返ししました。

それからいろいろなものを取り寄せたり、チラシを貰ったりしたのですが、10万、15万と、金銭的に引っかかって、なかなか買えない状況で、他市で補助金が出ているところがあると聞いたので、市にも問い合わせたのですが、知的障害の方にそういうことをやったケースはありませんと言われました。

かなり前の話でよく覚えていないのですが「うちの子には眼鏡などの代わりに、こういうものがあつたらとてもいいのです」と言ったのですが、今までそういうことをやったことも無く、問い合わせすら無かったですね、と言われて終わってしまいました。

Cさん：ちなみに、『あのね』は、身体障害の方が認められているところは結構多いです。

Dさん：「任天堂」の人が乗り気で『DS (Dual Screen)』のソフトを開発していて売り出すみたいですよ。(現在販売は決定している)

Bさん：『DS』は2台あるとチャットみたいな感じで会話ができるのもありますよね。それもやったのですが、うちの子はちょっと使いこなせなかったですね。やはり絵がついている方がうちの子には合っているのかな～

あと、『アイペン』というのが、京都で開催された「自閉症カンファレンス」で出ていたので(2009年8月)、これ絶対欲しいと思って問い合わせしたのですが、まだ開発中ということでした。

少し前に送られてきたのが、積み木にシールが貼ってあって、それを『アイペン』でピッと押すと「あ」とか「い」とか「う」とか出るのですが、これはちょっとうちの子にはもう合わないかな、という感じでした。

また、カンファレンスで出ていたものですが、絵にシールが置いてあって、ペンで押すと「もっとください」とか言葉が出て、その言葉は親とか子どもの言葉で出せると言うことでした。シールが小さかったのもうちちょっと大きいものにと希望していたところ、新しいものが開発されたようです。これは、もう少し進化したら試そうと思っています。以上です。

Eさん：子どもは小学校3年生の女の子です。市立の通常小学校の特別支援学級にお世話になっています。

支援機器は自閉症カンファレンスも何回か行って、「アクセスインターナショナル」とか見させていただいたのですが、やはり高価ですね。『タイムタイマー』も欲しかったのですが、『キッチンタイマー』で我慢してそのままきってしまったので、もうそれに慣れてしまいました。

興味があつたのは「おめめどう」の『吹き出しが出ているボード』。これをどんな風に使い始めたのか、いきなりこれで一発でポンとではなくて、どんなプロセスで進められたのか気になったので、使ってきた方に教えて頂けたらと思います。

Dさん：本人の得になることや、楽しいことだと、すぐ使うようになります。

うちは小学校 6 年生の通常級に通う男の子がいます。診断がついたのは小学校 3 年生だったのですが、気が付いてみたらいろんなことがわかっていなかったり、できないことが多かったのもそこから入りました。

さっき、お話にありましたが、一番最初に飛びついたのが「おめめどう」だったので、「おめめどう」のグッズを使ってそこから広がっていったって感じです。

『タイムタイマー』は一番小さいものを使ったのですが、今はキッチンタイマータイプでパイプになるもの（アラームがとても嫌いで音がピピッと鳴っただけでワ〜となるので）を一番使っています。

気に入っているのは『イヤーマフ』、先ほどもありましたが、私も時々借りています。

最新で買ったのが『デジタルメモ帳・ポメラ』（株式会社キングジム製）なのですが、書字にすごく困難がありましてパソコンで練習させたのですが、（パソコンを）引っ張り出して立ち上げると、本人には中々大変だったようなので、この電子メモ帳でポケモンの図鑑を自分なりに 1 番から順番に作って打ち込んで練習しています。

F さん：高校 3 年生の息子で通常級にずっと居ます。自閉症とわかった後も、実はほとんど機器は使っていないのですが、今から思えば、彼はテレビをほとんど時計代わりにしています。

彼の居る時には全部テレビがついていて、テレビによって動いているという感じです。

A さん：子どもは今、中 2 の男の子です。やはり、通常級ベースでずっときていますが、小さい頃タイマーは、ゲームなどするのには活用していました。ただ自分で操作してねじり過ぎたり、都合の悪いときには投げたりして壊しますので、100 円ショップで買ってくるのが一番。どんどん取り替えられるし。

昨年のクリスマスに『メディアプレーヤー（持ち歩きのウォークマン）』を買ってあげたら大変気に入りまして、自分でインターネットから好きな音楽をおとしてきて、ずっと肌身離さず持っています。

何していいかわからないときが一番本人は不安になるので、暇なときは音楽を聴く、暇なときはマンガを読むなど、自分なりの場面の構造化をしているのだと思います。

A さん：では、この後は自由にお話ください。

D さん：うちは「何時に何する」というのがわからないと大変なので、スケジュールはかなり早くから入れたのですが、口で言っていることとと思っていることが違うことがよくあり、例えば「ジャスコ行く行く」って行ってみると、「ここじゃない」って泣くといったことがあったので、私が自分で絵を書いて、お店のマークなどをシールにして使って、今はだいぶ覚ええましたね。シールを見せて「ほら、ここに来たよ」とマークとマッチングしたのは 4 年生くらいのときでした。

お店のマークは自分で作りましたが、『坂井先生の U シンボルシール集』は便利ですよね。これは、バスとか電車とかもあるし、授業の組み立てとか学校のもあるしすごくいいです。シートが付いているので、シートをこのままスケジュールに使えます。



写真 3-3-2 Uシンボルシール集



写真 3-3-3 Uシンボルシール集

Bさん：うちは、家にいて学校に通っているときには「月曜日に何があつて」と貼ったり、「学校へ行く」とか貼ったりしましたが、今は普通のカレンダーになって自分でスケジュールを貼っていくみたいになってあります。

今まで親がいろいろやっていたのですが、そのうち自分でやるようになってきたので、終わったら本人が裏返しにする。

昔はこんなものが無かったので、自分で手作りして、一週間から二週間、だいたい予定が一週間で終わるのが次の二週間まで必要になってくるのです。

こんな形で貼ってあって、最終的には、今はカレンダーになって、私が作ったものの中から自分でチョイスして「こういう予定になるんだね」と確認しにくる状態になります。

既製品なら、やはり絵と連動しているものがあるといいですね。自分で経験しているものは文字で分かるのですが、新しいものに関しては絵と連動しているものがあるといいな。

あと「感情」、こう思っているみたいなものがほしいです。「怒っている」とかも必要だけど何でそういうふうになったのか、どうして怒っているか言葉で言えたらそれでOKだけど、その感情的なものをピッとやったらパッとでくるみたいなものがあると、何を考えているかわかるのでいいかなと思います。

こういうときに怒っちゃったとか、泣いちゃったとか、そういうのがあればいいかなと思っています。

小さい頃に使っていた『PIC』のシンボル集（株式会社コムフレンド）、いまでもこれペラペラめくって、ここから探して怒っている表情とか、殴られている絵とか喜んで見るのです。絵の方がうちの子には分かりやすい。



写真 3-3-4 手作りスケジュールボード



写真 3-3-5 手作りメニューカード

Dさん：私もはじめは絵を描いてやっていましたが、どうしても絵が描けないというママ友達がいて、シール作ってちょうだいて言われて、小さい子で絵でしかわからないからって、これ出たときに教えてあげたら買ったって。やはり、取っ掛けが楽だと。

シール集を見ながら本人が選ぶ。シートが入っていて、必要なものをブックみたいに並べておいて、どれって選んでもらう。

Bさん：いろんな市販のものが出てきますが、子どもに本当に合うかどうか？やはり、親が作ったものがよい。面倒くさいけど使い勝手が一番わかっているのです。

市販で出ているものは一長一短ですね、欲しいけど高価だし。

Fさん：オーダーメイドが必要かもしれませんね。使い手一人ひとりのことを考えると、何かシンボル集とか、ある程度のモジュールや選択枝みたいなものがあって「うちの子はこういうことがいからこういう風に作って下さい」という風に、メーカーに頼んでそれを作ってもらって、そういったオーダーメイドのシステムがあればいいですね。

Dさん：シンボルのソフトも出ていますよね。基本となるものはメーカーに作ってもらって、そこから先はお母さんが工夫できる仕組みになっている。そうしないと、その子、その子に合った物ができないですね。最近のソフトは、音声も組み合わせてこのシールのところをクリックすると音も出るみたいにソフトではできているそうです。

Bさん：あと自分からの発信もほしいですね。「今日はお休みしたい」とか「これはやりたくない」とか「食べたくない」とかは言うのですが、一生懸命頑張って仕事をしちゃうところもあるので「今日は頭が痛いからお休みさせて」みたいなことが言えたらいいな。

Dさん：うちの子は、ゲームをやり過ぎると疲れるみたいで自分でタイマーをやってブル〜と鳴ったら終わり。

タイマーは親の会で貸してもらった『タイムログ』はすごく気に入っていました。

シンプルで、音の調整ができるので（音が厳しい子なので）一番低い音（プププププ）は平気なのですが、キキキキキという普通のタイマーは全部鳴ったと同時に投げますから、目覚ましでも泣きますから（音が嫌いで）。ただ、高いですね。

Bさん：『タイムタイマー』を、意外と自閉の子のお母さんでも知らないのです。

この間、茶話会で「これで3分ね」ってやって回したのですが、どうやって使うの？って。

意外と知らないのだなとビックリしました。知っている人は情報をネットでも調べるのですが、こんなの使わなくてもできているお子さんが多いのかも知れませんね。そういう発信もしていったらいいのかなと思いました。



図 3-3-6 タイムタイマー

Fさん：『タイムタイマー』は使えないという声が多いですね。壊れやすいということで。

Aさん：壊れやすいです。情緒級などで使ったときに、子どもが壊して、他の子に散々言われたことがありました。学校の備品だと、壊れても補充ができないのです。

Fさん：だからといって、子どもの手の届かないところに置くと見てくれないし、近いところに置くと距離感が分からないので、それをつい触ってしまったりとか、力を入れ具合もわからないので結局壊してしまったりということが出てしまう。そのためには、もう一つ工夫が必要ですね。

Eさん：さっきBさんが自分の気持ちを伝えられたらと言われましたが、うちもそれはいいなと思います。

それから危険なとき、突発的なときにどうやって伝えるか？バリエーションが色々ある危険を、どうやって知らせたらいいか。あえて辛いことを体験させるのはかわいそうだし。

お腹の風邪をひいて吐いてしまったときに、写真を撮って「気持ち悪い」と教えたのです。これはすごいリアルですよ。毛布があって、桶があって、ウツというところを撮って「気持ち悪い」。頭が痛い時もかわいそうだけど写真を撮って教えました。そうしたら「頭が痛い」ときに、「頭が痛い」カードを持ってきてくれたのです。気持ち悪いときも「吐きそう」とか「気持ち悪い」とかって。

どうなのかな～これ撮ってかわいそうかな～って迷いつつでしたが。

携帯の写真は意外に使えます。本人も眺めていますね。また、『携帯電話』はGPS機能もあるから、電話がついていなくてもほしい機器です。携帯機能を付けてもらってもいいですけど、せめて『あのね』もセットされて1～2万円、『DS』が買えるくらいの値段で出たら買うのですが。

Fさん：それこそ携帯電話の形をしながら、電話ではなく、人に気持ちを伝えるような携帯機器があればすごくいいですね。

Eさん：「困っています」とか、「助けてください」と言えないけれど、気持ちを伝える機器があれば、周りが気付いて助けてくれる。

Aさん：『携帯電話』で向こう側から見えるのが開発されています。こちら側から入力して向こう側から見える。入力できる子がいれば入力して、言葉がでなくても伝えられる。

Fさん：そう考えれば、自閉の子専用のいわゆる携帯電話みたいなものの開発は充分余地はありそうな気はしますね。携帯機器の大きさや形は、携帯電話相当。多分みんなが使っているソフトの寄せ集めで製作できるはずなので、十分市販可能だと思いますよ。たとえ、それに電話機能がなくても文字が入る子は文字でメールだけできるように。

Bさん：一度携帯を使わせようとした時に、『携帯電話』の入力の仕方ができませんでしたし。

Fさん：その場で入力するよりも、それこそ簡単な既成のもので、通学・通勤の時にバスの運転手さんに言うべき必要な言葉で、「次で降ります」とか「お釣りを下さい」とか何かそういうことだけが入っていて、相手の方にもわかる。自分がわかって相手にもわかるような携帯電話の形をしているものというのは、いいですね。その中身は、それこそオーダーメイドで設定すればよい。携帯電話の形だと、違和感がないのでさらによい。

友人からお聞きしたのは、可愛いお人形のおもちゃで、押して言葉がでるものがあるらしく、すごく良かったのですって。ただ、それが20歳になっても使えるかということ、本人は使えても周りがおかしいと思いますよね。やはり、大きくなっても機能としてそれが必要なお子さんがいるので、周りが違和感なく使えるようなものに形を変えることは必要だと思います。

Eさん：さらに、携帯にセットした絵が動いてくれたらいいなと思うのですが。表情が泣いているときに「うえ〜ん」となってポロポロポロポロって涙が出てくるとか、にこ〜って笑うとか目尻が下がるとか、そういう方がわかりやすい。

Dさん：ゲームだってあれだけ進歩しているのだから、できないことはないですよ。『DS』のソフトがどういうふうになっているのかな？『あのね』は販売されたままだと聞きましたが。『あのね』は、絵カードは使えるのですか？

Bさん：写真で撮っていました。写真で撮って言葉を入れていたけど、言葉はコンピューターで合成された音声なのです。「お・は・よ・う」みたいに。自分の声を録音することはできなかったですね。今はどうでしょう？

Eさん：面白いのは、耳に入ったものをそのまま覚えてしまうことで、歌でも男の人が歌っている歌は男声で歌うのです。英語もそうです。男の人の英語は男声でそのまま入るのです。だからその切り替えができたらいいなと思います。

Dさん：『読み上げソフト』などは選べますよね。何人かの声の中から自分の好きな声を選ぶものがあります。2万円近くしたのを勧められて買ったのですが、高かったので一生懸命使おうとしたが使いこなせないこともありました。

Fさん：購入する前のお試し期間が、絶対に必要ですね。レンタルで1ヶ月なりやってみて、良かったらそれを購入してよいシステムが、こういう機器に関しては必ず付いていないと、それこそお友達が良かったからといってうちの子にいいかどうかは使ってみないと分からないですよ。

Cさん：もし補助金で購入するとなると、逆の立場になるようで、「それが使いこなせるの？」というのが条件とされてしまいますよ。しかも消耗品ではないから「2年も3年も継続して使いますね？」となる。そこが難しいところです。

Dさん：四国に、NPO法人が買い取って貸し出して、それで良かったら購入するというふうに行っているところがあります。1ヶ月くらい借りられるのですよ、順番待ちだけ。

Bさん：うちの市の自閉症協会も、お金が余っているのならやりたいねって話が出ていました。使えるかどうかのものを買ってしまふよりは、皆で共有して買い、それを使ってみて欲しければ自分で買えばいいし。

Cさん：これまでの話を聞いていて、皆さんが機器に求めている機能が分かったように思います。しかも、大きさは、コンパクトで持ちやすいこと。メーカーの開発の方向も、その方向で動いているように思います。より積極的な開発に期待したいですね。しかし、開発メーカーは必ずしも専門家が関わっているわけではないので、まずは私たちのユーザーのオーダーメイドからスタートしていくことになるのでしょうか。また、高齢者関係のメーカーはいろいろと実績もあるので参入して開発してほしいですね。ユニバーサルデザインとして、誰でも使える簡単なものの開発ですね。機能的には簡単なので。誰かが本気にやる気になればすぐ作れる。

高機能の人にとってというのが必要ですか？あまりピンとこないところですが。携帯は必要なのかな？

Fさん：携帯電話自体は当然のことですが、使う側が情報の取捨選択ができないのでは困ります。よくわからないと、言われたことをそのまま鵜呑みにしてしまいます。だから、ネットで検索して「お買い得」ということが出てくると、それは買わないといけないという人が出てしまう。

Dさん：うちの子は、書くのが辛いので『ポメラ』を買ったのですが、これにもしプリンターがついてバ〜っとそのまま出てくれるといいな、と要望を会社にも書きました。LD関係だと、こういう機器は結構あると思います。ただ学校で使ってくれていないのが課題ですよ。

Fさん：学校は、支援機器の持ち込み禁止というところがあって難しい。だから、眼鏡や補聴器とかと一緒に、彼ならばこれを使ってもOKと機器に市民権が得られなければ、学校へは入っていかないですね。

Bさん：『イヤーマフ』や『サングラス』あたりなら先生も使い勝手がわかりやすいのではないかな。先生も実際どう使うかわからないと、教えられない。

友人の息子さんのお話ですが、携帯でメールをするようになったら、しょっちゅうメールがきて「だいたい5時に帰ります」とか。「うちの息子は、「だいたい」というニュアンス的な言葉が使えるのだ」と、びっくりしていました。「文字に書くと、このような言葉も使えることを最近発見した」と言っていました。

Aさん：確かに、高機能で、ほとんど自分から言葉を出さない人でも、書かせるとすごくお喋りな人がいます。不登校の対応で、先生とメールでやり取りをすることはよくありますよね。そうになると、パソコンからとなってくるんですが、パソコンは汎用性のある機器ということらしく、補助の対象とならないそうです。横浜市では、ソフトは補助対象となっていましたね。

Bさん：うちは、最初はローマ字入力を教えたのですができなくて、でもどこかのサイトで「あ

いうえお」って並んでいて、それをピッとやると「あ」って打てるフリーソフトがあったので、それを教えたらできるようになりました。そういうソフトは補助の対象となるのでしょうか？

Cさん：多分認められると思います。キーボードのキーを「あいうえお」順に並べてくれるソフトもありますよ。

皆さんのところは、位置情報を使っていますか？

Dさん：携帯で使っています。やはり無いと不安です。

Bさん：うちは「au」なので本人は『ここだよナビ』を持っていて、今どこにいるのがわかります。それで向こうからメールが返ってくる。本人には、全然知られないですし。1人で通所施設に通っていた時は、もうずっと一日に何回もやっていました。いまどこにいるのかと。ビルの中に入ってしまうと出なかったりしますが、どこに行っちゃったのかな～と思っていると、反対側から来たときもありました。結構、使いましたね。携帯だけじゃなくて、パソコンでも見られます。家にいるときは、パソコンで見えていました。パソコンだと誰でも見られます。先生が園から見ることできます。

Aさん：ありがとうございました。

これまでのお話の中で出てきたニーズとしては、「時間やことばの理解を助けるもの」「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」は、「携帯タイプ」で、使うときはまずは「お試し期間」を設け、オーダーメイドなど一人ひとりに合った「使いこなせる」ものが欲しい、ということでした。また、お母さん方が工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手にはいたり、手作りの手引きみたいなものがあればいいですね。

また、大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感が無いもの（携帯電話の形）で、更には、学校に持ち込めるように理解が欲しいこと。LDに対応する機器などは、特にそうです。

あとは、情報関連で、位置情報などはやはりあると安心だし、高機能のほうでは、自分で検索した時、情報を取捨選択できるような助けも欲しいようです。

それから、これらの用具は「高齢者向けに開発されたものが多い」とのお話がありましたが、知的障害、発達障害、精神障害の方にとっては「使いやすい（押しやすい）」ものと同時に、チャイルドロックの様な、スイッチにロックの掛かるものも必要という声もあります。チャイルドロックであれば一時的なものです。障害者の場合ずっと必要なものもありますから、本人の学習によって簡単にクリアされない工夫のある「ロック」は、必要性を感じた経験がある保護者や支援者が多いと思われますね。

最後に、福祉用具というのは眼鏡とか車椅子とか恒久的に使うものに関わってくるのですが、発達障害の子どもたちには、療育過程や育っていく過程で必要なものに補助金を出してくれないかなと思います。

いろいろな市にインタビューに行ったのですが、横浜市に、療育センターの先生が判断して、例えば療育センターで使っていたおもちゃが家でも使えたらいいなと思うと、申請して給付がもらえる制度があるのです。

わたし達の地域でも、その様なシステムで育つ過程のところも見ていただけたらと思います。
今回の調査に加わり勉強させていただいて学んだことは、福祉用具の一番の目的は、この子達の日常生活の自立支援だけでなく、「自己選択、自己決定」を助けることだということでした。

たとえどんなに重い障害であっても、この子達にはそれぞれの「意思」があるのです。その「意思」が伝わるという経験を積み重ね「自己選択、自己決定」の力を引き出すことは、子育ての最終目標であり、彼らが人間らしく自立して生きていくことが、私たち親の一番の望みです。

確かに「産んだ」のは私たちですが、「生きる」ための彼ら自身の「自己選択、自己決定」に助けが必要であるなら、支援をすることをおしみません。

座談会に快く参加していただいた自閉症協会の会員の皆様ありがとうございました。



図 3-3-7 PIC さんを使った手作りシンボル（ランチ）

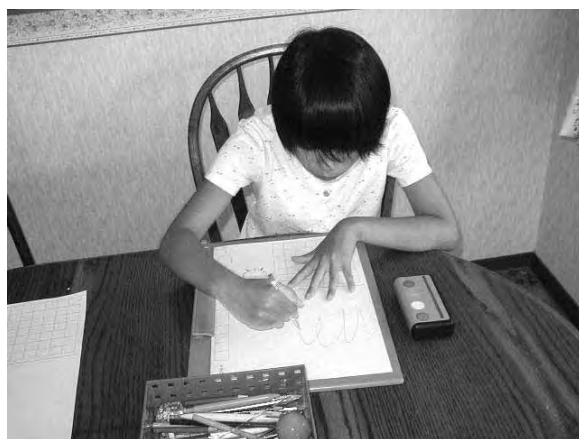


図 3-3-8 タイムログを使って時間の管理（絵日記）

（自閉症サポートセンター 富永 文子）

3. 4 埼玉県知的障害特別支援学校に通学する児童・生徒の日常生活における福祉用具の利用

1. はじめに

(1) 日本における関連する報告論文と「何のために調査を行ったか」について

知的障害特別支援学校（以前は「養護学校」と呼ばれていました。）の児童・生徒は学校を含む日常生活において福祉用具をどの程度利用しているのかということに関する研究報告は圧倒的に少ない傾向にあります。障害児を支援する「福祉」や「医療・看護」との関わりの報告がほとんどであり、「福祉用具」の利用に関するものはほんのわずかでした。

これらは心も体も重い障害のある子どもの移動や体を支えるための用具に関する内容（原，2001）（高山・加倉井 a，1984）（青木・広瀬 a，1984）（青木・広瀬 b，1984）、障害児の治療と教育のための補装具・治療装具の選び方（石井・多和田，1998）などに代表されます。

特別支援学校の児童・生徒に関する高山と加倉井の報告（高山・加倉井 b，1983）（高山・加倉井 c，1980）も同様に身体の動きが大変不自由な子どもたちに関して述べられています。

この研究テーマに最も近いと思われる報告は、学習の理解に大変時間のかかる子どもや、他の子どもとコミュニケーションがとりにくい子どもたちの支援に関するものです（東川，2008）。この報告では福祉機器・福祉用具の最新事情に関する報告がなされていますが、その中心は支援機器の紹介であり、どれくらい利用しているかということやそれらがどれくらい必要で有効であるかに関しては十分に具体的に述べられてはいません。

以上のように比較的障害の重い子どもや大人に関する「福祉用具」についての報告が主であり、特に「知的障害（発達障害を含みます。）」特別支援学校の児童・生徒の日常・学校生活における福祉用具に関わる報告は少ないことがわかりました。自閉症や広汎性発達障害といわれる児童・生徒の行動の特徴は体の動きはそれほど困難ではありませんが、その一方で「必要以上に動き回る」「心理的に不安定なときがある」「自分の心が落ち着ける場所が他の子ども以上に必要である」「他の子どもとのコミュニケーションのとり方が難しい」といった問題を抱えています。それらの問題に福祉用具はどのようにあるべきでしょうか。

以上のことから、この調査研究の目的を次のように設定しました。

- 1) 福祉用具がどの程度利用されているか、どの程度必要か、を調査によって数字で表すこと。
 - 2) 利用と必要の程度の間関係を見つけること。
 - 3) 1) や 2) でわかった傾向を、児童・生徒の性や年齢、障害の種類や程度などと比較して検討すること。
 - 4) 以上からわかった傾向をこれからの福祉用具の普及や新しい品目の開発に活かすこと。
- の 4 点です。

2. 誰を相手として、どんな方法で調査を行ったのでしょうか

(1) 調査の相手をどのように選んだのでしょうか(対象)

埼玉県立特別支援学校(知的障害・発達障害の児童・生徒が通う)18校の中から、東西南北各1校(計4校)を選び、それらの学校に通う児童・生徒の保護者に対してアンケート調査を行いました。まずそれら4校に電話で予約した後、各校の管理職(主に校長先生と教頭先生)に調査の目的と意義を説明し、さらにPTAからの許可を頂きました。なお、保護者の方々のアンケートへの回答を強制することは決してしませんでした。

4校全体723人にアンケート票を配り、264人の保護者から回答を頂きました。回収が得られた割合は36.5%でした。なお2008(平成20)年11月現在の埼玉県公立特別支援学校(知的障害・発達障害の児童・生徒が通う)18校に在籍する児童・生徒の全数は約3,250人(日々の変動があります)であり、得られた回答数の割合は、8.1%になります。

(2) アンケートの回答をどのようにまとめたのでしょうか(方法)

1) 児童・生徒の保護者に回答していただきました。その期間は2008(平成20)年11月4日から11月14日としました。そこで得られた回答の殆どを数字に置き換え、平均値などを求め、その違いから検討を行いました。数字にできない回答に関しては、質問項目ごとに原文のまま「文章」で記しました。なお、この部分に関しては個人情報を守るため一部***等で修正しました。なお、この報告書の「文章」の部分は省略してあります。

2) 調査した内容は、「福祉用具について」「木材のイメージについて」「回答者等の性・年齢」の3つの領域で構成されていますが、この報告書では、「福祉用具について」と「回答者等の性・年齢」に関してのみを検討し、「木材のイメージについて」の検討は第6章で述べてあります。

①「福祉用具について」は、障害のある児童・生徒が学校生活を含めて日常的に利用する福祉用具について、まずどれだけ使用しているか、と使用している上でどの程度有効であるかを質問しました。これらの質問の中身は、「食事について」の3項目、「身だしなみについて」の3項目、「排泄自立について」の4項目、「火災感知・避難について」の2項目、「頭部保護について」の1項目、「調理について」の3項目、「買い物・金銭管理について」の3項目、「掃除・洗濯・片づけについて」の4項目、「服薬管理について」の1項目、「位置情報について」の3項目、「時間認識について」の4項目、「スケジュール管理について」の5項目、「数量認識について」の1項目、「学習・就労について」の13項目、「視覚情報について」の2項目、「聴覚情報について」の5項目、「その他の環境・情報量調整について」の10項目、「コミュニケーションについて」の15項目、という計18領域82福祉用具品目(商品名も含む)という大変多くの質問項目となりました。②「回答者等について」では、アンケートへの回答者(この調査では保護者ならびに家族)の、児童・生徒との続柄、年齢・性、現在住んでいる建物の構造・同居か別居か、の5つの質問がなされています。

また、障害のある児童・生徒については、本人の年齢・性、住所、現在の生活の場・生活の場の建物構造・生活の場が家族と同居か別居か、障害の名・障害者手帳を持っているか、障害はどの程度か、の8つの質問をしました。

これらの質問から得られた回答は、統計学(細かく言えば推測統計学)という方法で分析しました。使った計算機(コンピュータの種類)のソフトは、SPSS.16.0 Japanese for Windows です。

3. その結果どんなことがわかったのでしょうか

(1) どれだけ福祉用具を利用し、それらの必要（有効）性について

1) 全体では福祉用具はどの程度利用されていたのでしょうか。アンケートでは各福祉用具の品目名について、それぞれ「0＝知らない」「1＝使っていない」「2＝あまり使っていない」「3＝どちらともいえない」「4＝やや使っている」「5＝よく使っている」の6つのうちからひとつに○をつけてもらいました。さらに品目名を知っている人には「1＝全く必要でない」「2＝あまり必要でない」「3＝どちらともいえない」「4＝やや必要である」「5＝非常に必要である」の5つのうちからひとつに○をつけてもらいました。

つまり利用の程度も品目の必要性も数字が大きくなるほど、その度合いが「高く」示されることとなります。

その結果、表3-4-1-1から表3-4-1-3にあるように日常生活支援用具18領域のうち、15領域32品目が利用されている傾向がわかりました。もちろんこれらの利用の度合いは品目によって異なっていました。特によく利用されている品目は、調理支援領域の「シンプルな電子レンジ」1品目、洗濯・掃除支援領域の「シンプルな自動洗濯機」と「シンプルな掃除機」2品目、その他の環境刺激支援領域の「エアコン」1品目、計4品目でした。

これらの福祉用具品目に関しては、障害のある児童・生徒が家庭内で自立して生活を営むことへの表れとも考えられますし、さらに彼らの生活上の自立と一緒に生活しながらサポートする家族にとっても有効であろうとも予想されます。なお、福祉用具品目の利用の程度は全体的には低い傾向であることがわかりました。品目名をそのまま質問項目としたので、それらの品目（商品名）を知らない回答者も多かったでしょう。ですから利用の程度の低さを理由にこれらの福祉用具の全てが不必要であり有効でもない簡単に判断してはならないと思います。

表3-4-1-1 調理支援に関わる領域／2品目（全体）

	度数（人）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
電磁調理器	253	.00	5.00	1.3162	1.27039
シンプル電子レンジ	256	.00	5.00	3.1641	1.92721
電気ポット	258	.00	5.00	2.4419	1.87512
有効なケースの数（リストごと）	251				

平均値は6段階尺度平均を表し、利用の程度の高さを示しています

表3-4-1-2 洗濯・掃除支援に関わる領域／3品目（全体）

	度数（人）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
食器洗浄機	255	.00	5.00	1.4078	1.35679
シンプル自動洗濯機	253	.00	5.00	3.0593	1.98617
シンプル電気掃除機	253	.00	5.00	3.1423	1.92815
小分けロッカー	254	.00	5.00	2.7008	1.93293
有効なケースの数（リストごと）	250				

平均値は6段階尺度平均を表し、

表3-4-1-3 その他の環境刺激調節支援に関わる領域／3品目（全体）

	度数（人）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
エアコン	256	.00	5.00	3.9883	1.46457
加湿器	257	.00	5.00	2.6654	1.77132
空気清浄器	257	.00	5.00	2.3074	1.72382
消臭器	255	.00	5.00	1.3961	1.21181
足温器	256	.00	5.00	.9141	.82631
足浴器	255	.00	5.00	.8824	.70563
リラックスソファ	256	.00	5.00	1.6250	1.50294
スヌーズレン	256	.00	4.00	.2539	.55482
芳香器	257	.00	5.00	1.3385	1.26792
圧迫ベスト	256	.00	3.00	.4453	.61112
有効なケースの数（リストごと）	251				

平均値は6段階尺度平均を表し、利用の程度の高さを示しています

2）次に利用の程度にかかわらず「必要性」が高かった福祉用具（品目）に注目してみました。ここでは必要性の高さの平均値が、3.5 以上の項目を確認しました。この 3.5 という数値は、1-5 の平均値である 3.0 を 0.5 ポイント上回っていますから比較的「必要性が高い」と判断してもよいと考えられます。その結果、7 支援領域・合計 16 品目を確認されました。これは利用の程度の高い品目数を上回ります。つまり現在は利用されてはいないけれども今後において効果的な利用が期待される品目であると予想されます。そしてそれらの品目は今後さらに普及させることが必要となってくるでしょう。16 品目のうち代表的な品目を表 3-4-2-1 から表 3-4-2-3 で示します。

表3-4-2-1 洗濯・掃除支援に関わる領域／3品目（全体）

	度数（人）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
食器洗浄機	189	1.00	5.00	2.8254	1.30718
全自動洗濯機	200	1.00	5.00	4.0950	1.29397
電気掃除機	198	1.00	5.00	4.0404	1.26587
小分けロッカー	188	1.00	5.00	3.9255	1.21258
有効なケースの数（リストごと）	176				

平均値は5段階尺度平均を表し、必要性の高さを示しています

表3-4-2-2 火災・感知忌避支援に関わる領域／2品目 (全体)

	度数 (人)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
火災報知機	178	1.00	5.00	3.9719	1.19995
自動消火器	146	1.00	5.00	3.7877	1.18734
有効なケースの数 (リストごと)	146				

平均値は5段階尺度平均を表し、必要性の高さを示しています

表3-4-2-3 その他の環境刺激支援に関わる領域／3品目 (全体)

	度数 (人)	最小値	最大値	平均値	標準偏差
エアコン	205	1.00	5.00	4.5707	.77404
加湿器	201	1.00	5.00	3.6070	1.17036
空気清浄器	200	1.00	5.00	3.4600	1.19395
消臭器	180	1.00	5.00	2.5722	1.09356
足温器	161	1.00	5.00	2.0870	.99619
足浴器	170	1.00	5.00	1.9706	.90643
リラックスソファ	187	1.00	5.00	2.8663	1.18607
スヌーズレン	44	1.00	5.00	2.4773	1.17114
芳香器	178	1.00	5.00	2.3202	1.10660
圧迫ベスト	85	1.00	5.00	1.9294	.99748
有効なケースの数 (リストごと)	40				

平均値は5段階尺度平均を表し、必要性の高さを示しています

1) 2) で確認された全領域の品目は以下のようにまとめられました。

利用の程度が高い品目(4)	利用の程度にかかわらず その必要性が高いと予想される品目(16)
	火災報知器
	自動消火器
シンプルな電子レンジ	シンプルな電子レンジ
シンプルな自動洗濯機	シンプルな全自動洗濯機
シンプルな電気掃除機	シンプルな電気掃除機
	小分けロッカー
	ココセコム
	GPS 機能付き携帯電話

工夫されたカレンダー
 時間と時刻の学習教材
 言葉の学習教材
 コミュニケーション学習教材
 S S T（生活技能訓練）学習用カード
 様々な作業マニュアル
 エアコン
 エアコン
 加湿器

（２）「福祉用具の有効度スコア」というものを設定してみました

（１）の結果を基にすると、福祉用具の今後の有効的な活用はどうあるべきか？という課題が生じてきます。そこで「福祉用具の有効度スコア」というものを考えてみました。上の表にまとめられた 16 品目を対象として、利用の程度とそれらの必要性を数字で統一しようとする試みです。このスコア（得点）は、ともに数字で表した「利用の程度」と「必要性」を品目ごとに掛け合わせたものです。つまり「福祉用具の有効度スコア」＝「利用の程度」×「必要性」となります。その結果、表 3-4-3-1 に示すように、「エアコン」「シンプルな電子レンジ」「シンプルな電気掃除機」「シンプルな全自動洗濯機」「小分けロッカー」「加湿器」の順で計 6 品目が高い有効性を示しました。そして表 3-4-3-2 に示すように、これら 6 品目の互いの関係は、生活上における食事・洗濯・片づけの 3 領域で強い結びつきが確認されました。しかし環境刺激支援領域の「エアコン」と「加湿器」との間には他の 4 品目との間に強い関係はありませんでした。

次に、有効度スコアの高さにかかわらず全 16 品目の有効度スコア（有効性）には何が影響を及ぼしているかという視点で追究してみました。特に「障害児童・生徒の性」「障害児童・生徒の年齢」「障害児童・生徒の障害の種類」「障害児童・生徒の障害の程度」がどの程度 16 品目の有効性に影響があるのかという分析を行いました。ここではそのうち影響が確認された結果のみを示します（表 3-4-3-3-1 から、表 3-4-3-3-4）。これらの表は統計学的な専門用語で表されており非常に読みにくいと思いますが、わかりやすくまとめると以下ようになります。

- ①「シンプルな電子レンジ」の有効性については、児童・生徒の年齢が高ければ高いほど有効性も高いという結果が確認されました。一方、発達障害ありと障害の程度との関係では、発達障害があり、障害の程度も高いほどその有効性は低いという傾向が示されました。
- ②「シンプルな電気掃除機」の有効性については、児童・生徒の年齢が高ければ高いほど有効性も高く、逆に発達障害があることがその有効性を低くしていることが示されました。
- ③「シンプルな全自動洗濯機」の有効度スコアに関しても、発達障害があり・障害の程度が高いほどその有効性の低さが示されました。
- ④「小分けロッカー」の有効性についても、発達障害がある児童・生徒の場合にはその有効性は低く示されました。

これらの傾向は、児童・生徒にとって学校生活以上に「調理・洗濯・片づけ」といった家庭内での日常生活での福祉用具の有効性を想像させます。さらに「シンプルな電子レンジ」と「シンプルな電気掃除機」の２品目の有効性は、障害がありつつも成長とともに家庭内における衣食住の自立を目指す傾向を窺わせるといっても良いでしょう。

さらに有効性の低さに影響を及ぼしていると思われる「発達障害あり」と「障害の程度の高さ」の２つに関しては、特に障害の程度が重いほど、支援用具の有効利用はなかなか困難であることを予想させます。しかしこの傾向は今後、支援のための用具（品目）に新たな改良と工夫が必要であるという意味も含んでいることを忘れてはいけません。

同様に有効性に影響を及ぼすことが示されなかった学校生活における支援用具・生活全体におけるコミュニケーション支援用具品目の必要性和有効性についても、今回の調査結果から簡単に否定することは避けなければならないと考えます。

先に述べたように品目の利用の程度に関する全体的な低さに関しては、今後その原因と背景を具体的に考える必要があると思われます。しかし今回の調査からは質問項目の内容上、はっきりとした判断をするには至りませんでした。

表3-4-3-1 有効度スコアの分布

(全体)

有効度スコア	度数（人）	最小値	最大値	平均値	標準偏差
エアコン	215	.00	25.00	19.1302	7.76355
シンプル電子レンジ	218	.00	25.00	14.3945	10.14823
シンプル電気掃除機	217	.00	25.00	14.0876	10.21966
シンプル全自動洗濯機	218	.00	25.00	13.7890	10.60091
小分けロッカー	226	.00	25.00	11.5398	9.82517
加湿器	218	.00	25.00	11.0550	8.95440
工夫されたカレンダー	221	.00	25.00	7.0136	8.42695
火災報知器	218	.00	25.00	6.6330	7.49336
言葉の学習教材	229	.00	25.00	5.4236	7.20316
GPS付き携帯電話	229	.00	25.00	4.1659	5.69306
時間と時刻の学習教材	230	.00	25.00	3.8304	5.70696
自動消火器	221	.00	25.00	3.7828	4.71052
コミュニケーション学習教材	234	.00	25.00	3.5000	5.87221
様々な作業マニュアル	239	.00	25.00	2.4184	4.18689
S S T生活機能訓練カード	237	.00	25.00	2.1772	4.18358
ココセコム	230	.00	16.00	2.0696	2.33344
有効なケースの数（リストごと）	183				

平均値は福祉用具品目の「有効性の高さ」を表します

表 3-4-3-2 有効度スコア 6 項目間の関連／相関行列 (全体)

	①	②	③	④	⑤	⑥
①エアコン	.10	.24***	.26***	.21**	.21**	.38***
②シンプル電子レンジ		.10	.67***	.64***	.49***	.11 n.s.
③シンプル電気掃除機			.10	.84***	.56***	.19**
④シンプル全自動洗濯機				.10	.52***	.18*
⑤小分けロッカー					.10	.26***
⑥加湿器						.10
# ピアソンの積率相関係数			* P<.05	** P<.01	*** P<.001	

表 3-4-3-1 シンプルな電子レンジの有効度スコアに与える要因 (全体 n=218)

従属変数群	標準偏回帰係数(β)	有意確率 (P=危険率)
・ 児童・生徒の年齢	. 2 0 6	. 0 1 6
・ 発達障害あり	－. 1 9 0	. 0 2 7
・ 障害の程度	－. 1 8 1	. 0 3 7
重回帰分析／一括投入法, 重相関係数 R=.338・決定係数 R ² 乗=.114		

表 3-4-3-2 シンプルな電気掃除機の有効度スコアに与える要因 (全体 n=217)

従属変数群	標準偏回帰係数(β)	有意確率 (P=危険率)
・ 児童・生徒の年齢	. 1 8 7	. 0 3 0
・ 発達障害あり	－. 1 9 6	. 0 2 4
重回帰分析／一括投入法, 重相関係数 R=.299・決定係数 R ² 乗=.089		

表 3-4-3-3 シンプルな全自動洗濯機の有効度スコアに与える要因 (全体 n=218)

従属変数群	標準偏回帰係数(β)	有意確率 (P=危険率)
・ 発達障害あり	－. 2 1 2	. 0 1 5
・ 障害の程度	－. 2 2 4	. 0 1 1
重回帰分析／一括投入法, 重相関係数 R=.316・決定係数 R ² 乗=.100		

表 3-4-3-4 小分けロッカーの有効度スコアに与える要因 (全体 n=226)

従属変数群	標準偏回帰係数(β)	有意確率 (P=危険率)
・ 発達障害あり	－. 1 9 6	. 0 2 6
重回帰分析／一括投入法, 重相関係数 R=.219・決定係数 R ² 乗=.048		

（３）知的障害（発達障害を含む）のある児童・生徒に今後求められる福祉用具利用とはどのようなことでしょうか

１）今回の調査における福祉用具（品目）の利用の程度は全体的には低く示されました。しかし、調理支援領域で「シンプルな電子レンジ」、洗濯・掃除支援領域で「シンプルな自動洗濯機」「シンプルな電気掃除機」、その他の環境刺激調整支援領域で「エアコン」、の計４品目においては高い利用の傾向が確認されました。

２）さらに利用の程度にかかわらずそれらの必要（有効）性の高さについて、１）の品目以外に「火災報知器」「自動消火器」「小分けロッカー」「ココセコム」「GPS 付き携帯電話」「工夫されたカレンダー」「時間と時刻の学習教材」「言葉の学習教材」「コミュニケーション教材」「SST（生活技能訓練）学用カード」「様々な作業マニュアル」「加湿器」、の１２品目が示されました。

３）福祉用具の有効性については、次のような傾向が予想されました。①児童・生徒にとって学校生活以上に「調理・洗濯・片づけ」といった家庭内での日常生活に関する有効性が示されたこと。②「シンプルな電子レンジ」と「シンプルな電気掃除機」の有効性は、障害がありつつもその障害の程度によっては、成長とともに家庭内における衣食住の自立を目指す傾向を予想させること。この２つのことは、障害のある児童・生徒本人はもちろんのこと、彼らと一緒に生活し彼らをサポートする家族の「困難さの軽減」や家族全体の「快適性」にもつながると考えられます。

また今回その有効性が確認されなかった「学校生活上の環境や学習教材」に関しては、その品目の普及のあり方に今後一層の工夫が求められていると思われます。

４．この調査研究の限界と今後の課題について

（１）回答の対象者が児童・生徒本人ではなく、その「保護者」であったことから、福祉用具品目の利用の程度・必要性とも間接的な回答であることに留意しなければなりません。

（２）質問項目は討論を重ねた結果最小限に絞り込みましたが、その質問の多さが回答する保護者への大きな負担となってしまったことを反省します。そしてその反省点を今後の再調査・追跡調査等に反映しなければならないと考えています。

（３）今回のアンケート調査に加え、今後は個別の聴き取り調査（インタビュー）によって障害のある児童・生徒やその家族にとって有用な福祉用具の開発や普及につなげてゆくことが課題として残されました。

５．おわりに

埼玉県立知的障害特別支援学校を対象に、264 人の保護者から回答を得た結果、以下のような傾向を得ることができました。１）福祉用具（品目）の利用の程度は全体的に低く示されました。しかし、調理支援領域、洗濯・掃除支援領域、その他の環境刺激調整支援領域では高い利用の傾向が確認されました。２）また、利用の程度にかかわらずそれらの必要（有効）性の高さについて、１）の品目以外に「火災報知器」「工夫されたカレンダー」「時間と時刻の学習教材」「コミュニケーション教材」「様々な作業マニュアル」等、日常生活全体における 10 品目が示されました。３）「福祉用具の有効性」への影響について検討した結果、a／児童・生徒にとって学校生活以上に「調理・洗濯・片づけ」といった家庭内での日常生活におけるその有効性が示めされました。b／「シンプルな電子レンジ」と「シンプルな電気掃除機」の有効性の高さは、障害がありつつも

成長とともに家庭内における家族と一緒に衣食住の自立を目指していることが予想されます。

6. 謝辞

回答していただきました対象学校の保護者（一部ご家族・ごきょうだいを含む）の方々に厚く御礼を申し上げます。また保護者への回答依頼にご足労願いました東西南北計4校の学校長・教頭・当該教務主任等の先生方、ならびにPTAの方々に深謝致します。

7. 引用文献

- 1) 原鉄哉：“住居，生活機器，自助具，補装具について（重度心身障害児へのアプローチとトータルケア）-（生活環境の整備と留意点）”，小児看護 24(9)，1198-1202，2001.
- 2) 高山忠雄，加倉井周一 a：“心身障害児の移動能力と通学システムに関する一考察”，リハビリテーション医学 21(5)，329，1984.
- 3) 青木主税，広瀬秀行 a：“重度障害児の椅座位姿勢に関する研究（第4報）／姿勢保持用 Magic Seat について”，理学療法学 11(Supplement)，65，1984.
- 4) 青木主税，広瀬秀行 b：“重度障害児の椅座位姿勢に関する研究（第3報）／デュシェンヌ型筋ジストロフィー症に対する電動椅子システムの開発”，理学療法学 11(Supplement)，64，1984.
- 5) 石井要，多和田忍：“障害児療育の地域分化／補装具・治療装具の処方から”，リハビリテーション医学 35(12)，1081，1998.
- 6) 高山主税，加倉井周一 b：“肢体不自由児の学校義務化前と後にみる障害程度の変容と教材遊具の開発・評価（福祉・社会・職業）”，リハビリテーション医学 20(6)，353-354，1983.
- 7) 高山，加倉井 c：“養護学校訪問学級（重度・重複障害）対象児童生徒の生活構造からみた教育の現状と課題（福祉・社会）”，リハビリテーション医学 17(5)，303，1980.
- 8) 東川健：“発達障害児者への支援に活用可能なテクノロジー”，ノーマライゼーション 28(8)，18-20，2008.

（文教大学 八藤後 忠夫）

第4章 日常生活用具の給付

4.1 千葉県内の市町村

1. はじめに

千葉県が実施した「障害者自立支援法の施行後、市町村の地域生活支援事業に移行した日常生活用具の給付の実態調査」の結果をご紹介します。

千葉県の調査は、2008年（平成20年）10月に、県内55市町村を対象に日常生活用具給付事業の平成18年10月から平成20年10月までの実施状況について郵送により実施されたアンケート調査であり、千葉県内55市町村中、50市町村から回答を回収し、回答率は90.9%でした。

調査では、「給付品目及び物品の給付判断」、「知的障害者（児）、精神障害者を対象としているかどうか」、「日常生活用具給付等事業全般への意見」などが質問されています。

2. 日常生活用具の給付等の判断

日常生活用具の給付をする際の判断について、「近隣の市町村との情報交換により判断した」市町村が6割、「自らが検討または判断」した市町村が3割でした。さらに、「事例のない品目(用具)の希望があり判断に苦慮している」市町村が全体の4割にものぼっており（表4-1-1）、支給基準となるガイドライン等の整備の必要性が示唆されます。

表 4-1-1 現在の日常生活用具の給付等判断について（複数回答可）

回 答	回答数	割合
各市町村に、判断基準等を任されており問題なし	13	0.26
過去に給付事例のある品目（用具）のみ給付している	3	0.06
事例のない品目(用具)の希望があり判断に苦慮している	21	0.42
貴市町村内のみで検討及び判断をしている	16	0.32
近隣の市町村との情報交換により判断している	31	0.62
予算の関係上、給付について独自の制限を設けている	-	-
わからない	-	-
その他	7	0.14
回答者数	50	1.00

「その他」に係る自由記述については、大きく分けて3つの記載がありました。

1. 給付判断に苦慮するときには、千葉県及び千葉県障害者相談センターへ協議を行い、事例や現状を確認し、給付判断を行っている。
2. 給付要綱により給付を行っている。
3. 要綱及び独自の基準で判断しているが、困った場合には、近隣市町村と情報交換を行っている。

今後の日常生活用具の給付判断について望むこととして、ほとんどの市町村が「県内の給付判断事例及びその名称などの情報がほしい」とし、「給付等の判断について意見交換する場がほしい」市町村も36%存在しました（表4-1-2）。表4-1-2と同様に、支給基準となるガイドライン等の整備の必要性を示唆する結果が示されたと言えます。

表 4-1-2 今後の日常生活用具の給付判断について望むこと（複数回答可）

回 答	回答数	割合
各市町村に、判断基準等を任されており問題なし	8	0.16
県内の給付判断事例及びその名称などの情報がほしい	46	0.92
給付等の判断について意見交換する場がほしい	18	0.36
わからない	-	-
その他	2	0.04
回答市町村数	50	1.00

「その他」に係る自由記述については、大きく分けて2つの記載がありました。

1. 給付判断は、各市町村ともなるべく均一化されることを希望するが、給付品目の拡大や縮小を行う市町村があるため、その理由も共通認識としたい。
2. 判断に苦慮する事例等を相談できる機関があると良い。

3. 知的障害者（児）及び精神障害者への給付

ほとんどの市町村が、知的障害者（児）及び精神障害者へ対応する給付要綱を定めているにもかかわらず、半分の市町村しか給付の実績が見られません（表4.1.3）。そのほとんどは知的障害者（児）を対象とするものであり、給付品目は、頭部保護帽が主なものです。知的障害や発達障害のある人の福祉用具として高く支持されているコミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなどの福祉用具を対象とする市町村は見られませんでした（表4-1-4 ～ 4-1-6）。

表 4-1-3 知的障害者（児）及び精神障害者へ対応する給付等要綱の作成状況

回 答	回答数	割合
給付等の要綱にて定めている	46	0.96
要綱による定めはない	2	0.04
わからない	-	-
回答市町村数	48	1.00

表 4-1-4 知的障害者(児)及び精神障害者への日常生活用具給付等の実績

回 答	回答数	割合
給付等事例あり	26	0.52
給付等事例なし	24	0.48
わからない	-	-
回答市町村数	50	1.00

表 4-1-5 「給付等事例あり」の給付等事例の対象者

回 答	回答数	割合
知的障害者（児）	26	1.00
精神障害者	3	0.12
発達障害者	-	-
回答市町村数	26	1.0

表 4-1-6 具体的な給付事例

市町村名	支給実績 対象者	給付事例			
		種目	品目	物品名	件 数
A 市町村	知的障害 者(児)		頭部保護帽		6
B 市町村	知的障害 者(児)		特殊マット		複 数 件 交 付 実 績 有
			特殊便器		
			頭部保護帽		
			電磁調理器		
			火災警報機		
			自動消化器		
	精神障害 者		頭部保護帽		
			自動消化器		
C 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽 A レ ディーメード	1
D 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		2
E 市町村	知的障害 者(児)	介護又は訓練用支援具	特殊マット		2
		介護又は訓練用支援具	訓練いす		1
		介護又は訓練用支援具	訓練用ベッド		1
		自立生活支援用具	入浴補助用具		1
		自立生活支援用具	頭部保護帽		3
		在宅療育等支援用具	ネブライザー		3

		在宅療育等支援用具	電気式たん吸引器		4
		情報又は意思疎通支援用具	盲人用時計（音声時計）		1
		情報又は意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置		1
		排泄管理支援用具	紙おむつ等		265
		排泄管理支援用具	ストーマ装具（蓄便袋）		13
F 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽	1
G 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽	5
		自立生活支援用具	特殊便器	頭部保護帽	1
H 市町村	知的障害者(児)		頭部保護帽		2
I 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		6
	精神障害者	自立生活支援用具	頭部保護帽		1
J 市町村	知的障害者(児)		頭部保護帽		3
			電磁調理器		1
K 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	ハットギア	2
L 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	ヘルメット	2
M 市町村	知的障害者(児)		頭部保護帽		3
N 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	特殊便器	ウォシュレット・リモコン便器	1
		自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽	2
O 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		2
P 市町村	知的障害者(児)	排泄管理支援用具	紙おむつ		6
Q 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		1
R 市町村	知的障害者(児)		頭部保護帽		2
			特殊マット		1
S 市町村	知的障害者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽（オーダーメイド）	2
T 市町村	知的障害		自動消火器	スモークウォッシ	1

	者(児) 精神障害 者			ヤー	
			火災報知器	キッチンレオ FHL4	1
			頭部保護帽	頭部保護帽 B	1
U 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	ヘッドガード KM500	1
V 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		1
W 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽	頭部保護帽	1
X 市町村	知的障害 者(児)	自立生活支援用具	頭部保護帽		2
Y 市町村	知的障害 者(児)		頭部保護帽	頭部保護帽	1
Z 市町村	知的障害 者(児)		紙おむつ等	紙おむつ	19

以上、26 市町村

4. 日常生活用具給付等事業全般で、千葉県への要望等（自由記載）

市町村から寄せられた回答については、次のとおりです。

- ・ 今回の調査結果の提供。
- ・ 物価価格の変動などにより、今後、適正な基準額（市場価格）を判断することは、市町村単位では難しいため、国又は県より示してもらいたい。また、そのように働きかけてもらいたい。
- ・ 新しく開発された用具や評価の高い用具、要望の多い用具の情報が欲しい。
- ・ 給付対象者とする基準が各市町村で異なるため、統一を図ってもらいたい。
- ・ 給付判断に苦慮すると思われる事例や給付に係る情報を、提供してもらいたい。
- ・ 給付希望者のネットワークは広く、近隣の給付実態によってトラブルが起きている。地域生活支援事業ではあるが、ある程度の解釈の統一は必要と考える。
- ・ 各市町村の給付実態や利用者負担及び耐用年数等も情報提供してもらいたい。
- ・ 給付品目及び給付事例の意見交換及び研修会を開催してもらいたい。
- ・ 補装具のような基準表を配布してもらいたい。
- ・ 給付の対象者の判断に苦慮する事例があるため、事例などの情報がもらいたい。
- ・ 一般的に普及している種目や品目について、今後の継続した給付が望ましいのかについて統一見解を出してほしい。
- ・ 下肢障害の方の排尿について、常時「使い捨てバルーン」を使用しているため、給付の要望が多数ある。市町村の給付基準を給付可能に改正した場合、県の補助金対象となるのでしょうか。又、出来ない場合には今後対象とするよう要望する。
- ・ 種目、対象者、基準額等を県内統一できないか。
- ・ 判断に迷うケース等については県からのアドバイスがほしい。

5. 日常生活用具給付等事業全般について、その他意見（自由記載）

寄せられた回答を、原文のまま紹介します。

- ・ 生活保護世帯への地デジチューナーの現物支給が決まったようですが、障害者にも支給するという案があるそうですが、どうなるのでしょうか。
また、実際に利用するにはアンテナも必要で工事費用もかかると思いますが公費でみる予定なのか、やるならいつ頃からか、お示しいただきたい。
災害時のために個人のストマ用装具を保管されている市が県内にあるそうですが、実施市、ノウハウ等ご教示いただきたい。
- ・ 市町村事業となり、独自に基準を設けられるようには、なりましたが、実際には、対象の物品や基準額の見直し等を行おうとしても、「近隣市町村では～なのに」という声があがり、非常に難しいです。
やはり、何らかの基準、情報交換の場が必要と感じます。
- ・ 市町村内判断は、原則として特に問題はないと思われる。
- ・ ただし、給付判断に苦慮する事例もあり、前項の問2のような物が手元にあると良いと思われる。
- ・ 従前の国要綱にほぼ則った要綱を定めているが、給付要件の拡大を希望する意見が寄せられているが、（例えば、盲人用体温計の家族要件撤廃など）市独自で対応しづらい。
- ・ 物品給付における市町村格差は「法の下での平等」の精神に著しく反すると考えます。

6. おわりに

本調査により、千葉県内の市町村では、知的障害者（児）及び精神障害者へ対応する日常生活用具の給付要綱を定めているにもかかわらず、半分の市町村しか給付した実績がないことがわかりました。そのほとんどは知的障害者（児）を対象とするものであり、給付品目は頭部保護帽が主なものでした。コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなどの福祉用具を対象とする市町村は見られませんでした。

さらにほとんどの市町村から「県内の給付判断事例及びその名称などの情報がほしい」としており、市町村から支給基準となるガイドライン等の整備の必要性が望まれていることがわかりました。

7. 謝辞

調査研究に快くご協力いただいた千葉県に感謝の意を表します。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

【別紙様式】

日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）について

市町村名：_____

照会の背景：

日常生活用具（以下「用具」という。）の給付等を行うにあたり、給付等事業の対象となる用具6種目について厚生労働省告示により示されていますが、その品目選定及び給付の可否は、各市町村の給付要綱等により判断されることとなっており、各地域の実情に配慮した給付を実施しているところです。

つきましては、今後の事務の参考にさせていただきたく、各市町村の日常生活用具給付事業の実態について伺います。

照会1 給付品目及び物品の給付判断については、「（財）テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システムの活用による情報収集」及び、「身体障害者更生相談所等に助言を求める」などが、実施要綱により示されているところです。

しかしながら、申請希望者より居住する市町村により給付等の判断に相違があることや、新しく開発された用具の給付等の可否などについて、苦慮している声が多く聞かれるようになっております。つきましては、日常生活用具の給付等について伺います。

問1：現在の日常生活用具の給付等判断について（複数回答可）

- ☐ ①各市町村に、判断基準等を任されており問題なし
- ☐ ②過去に給付事例のある品目（用具）のみ給付している
- ☐ ③事例のない品目(用具)の希望があり判断に苦慮している
- ☐ ④貴市町村内のみで検討及び判断をしている
- ☐ ⑤近隣の市町村との情報交換により判断している
- ☐ ⑥予算の関係上、給付について独自の制限を設けている
- ☐ ⑦わからない
- ☐ ⑧その他

[]

問2：今後の日常生活用具の給付判断について望むことは（複数回答可）

- ☐ ①各市町村に、判断基準等を任されており問題なし
- ☐ ②県内の給付判断事例及びその名称などの情報がほしい
- ☐ ③給付等の判断について意見交換する場がほしい
- ☐ ④わからない
- ☐ ⑤その他

[]

→ 『照会2』へお進みください。

つきましては、平成 18 年 10 月以降における、知的障害者（児）及び精神障害者等の給付等について伺います。

【 】 ①給付等の要綱にて定めている
【 】 ②要綱による定めはない
【 】 ③わからない

【 】 ①給付等事例あり
【 】 ②給付等事例なし
【 】 ③わからない

①対象者 【 】 知的障害者（児）
【 】 精神障害者
【 】 発達障害者

(※ 2種類以上の給付等を行った場合は、任意様式に記入願います。)

[]

93

4. 2 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための福祉用具を給付対象として取り組む市町村

1. はじめに

本章では、知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための日常生活用具の給付品目を、新たに新設、若しくは既存品目の対象を広げるなど積極的、先進的に取り組む大阪府摂津市¹⁾、神奈川県横浜市²⁾、岡山県倉敷市³⁾及び千葉県野田市⁴⁾を対象に、当該事項にかかわる経過、現状、課題及び要望などをインタビュー調査した結果を紹介します。

調査では、「市民総数」、「障害者手帳の所持者数」、「日常生活用具の予算と実績」、「日常生活用具で知的障害、精神障害、発達障害を対象とした経緯」、「実際の給付に至る流れ」、「現在までの利用実績」、「実施後わかった課題」、「国、県への要望」などについて質問しました。

2. 給付対象とする市町村の情報

千葉県内市町村調査（4. 1）に見られるように、全国的にも多くの市町村では、障害者自立支援法以前の品目をそのまま踏襲していることがほとんどです。

インターネット検索、及び関係者（用具取扱い事業者、家族、中間ユーザー）からの聞き取りにより、知的障害者に対しては、多くの市町村が火災報知器、自動消火器、頭部保護帽、特殊便器、特殊マット等であり、精神障害者に対しては、対象になっていないか、対象となっても、頭部保護帽のみか、火災報知器、自動消火器が対象品目としていることがわかりました。

一方、発達障害者に対しては、療育手帳等の障害者手帳を所持していないと全く対象になっていないところがほとんどであることが知られました。

3. 大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市及び千葉県野田市の実態

調査した摂津市、横浜市、倉敷市及び野田市の4市は、人口8万余りの市から中核市、政令都市に至るまで、各市の背景、土台の違いはありましたが、4市に共通することとして、

- ① 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと
- ② 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性を担保できるシステムが何らかの形であること
- ③ 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたことが挙げられます。

①については、当然のことと言えますが、当事者がしっかりと行政に対して要望を挙げていくことで新しい施策の展開が始まります。

②については、摂津市では、経験豊富な臨床心理士が職員として配置されている家庭児童相談室があり、給付に関して専門的な判断をされていました。横浜市では、「訓練・介助器具の作成・購入費の助成」制度があり、直接利用者と関わる専門機関である地域療育センター、児童相談所、リハセンが窓口となり、そこでの具体的な関わりにより給付の判断をされていました。また、倉敷市では、障害福祉課の機関として、保育士、保健師、教員が配置された「総合療育相談センター」が時期を同じくして創設され、給付に関する専門的な判断がされていました。各市の状況により違いはあるものの、給付の判断には何らかの専門家が関わることにより、市民に対して、ま

た、他の利用者に対しての、公平性、整合性を担保できる仕組みがあることが大きな力になっていました。その仕組みの有無が、当該給付品目や制度に不可欠であると言えます。

③については、行政の担当職員として、当たり前のことなのかも知れませんが、市民の声を聞きそれを具体的に形にする担当者の姿勢が大きく影響していると感じたところです。

これまでの日常生活用具は、その対象の中心が身体障害の人でした。身体障害者の場合、対象となる品目と障害が結びつきやすくわかりやすいが、知的障害者、精神障害者、発達障害者の福祉用具に関わっては、これまで無くても生活がなされていたことと、肢体障害＝車いす、杖、のようなわかりやすさ、効果の見えやすさとは大きく違うことと、使用する用具も一般品と専用品の区別がつきにくいものもあるなど、効果はもちろん、公平性、整合性を確保しながら判断をするためには、これまでとは違う仕組みがどうしても必要となっていました。

調査した4市は、既存の日常生活用具の制度ではありながら、それまでほとんど対象としてこなかった人を対象とするにあたり、新たな仕組みを作り対応し始めていると言えます。さらに、今後の経験、事例の蓄積に期待をしたいところです。

また、「基本的で最低限必要なものについては、全国統一のガイドラインをつくってほしい。それ以外に地域特性等で上乘せ品目を追加することについては今まで通り市町村に委ねると言うことにできないか。(横浜市)」のように、インタビューした各市から、国に対して、何らかのガイドラインの策定を望む声が聞かれました。

これについては、自市だけではなく他市との関係でも、「用具の項目や給付の判断には公平性、妥当性が求められますが、その判断の一つに、近隣市町村の情報があり、具体的な事例がある場合は、経緯や内容を聞き、それを参考にして、課内で検討する(野田市)。」や、「他の行政間での引越しをされた場合、前のところでは給付されていたのに、こちらではされない等の苦情がありました。出来れば共通化を図ってほしい。(倉敷市)」などの声もありました。

「自立支援法以前は、国により細かく整理されていたため、現場で検討せずに出すことができていたが、市町村事業になってもノウハウ、蓄積がない分なかなか足を踏み出すことができない。

(摂津市)」のように、比較的規模の小さい市町村においては、専門職を課内に置くことも難しく、判断することが困難な場合があります。その意味でも何らかの形での第三者機関を求める声がありました。

知的障害者、精神障害者、発達障害者のための日常生活用具を給付対象とする市町村が広がるためにも、

- ①日常生活用具の項目に関わり国の何らかのガイドラインの策定
 - ②市町村の規模や条件に合わせた給付システムの提言
- が必要であると考えます。

4. おわりに

知的障害者、精神障害者、発達障害者を日常生活用具の対象者として、積極的に取り組む大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市、千葉県野田市の情報をインタビュー調査により収集しました。

各市の人口、財政共に状況が違う中ではありましたが、4市に共通することとして、

- ① 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと

② 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性、を担保できるシステムが何らかの形で存在すること、そして用具の適否を本人や療育関係者が見極めるためのみなし期間を必要とすること

③ 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたことが挙げられます。

国に対しては、各市より何らかのガイドラインの策定を望む声が共通して聞かれたことが印象的です。

5. 謝辞

調査に快くご協力いただいた各市の担当者の皆様に感謝の意を表します。

6. 引用文献

- 1) 大阪府摂津市ホームページ <http://www.city.settsu.osaka.jp/>
- 2) 岡山県倉敷市ホームページ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/>
- 3) 神奈川県横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 4) 千葉県野田市ホームページ <http://www.city.noda.chiba.jp/>

(生活工房 増澤 高志、自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

<資料>

知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための日常生活用具を給付対象として取り組む市町村

表 4-2-1 大阪府摂津市

項 目	内 容
1. 市町村名	摂津市
2. 都道府県	大阪府
3. 人口	約 84,000 人
4. 調査時期	2008 年 10 月
5. インタビュー参加者	① 摂津市障害福祉課より担当の職員 1 名 ② 生活環境支援研究会 2 名 ③ 摂津市の発達障害のある子どもさんの親の会 10 名同席
6. インタビューの目的	今年度から新たに携帯用会話補助装置の対象を「音声若しくは言語機能の障害を有する障害者等又は肢体不自由である障害者等であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの。障害児は、3 歳以上の者を原則とする。」と拡大し、実際に広汎性発達障害の児童に携帯用会話補助装置（VOCA）の給付がなされた情報を入手し、その経過と内容を聞き取りの重点とした。
7. 日常生活用具で、知的障害、精神障害、発達障害を対象とする経緯	広汎性発達障害の児童にも対象を広げた背景として、次の三点があげられる。 ① 市長の方針として、年に二つの市政の重点項目を決めており、第一期二年目のテーマの一つが障害者福祉であったこと。そのことにより、職員もトップの方針が見えやすかったこと ② その時期に携帯用会話補助装置に関して市民から具体的な要望があったこと ③ 家庭児童相談室やデイサービスを通じて、当該児童への携帯用会話補助装置の具体的な効果が認められたこと 制度化するにあたりどのように公平性を担保するのが課題となったが、 ① デイサービスの利用者についてはその利用者に日常的に関わる職員が客観性を持って判断する ② デイサービス非利用者については、摂津市の家庭児童相談室の職員（臨床心理士）が実際に関わって判断することに対応できると判断した。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-2-1）。 ① 希望者は、障害福祉課にて相談、申請する。 ② デイサービス利用者であれば、その担当職員と調整して給付を判断非利用者であれば、摂津市家庭児童相談室の職員（臨床心理士）が面談 ③ 障害福祉課が給付の可否を判断する。 ④ 給付決定後は、給付券と一割負担分相当額を福祉用具事業者に渡し、当該物品を受け取る。 ⑤ アフターフォロー、ケアについては現時点では実施されていない。

9. 利用実績	聞取り時点での給付数は2件である。
10. 実施後わかった課題	市担当者がとらえている課題は次のとおりであり、実際に運営していく中で検討していかなければならないとの認識であった。 ① どれぐらいの利用者にフィットするのか、どれぐらい役に立つのか ② 給付年限を5年としたが、今回は元々身体障害の方の制度に対象者を広げたため、知的障害の人にとっての必要性が5年でよいのかどうか不明 ③ 対象者を3歳以上としたが、発達年齢の差があるのではないかな
11. 国、府への要望、その他	① 自立支援法以前は、国により細かく整理されていたため、現場で検討しなくても対応することができたが、自立支援法で市町村事業になってもノウハウ、蓄積がない分なかなか足を踏み出すことができない。その意味でも、課内に何らかの専門職が必要ではないかと考えている。 ② 今後、日常生活用具の給付対象を増やすかどうかについては、日常生活用具の項目としてどれぐらい必要性が高いのか、どれぐらいの人数が使うのかを論拠をもって市民から要望があれば、制度化しやすい。
12. まとめ	摂津市においては、 ① トップである市長の意向が大きな役割を果たしたこと ② その時期に、具体的で説得力のある要望があり、それに応えることができた担当者が障害福祉課にいたこと ③ それを受けて、公平性という点で説得力を持つ給付の仕組みが、摂津市の家庭児童相談室やデイサービス等の社会資源を生かすことによって制度化が可能となったと考える。

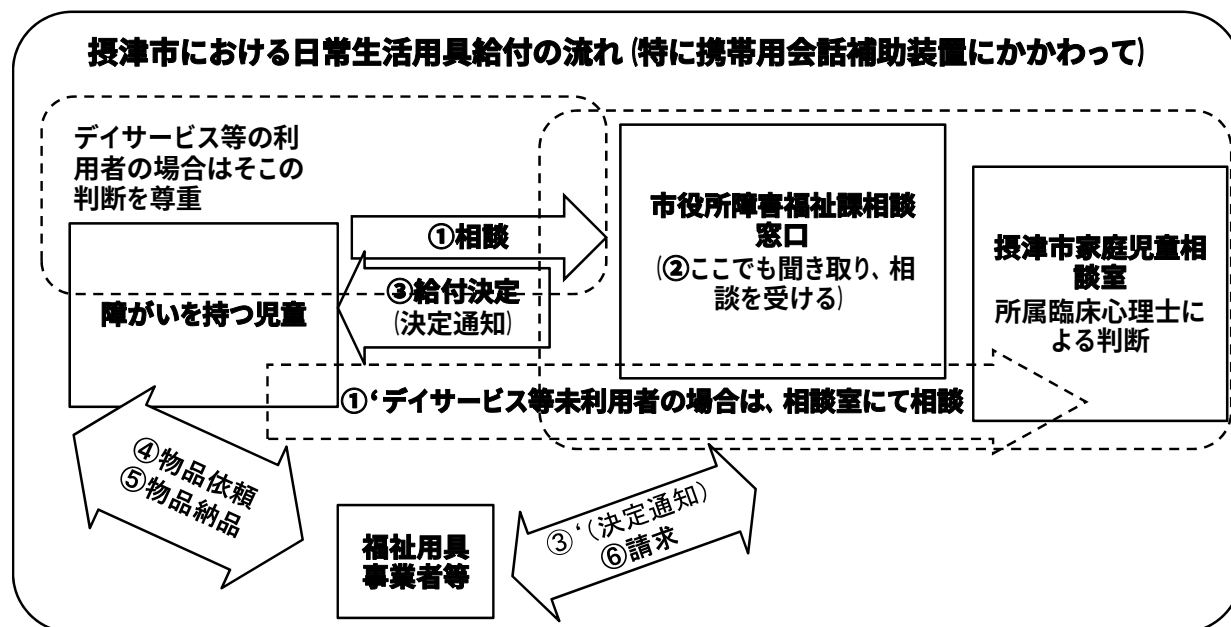


図 4-2-1 摂津市における携帯用会話補助装置に関わっての流れ (作成：増澤)

表 4-2-2 神奈川県横浜市

項 目	内 容
1. 市町村名	横浜市
2. 都道府県	神奈川県
3. 人口	約 3,635,000 人
4. 調査時期	2009 年 1 月
5. インタビュー参加者	① 横浜市障害福祉課より担当の職員 2 名 ② 生活環境支援研究会 4 名
6. インタビューの目的	学齢児以上の知的障害のある人が情報通信支援用具の対象者となっているとの情報を入手し、その経過と内容を聞き取りの重点とした。
7. 日常生活用具で、知的障害、精神障害、発達障害を対象とする経緯	① 知的障害のある人を対象とした品目は、電磁調理器、頭部保護帽、特殊マット、特殊便器、火災報知器、自動消火器、情報・通信支援用具である。 情報・通信支援用具が知的障害のある人を対象とした経緯は不明。情報バリアフリー化支援事業が実施されていた時から、知的障害のある人も対象となっていた。その後、情報通信支援用具という形となったが、そのまま引き継がれた。 具体的な給付品として、キーボードやマウスでのパソコン使用ができない人に対して、タッチパネルのディスプレイに絵で表示させてそれを触る形のものが給付された事例もある。特に品物を限定せず、必要性を判断して決めている。 ① 精神障害のある人を対象とした品目は、頭部保護帽のみである。 ② 発達障害のある人のみを直接対象とした品目はない。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-2-2）。 ① まずは、区役所のサービス課の相談係が窓口となり、そこで相談を受け要件が合えば申請を受ける。 ② 基本的には区で支給決定まで行うが、判断が難しいものや、情報・通信支援用具は、市役所の判断となりケースワーカーを含めた課の職員にて判断する。 ③ 支給決定後は、利用者が事業者に対して決定通知書に押印したもの、及び自己負担金と引き替えに物品を受領する。 ④ その後の支払いは事業者と市の間で行われる。 ⑤ 相談から、支給決定まで、概ね 2 週間である。 ⑥ サービスの案内は、手帳取得時に総合的な案内を行うとともに、毎年更新される「障害福祉の案内」の冊子を区役所にて無料で配布している。
9. 利用実績	知的障害のある人で情報通信支援用具の利用をされる方は年に数件である。 精神障害のある人の昨年度の申請はなかった。

10. 実施後わかった課題	日常生活用具全体に関わってではあるが、ここ数年は、以前より申請件数が減ってきている。市担当者から、把握と分析はできていないが、その原因は次のとおり推察しているとのことであった。 ① ある程度行きわたっているのか、周知が足りなく、周知されている部分には行きわたってしまっただけなのか ② 高齢化や、品目が時代にあっていないのか ③ この品目の中でいうと現状の生活の中では必要性があまりない、もしくは、足りてしまっているのかも知れない。
11. 国、府への要望、その他	① まず国に求めたいのは、基本的で最低限必要なものについては、全国統一のガイドラインをつくってほしい。 障害者団体の方等から、「どこかの市町村はこれが追加されて、ちゃんと支給されているのになんで横浜市はそうじゃないのか」と聞かれることがあるが、経緯や他とのバランスなどから、すぐには認められないことがある。そのときにガイドラインが有れば、対応しやすい。 ② それ以外に地域特性等で上乘せ品目を追加することについては今まで通り市町村に委ねると言うことにできないか。
12. まとめ	横浜市においては、「横浜市訓練・介助器具助成制度」や、各対象品目、耐用年数の事など利用者の声を生かし、その利用実態に即した運用がなされていることが聴取できた。 横浜市における特徴的な取組みを次に示す。 I. 日常生活用具とは別の制度として、横浜市では独自の「横浜市訓練・介助器具助成制度」が整備されている（図 4-2-3）。 これは対象者を、「在宅の障害児で、器具等による治療効果、訓練及び介助効果が期待できる 18 歳未満の方」とし、対象種目は、「訓練器具、自助具、介助用具」としている。但し、補装具、日常生活用具の支給対象者については、そちらの制度活用が優先される。 器具作成や購入にかかる経費の 2 / 3 補助で限度額は 36,750 円である。ただし、器具等を必要とする本人が生活介護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合は、36,750 円まで購入費用の全額を助成する。 この制度の窓口は、各地域療育センター、各児童相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター等の指定機関であり、そこに申請用紙が用意され、申請を受け付けている。 基本的に対象指定機関に何らかのかたちで通う子どもが対象であり、必要とされた用具が申請される。 対象者が手帳の有無を問われず、対象指定機関に通う子どもであれば療育手帳等の障害者手帳の未取得者や現在は手帳の対象とならない発達障害のある子どもも対象になる。

	決定から一年経てば、新たな申請も可能である。 この制度で重要な点は、訓練器具、自助具、介助器具と幅広く対象となること、障害者手帳の所持が条件となっていないことにある。子どもの発達に合わせ、必要なものが変化することや、活用時の破損など、子供の現状に対しては、現行の日常生活用具の制度ではなかなか対応できにくい状況があるが、そのことに一定の対応をすることができる制度である。 Ⅱ．横浜市における日常生活用具について、市担当者の意見を次に示す。 ① 新たな項目策定を行うために何よりを必要なことは、市民の具体的なニーズである。毎年行われる障害者団体からの要望、そして、市長への手紙も含めた個人の声を聞く「公聴」のしくみを生かす。 ② 新たな項目策定に関わる判断の一つとして、厚労省の非課税品目（「消費税法の一部を改正する法律(平成 3 年法律第 73 号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成 3 年 9 月 26 日 社更第 199 号)」)が一つの目安となるのではないか。 ③ 横浜市の「障害者福祉のあんない」冊子の日常生活用具の表には、耐用年数が明記されていないが、これは「一応欄は作ってあるが、耐用年数は決めていない。壊れて修理不能になった時点で相談して頂くことにしている。耐用年数を入れてしまうと、それに縛られてしまう。例えば本人の過失ではなくて壊れてしまった時に、耐用年数が過ぎないと貰えないのか？という話になるので、それを避けるために横浜市は元々採用していなかった。」とのことであった。
--	--

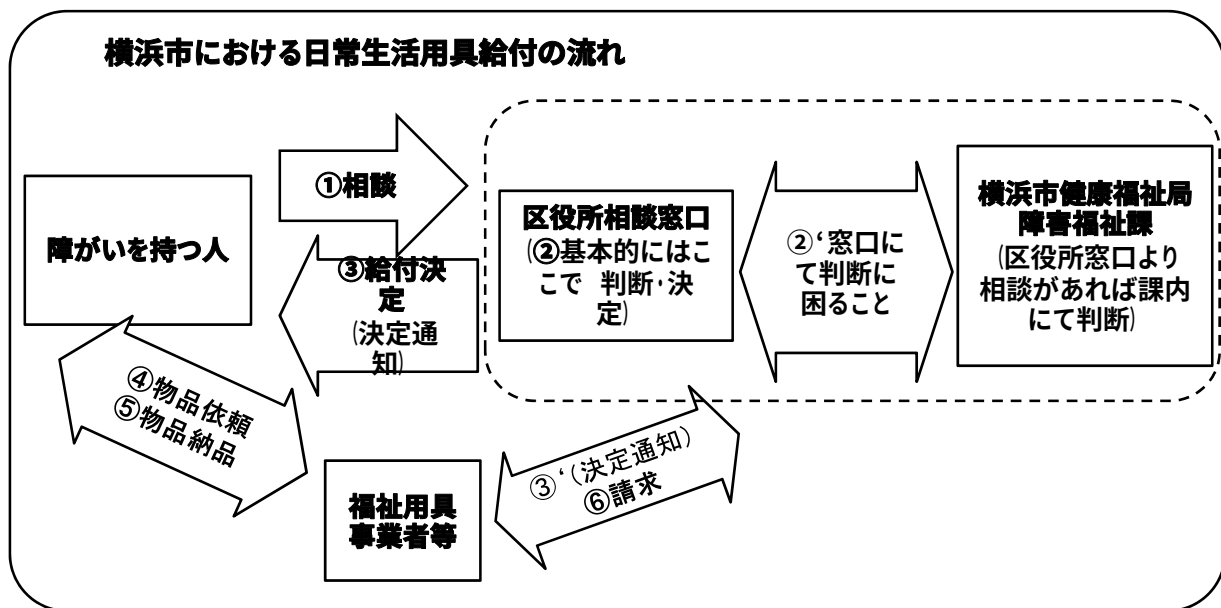


図 4-2-2 横浜市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）

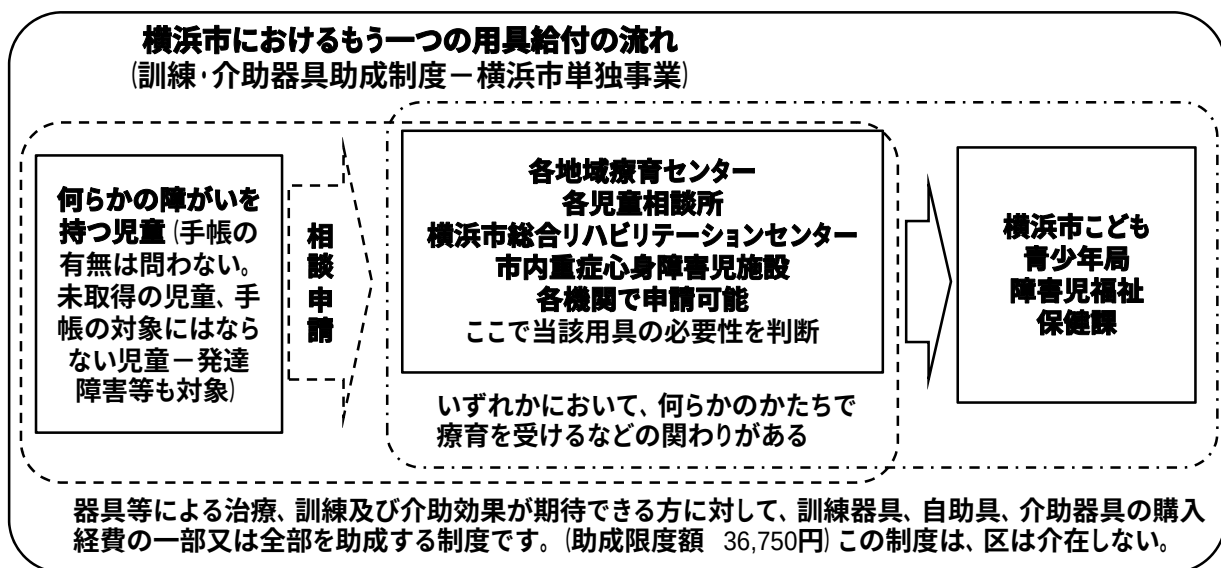


図 4-2-3 横浜市における「訓練・介助器具助成制度」（作成：増澤）

表 4-2-3 岡山県倉敷市

項 目	内 容
1. 市町村名	倉敷市
2. 都道府県	岡山県
3. 人口	約 478,000 人
4. 調査時期	2009 年 2 月
5. インタビュー参加者	① 倉敷市障害福祉課より担当の職員 3 名 ② 生活環境支援研究会 2 名
6. インタビューの目的	今年度から日常生活用具の新たに対象に「障害児訓練器具」が加わり、「時間管理を支援する用具」が給付されたとの情報を入手し、その経過と内容を聞き取りの重点とした。
7. 日常生活用具で、知的障害、精神障害、発達障害を対象とする経緯	① 「障害児訓練器具」の項目が追加されたのは、2007 年の夏に親の会から要望があったことから始まる。多くの要望のうち、日常生活用具に関わるものが 2 点あり、その一つが「時間を視覚的に把握できるもの（商品名タイムログ等）」で、養護学校でも取り入れられていて非常に効果的であること、さらに、イヤーマフ（聴覚過敏の方に使って頂いているもの）も良く使用しており、給付の対象に入れてもらえないか、とのことであった。また、横浜市においては必要に応じて遊具の給付もなされている事例も提出された。 ② 検討の結果、発達障害のある人にとって必要な用具となったが、一般品との線引きが課題となった。しかし、2008 年 1 月から障害福祉課の機関として、保育士、保健師、小学校の教員らが配置された「総合療育相談センター」が開設されたことにより、ここにおける判断が可能となり、認可する際に公平性が保たれるとの判断により、「障害のある児童であって、これを使うことによって訓練・治癒等の効果が見込まれる方」に給付するという形で今年度より実施に至った。 ③ 改訂時に、広報とホームページに掲載をおこなった。その後いくつか問合せがあったが、そのうちの 1 件に「タイムログ」がこれにあたるのかという問い合わせがあり、それが現在実績の一件となっている。 ④ 現在、手帳非所持者の方に対して VOCA を給付する予定である。 ⑤ 現時点では、「障害児訓練器具」に関して基準をはっきりと明文化していないが、窓口での申請の度にそのお子さんの実態を聞き取りして、本当に必要かどうかケースバイケースで決めることにしている。今後の実績をもとに明文化の作業を進める予定である。 ⑥ 「障害児訓練器具」の基準年限は 1 年としており、必要に応じて、毎年申請することができる。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-2-4）。 ① 基本的には窓口にて申請をする。

	② 品物については、カタログやインターネット等を利用して利用者に決めてもらう。 ③ そこで問題がなければ、具体的な給付の手続きにはいるが、他市と若干違い、基本的には市と契約を結んだ委託契約事業者の中の希望品目取扱事業者に見積り依頼をファックスで送付。 ④ 一週間後落札業者と契約。納入先を指定。 ⑤ 同時に申請者にも通知。 ⑥ 納入時に自己負担金を支払う。 ⑦ まれに、一業者しか取り扱わない品物であったり、アフターケアなどの関係などにより特定の業者との契約が必要と認められ、かつ見積り金額が基準内であれば、指定の事業者との契約も可能である。 ⑧ 概ね申請より 2 週間程度で給付がなされる。 ⑨ アフターフォロー、ケアに関しては実施していない。
9. 実績	聴取時点では 1 件
10. 実施後わかった課題	市担当者がとらえている課題は次のとおりであり、実際に運営していく中で検討していかなければならないとの認識であった。 ① 「障害児訓練器具」に関して、「何をどういう基準で対象としていくのか。どういう方を給付の対象者と認めるのか」という基準がまだはっきりとしていないこと。それをきちんと明文化して誰でも分かるような形にしていかなければならない。 ② 給付事例が少ないこともあるが、給付品（特に VOCA 等）が実際にどのように活かされているのか、苦情が来ないから上手に使っておられるとは思いますが、なかなか見えてこない。
11. 国、府への要望、その他	① 他の行政間での引っ越しをされた場合、前のところでは給付されていたのに、こちらではされない等の苦情がある。出来れば共通化を図ってほしい。 ② 全国的に種目や対象者を柔軟な運用ができるようになってほしい。給付の仕組みとして、決定するまでのお試し期間や、判定する機関として公的機関や療育を行う児童デイサービスなどの何らかの専門家の意見を要件とするなどにより可能ではないか。
12. まとめ	倉敷市は、自立支援法全般的に、手帳の有無にこだわらない実態に即した運用がなされ、またそれを担保するシステムが構築されている。今回インタビューした他市と同様、市の取組みは一貫性があり、その取組みは示唆に富む。 倉敷市における福祉サービス対象者の決定の仕組みを次に示す。 ① 自立支援法のサービス提供にあたっての条件は、精神障害者に関しては、手帳にこだわらず疾患の状況を見て、例えば通院公費の制度を使う方や、明らかに ICD10 のコードに含まれる疾患で、医師による証明書

	を書いて頂ける方で、生活実態を見させて頂いて何か援助が必要だと感じた人に援助を提供している。 ② 児童に関しても手帳だけを要件とはしていない。医師の意見書、3歳児健診等により保健師さんからの案内、児相の判定のいずれかを要件とし、相談を受けた時点で障害福祉課が調査をして判断している。 ③ 発達の気になるお子さんの相談の窓口として、2008年1月から障害福祉課の機関として、保育士、保健師、小学校の教員らが配置された「総合療育相談センター」が開設された。ここは保健所の隣の建物にあり、必要に応じてこの判断も仰ぐシステムがある。
--	---

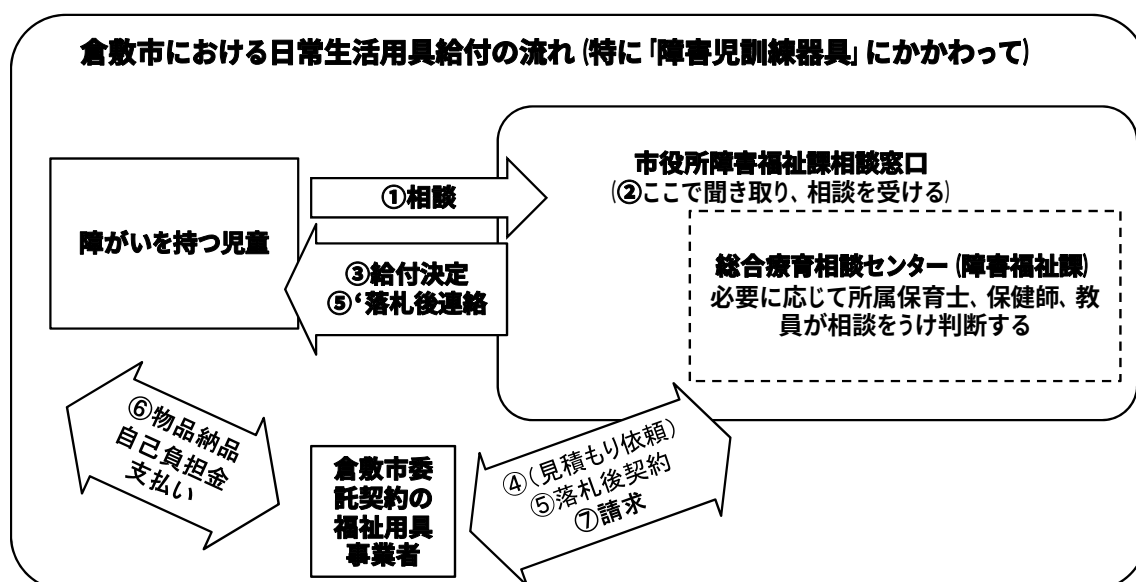


図 4-2-4 倉敷市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）

表 4-2-4 千葉県野田市

項 目	内 容
1. 市町村名	野田市
2. 都道府県	千葉県
3. 人口	約 154,000 人
4. 調査時期	2009 年 1 月
5. インタビュー参加者	① 野田市社会福祉課より担当職員 2 名 ② 生活環境支援研究会 4 名 ③ 千葉県障害福祉課 1 名
6. インタビューの目的	知的障害のある人の日常生活用具の給付に関わっての現状、課題について聞き取りを行った。
7. 日常生活用具で、知的障害、精神障害、発達障害を対象とする経緯	① 基本的には、自立支援法以前からの項目を踏襲している。 ② 給付項目は、特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器、火災報知器、自動消火器である。対象は知的障害のある人のみで、現在のところ精神障害と、知的障害を伴わない発達障害の人は対象とはなっていない。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-2-5）。 ① 用具についての相談は、社会福祉課の窓口にて応じている。 ② 給付対象となれば、ご本人の必要なもの、良いものを選択できる。最初に打ち合わせをなるべく細かくして「どのように使うのか」、「業者さん選びで困っていることはないか」などを確認している。 ③ 業者は、指定業者ではなく市内市外問わずに選ぶことができる。 ④ 用具が決まっておれば、見積書を持参して、窓口で申請をする。 ⑤ 問題がなければ、課内にて決定し、概ね一週間程度で助成の決定がなされ、本人と業者に連絡される。 ⑥ その後納品時に、利用者が自己負担分 1 割相当金額を用具事業者に支払い、助成券に捺印、あとは、事業者と市との関係で支払いが行われる。 ⑦ 立て替え払い（償還払い）ではなく受領人払い方式である。 ⑧ アフターフォロー、ケアについては、基本的に対応していない。
9. 利用実績	今年度の実績は、頭部保護帽のみ 5 件である。
10. 実施後わかった課題	評価に関しては、件数も少ないということもあり、市民の方から「これがあるって良かった」、「これが無くて困った」という声は、今のところはない、とのことであった。
11. 国、府への要望、その他	① 用具の項目や給付の判断には公平性、妥当性が求められるが、その判断の一つに、近隣市町村の情報があり、具体的な事例がある場合は、経緯や内容を聞き、それを参考にして、課内で検討している。さらに「連携がとれる公平な第三者機関が必要」である。

	② 国に対しての要望として、実態に即して、金額や項目の基準がほしい。 ③ 新たな品目の追加については、現段階では特に要望も出ていないため今のところは特にない。
12. まとめ	市担当者の意見を次に示す。担当者は、熱意のある素晴らしい方であった。 ① 今後、発達障害や精神障害のある人を対象者とする用具が増えるためには、「県の中にそういう動きがあるとか」が必要ではないか。福祉を動かすのは、間違いなくご本人たちの意見。国を動かすなら国民、市を動かすなら市民、障害者の福祉を動かすなら障害者の方々の動き、これは間違いないのではないかと思います。 ② 頭部保護帽の昨年度の実績は 0 であったが、今年度は5件給付されているが、これは当事者間の情報交換が有効に働いたのではないか。こういうことも必要だと思う。 ③ 日常生活用具に限らずではあるが、福祉の情報のガイドブックを手帳所持者に取得時に説明の上、渡している。また、相談時や、講演会、講習会、研修会等機会がある度に案内している。情報提供、情報交換は非常に重要だと考えている。

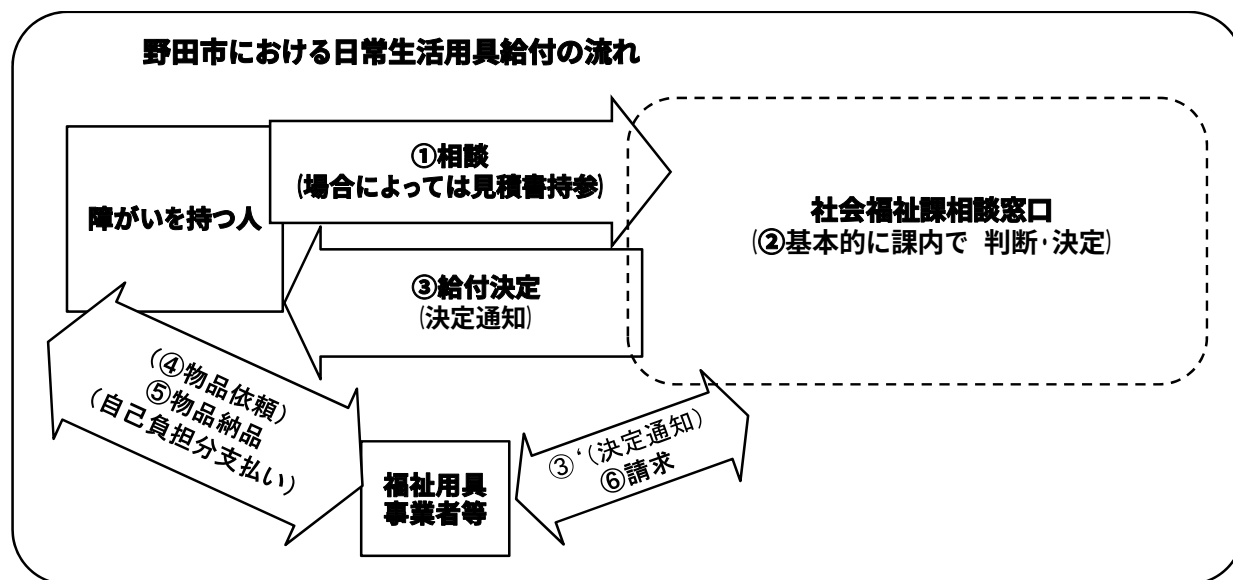


図 4-2-5 野田市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）



写真 4-2-1 インタビューが終わったあと、野田市役所庁舎から望む

第5章 福祉用具メーカーの開発及び販売の動向

1. はじめに

本章では、株式会社アクセスインターナショナル、有限会社おめめどう-自閉症サポート企画、株式会社コムフレンド、株式会社城南電器工業所、株式会社スリー・テン、生活工房 補助具・福祉機器研究所、株式会社バンダイナムコゲームス及び富士通株式会社（社名 50 音順）の協力を得て、知的障害、精神障害及び発達障害者の福祉用具を開発、製造及び販売するメーカーの実態を明らかにするためアンケート調査した結果を紹介します。

調査は、2009 年（平成 21 年）1～2 月に実施しました。調査では、「商品の内容」、「対象者」、「価格」、「普及数」、「販売・開発・製造に至る経緯」、「購入者の概要」、「購入者の声・反応」などについて質問しました。

2. この分野に参入したきっかけ、及び製品化・販売に至るまでに検討した課題

この分野に参入したきっかけは、大きく二つに分かれます。一つは自社製品の新たな開発や何らかの助成金事業をきっかけとしており、もう一つは、会社関係者が障害を持つ人の家族や関係者の声を直接、間接に聞く機会があり、それを基に開発・製品化、商品取扱いに至っていました。中には自ら起業を行ったところもありました。

製品化・販売に至るまでにメーカーが検討した課題を原文のまま次に紹介します。

参入したきっかけのいかんに関わらず、障害のある人や関係者の声を聞きながら、直接、間接に何らかのかたちで協同して事業化を進めていることがわかります。

- ・ ①障害者の利用を考慮したユーザーインターフェイス、②価格、③生産数量
- ・ まず、①安全性（PL 法も含め基本かと）、つぎに、②耐久性（いわゆる一般的な使用環境ではない）そして、③操作性（当然の項目）、④Windows の今後のバージョンアップへの対応（現在ですと Windows 7 での動作対応まで考えて）、⑤最新の研究内容の取り込み。販売にあたっては、①実際の使用者が購入者ではない難しさ。②販売ルートが無かったので、販売ルートの確保（ルートが複雑怪奇である）③価格の決定（福祉機器は高価であるという変な常識が故の悩み）
- ・ 年間 1,000 件以上の相談にのります。ほとんどが、親御さんからのものです。ご家庭での、また教室でのアイデアや知恵、工夫が、商品化へ繋がっています。
- ・ 現場の人と利用者、そして供給者である我々が一体となりどう問題を解決するかという事に全精力を挙げた。

3. 製品の普及、及び販売に至る課題

全てのメーカーが、製品の普及方法として「ホームページ」を使用しているとしています。他には「展示会の出品」や「関係学会における発表や展示」など、普及のための努力が様々に行われているようです。

また、販売に至るまでに何らかのかたちで「セミナー」を開催していることも共通していまし

た。これは、ただ単に展示会で製品を知ってもらうだけではなく、その製品の基本的な理念やコンセプトから仕様までをユーザーや中間ユーザーに伝えるとともに、可能な限り直接使用してもらうことが重要であるとの認識から開催されていると考えられます。

たとえば、次のような意見がありました。

- ・ セミナーを行っています。製品の善し悪しでは、購入には結びつかない。楽しい生活像や豊かな生活像を提示して、それを実現するために必要なツールとして製品がある、と示す必要があります。

製品を使用する際必要となるフィッティングを実施しているメーカーはなかったものの、一定期間の貸し出しを行うことにより、「本当に使えるのか？効果が期待できるか？等を体験して頂きます。」など、実際の使用場面を設定して使用してもらうことにより、ユーザーや中間ユーザーに納得してもらってから販売しているメーカーがありました。

次のような情報提供をしているところもありました。

- ・ 個人的にフィッティングはいたしません。ただ、メーリングリスト、また、親の会のオブザーバーでのチャット等で相談があれば、アドバイスすることがあります。また、私自身のブログでの使用例、また、購入者が、ご自身のブログでその使っている様子をたくさん書かれているので、それをごらんになり、ご参考にされることはあります。

全てのメーカーでは、購入に際して相談があれば、担当者が無料で電話やメールで対応していました。

販売方法は、ネットでの販売を行っているところが4社、何らかの直接販売が5社、代理店販売が4社でした。

4. 販売後のフォロー、ケア

販売後のフォロー、ケアについては、一社を除き何らかのかたちで実施していました。また、実施していないと回答した1社においても、アフターフォロー、ケアは会社として直接は実施していないものの、ネットを通じての情報提供や相談を受けることで、その代わりとしていました。

- ・ 当然やっています。
- ・ 製品（ソフト）に対するフォローは行っております。
- ・ 機器に同梱されているアンケート調査をもとに、必要に応じて電話でのフォローや販社へのケア依頼を実施。
- ・ 有償によるサポートを基本にしています。定期期間契約でのサポートはまだ行なっていませんので、現在は問題があれば都度ご発注いただく形となります。サポートサービスは無償と考える方（個人・団体）が多いのが現実です。企業は直接的ではないにしろ間接的であっても営利の発生しないサポートは基本的にできません。営利が発生しないと継続はありません。継続がなければ新しいサービスの発生もありません。障害があるからという理

由ではなく、障害があり且つ、経済的に困難な方にはサポートに関しても一定の公的補助が欲しいと思います。

- ・ 安価な、消耗品ですから、フォロー・ケアの必要はありません。ネット情報で、お互いが使いかたを学ばれているという感じです。課題は、ネットユーザー以外への広報がしにくい点です。

5. 開発・製造・販売するに当たっての課題

社内的課題として、費用対効果の明確化や、他の市場とは比較できない小規模のロットに悩まれていること、さらに当該関連製品のもうけが少ないことから今後の不安をあげる声が多数を占めました。

- ・ ①開発費に対して販売数が一般の民生品と比較し少ないため、事業として成り立ち難い。
②販売期間が長いため、在庫リスクが大きい。③長期に渡っての利用者が多いため、メンテナンス部品の確保が課題。
- ・ 異業種からの参入であることから、福祉に関わるということへの経営トップや社内の理解が必要である。他の業界の販売方法の理論や理屈が福祉業界では通用しづらいことへの経営トップの理解が必要。儲けが少ない事業（現状では、何十人、さらに何百人も雇用できない）なので、存続の危機に毎年さらされている。
- ・ コミュニケーションエイドの販売事業は他の事業のビジネスチャンスにつながっているから継続できていますが、収益ベースで考えるといつ撤退してもおかしくない状況である。
- ・ ユニバーサルデザインが製品に反映され、汎用品の利用が進むことになると考えています。その中でどう収益をあげるのか。
- ・ 開発費が年間 2,000 万以上必要となり開発費の捻出が困難となって来たので新製品は今後手を付けられない。

社外的課題として、公的制度に関してその必要性を訴える意見が多数を占める一方で、それを肯定しない意見も見られました。

- ・ 購入に関する公的補助制度「日常生活用具給付制度」の身体障害者以外への適用の周知。
- ・ より普及していくためには、公的なお墨付きとも言える日常生活用具の項目に挙がるのが大きな力になるのではないか。
- ・ サポートに関する公的補助制度がほしい。
- ・ 公的制度に関わっての意見では、制度があろうがなかろうが一緒ではないかと思う。つまり熱心なごく一部の人は自費で購入するが、90%以上の大多数の人は買わないし、利用しないのでは。
- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人に対しての用具に関わる制度は不要ではないか。

一般的な普及に関する課題として製品を普及（周知）していくためには手立てが必要であり、

そのために公的にも何らかの施策が必要ではないかとする意見がありました。

- ・ 販売開始して10年以上経過しているが、未だに知られていない地域や中間ユーザー、父兄が多くいます。どうしたものか……。Web サイトで福祉機器をとりまとめて紹介を行っているサイトもありますが、そもそも現段階で知的障害、発達障害、精神障害の当事者に関係ある方のWeb の閲覧率はどのようなのでしょうか。何か必要だと思います。また、公的な福祉機器展示場の存在も知らない中間ユーザーも多く、実際の利用状況や、周知度は実際どれくらいなものかと思います。また、周知させる施策が必要かと思います。
- ・ エンドユーザーへの告知

積極的に商品の開発を進めていながらも、小規模事業者においては開発費という点で大きな課題に直面しています。

- ・ 作りたいイメージができあがっていても、商品化には、なかなか結びつかないこともあります。業者さん探しには苦労しています。ご縁があるところとは、どんどん繋がっていくようにしています。
- ・ 基本的に社外とのプロジェクト的に成り立って運営しておりますことや、業界内他社とのコラボレーションを行っており、開発費用は別とすれば開発自体に関しての社外的課題は少ない。
- ・ 流通が複雑で、流通コストがかさんでしまう。日常生活用具の給付金額が一定のため、その金額範囲内での製品しか開発できない。
- ・ 開発費の確保。
- ・ 開発償却が出来ないので開発は全面的に中止します。

6. 今後も販売・開発・製造を続けていくための課題及び要望

事業を継続していくための課題や要望として、一般品の使用では不十分なところがあるため、人によっては専用品が必要であり、それを普及していくためには、給付制度の充実と学校や医療機関など中間ユーザーの専門性向上が求められるという意見、一方で公的資金を利用した技術開発に対する要望が見られました。

- ・ 国に対しては、自閉症・発達障害児の保育・教育について、スケジュールと構造化、視覚支援などをあたりまえにしてもらいたいこと。実際、スケジュールなどの視覚支援をしている子どもたちと、そうでなく音声言語だけで保育教育されてきた子どもたちの予後を検証されたいいでしょう。会社のグッズが売れる以上に、それについては、もどかしさを感じます。遅すぎです。なにかの療育を一つ取り上げるというものではないのです、特性に添った支援そのものなので、ちゃんと保育士、教員、支援者には周知して、学んでもらいたいものです。
- ・ 開発費の助成は、NEDO、テクノエイド協会のものなどいろいろありますが、やはりユーザーの購入に対する助成を充実させてほしい。一般的に便利なものが購入しやすい価格に

なったとは言え、障害のある方にとっては、一般的なシステムでは使いにくい場面も多く、さらに、本来の使用目的が不明確になることとなり、専門的な商品を使う必要があると考えますので、購入に対する助成がもっとあって然るべきだと考えます。特に学校や施設の教育備品の予算が少なすぎると感じております。学校などでの先生、現場の医師などのスタッフへの福祉機器の教育がまだまだなされていない。特にパソコンを用いた、知的障害、発達障害、精神障害の方への普及や相談は、業者（企業）が行っている現状がある。業者が無償で行うのには限界がある。そのような状況においても、いろいろな普及活動を行っているが、教育に関する組織、施策は必要だと思います。

- ・ 今後、発達障害者（児）専用の機器や教材を開発してきたいと考えていますが、単独での開発は難しい分野なので、製品開発においてアドバイスや指導をしてもらえるしくみや組織があると助かります。又、発達障害に対する機器の給付や教育現場での機器の理解、普及がより広がると、企業としても新製品を開発し易い環境になると思います。
- ・ 公的資金を利用した研究開発の促進（全額補助を希望）
- ・ こういう事業は、企業として継続して出来ないことが明確になった。従って我々は残念ながら撤退を思案している。

7. 福祉用具メーカーを取り巻く環境と課題

今回の調査では、特に知的障害及び自閉症のある人の障害の部分を支援する用具を開発・製造・販売するメーカーの声を聞くことができました。その中で、具体的に製品の内容や、使用者の障害の部分を支え、補い、生活が広がった事例を具体的に知ることができました。

しかしその一方で、たとえその効果、成果があってもユーザーに支持されている福祉用具であっても、企業活動を維持し進めていくためには極めて不十分な販売環境におかれているところが多く、結果として、それを扱うメーカーが様々に苦悩している実態も明らかになりました。

苦悩する原因の一つとして、対象とする者が使用する用具の性質にもあると考えられます。

福祉用具は、例えば、何らかの歩行障害のある人が車イスを使用することにより、歩くことは獲得できないが、歩く中身の中心である移動の一定部分を獲得することができるなど、障害のある人がその障害の部分を支え補うことにより、自立や社会参加につながります。その支え方、補い方は、人による介助も含め様々有るが、その一つとして、福祉用具があります。

肢体障害の人にとっての車イスは、生活の中でなくてはならないものであり、それなくしては生活が成り立たないと言えます。

一方、知的障害、発達障害、精神障害のある人の福祉用具は、前述のように、具体的な成果はあるものの、まだまだ、自立、社会参加、自己実現のための必要条件とはなっていません。

また、車イスに関わっては、フィッティングから、車イス本体の給付、合わせて、修理についても制度の利用が可能です。そのことにより、車イスに関しては、顕在、潜在的な障害者に加えて高齢者も含めた大きな買い手の市場があり、売り手としての産業が形成されています。

しかし、今回の調査の対象となった分野に関しては、発達障害者支援法、障害者自立支援法等により、具体的な支援が始まったものの、それまでは何らかの用具の使用による支援はほとんどなされない状態で進んできていました。国の施策が動き出したことにより、この分野での動きもやっと緒に就いた状況であり、市場そのものが未だ形成されていないと言えます。もちろん、産

業として形成されている状況ではありません。

今回調査したメーカーの中には、十年来その市場を何とか形成できないかと試行錯誤し、最大限の企業努力を行ってきたところもありました。また、新たな販売、普及手法により、新たな製品化を進めているところもありました。一方では、苦悩しながらも撤退を選択肢の一つとして考えておられるところもあるようです。

今回の調査で協力していただいたメーカーの全ての製品に明らかな成果、効果があります。それにより、自立や社会参加が大きく進んだ事例を大切にすべきです。今後もそれらの製品を必要とする人が、よりよいものを必要なときに手に入れ、使用し、結果としての自立や社会参加に繋げていくためには、

- ① 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供、教示
- ② 日常生活用具として給付対象とすること
- ③ この分野の用具開発に関わる助成
- ④ フィッティング、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付のシステムの構築

が重要であり、国をはじめ自治体の早急な対応が必要であると言えます。

8. おわりに

知的障害者、発達障害者及び精神障害者の日常生活用具（福祉用具）を販売、開発及び製造する8社のメーカーを対象に、福祉用具の製造・販売動向を調査したところ、福祉用具が一人ひとりのユーザーで必要不可欠な用具として利用されている実態を聴取することができました。しかし、知的障害、発達障害、精神障害の人が使用する用具は、未だ十分に市場が形成されず、産業としても形成されているとは言い難い状況の中で、各社とも、自社製品による様々な事例や寄せられた声を大きな力にしながらも、この分野のみの収支は完全な赤字体質であること、このため血のにじむような企業努力により、開発、製造、販売を維持している実態も明らかになった。いくつかの社は経営状態からいつ撤退をしてもおかしくない状況に置かれている実態も同時に明らかになりました。

国ならびに自治体は、①市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供、教示、②日常生活用具として給付対象とすること、③この分野の用具開発に関わる助成、④フィッティング、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付のシステムの構築への早急な対応が求められます。

9. 謝辞

調査に快くご協力いただいた企業の皆様に感謝の意を表します。

（生活工房 増澤 高志、自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

<資料> 製品の紹介

質問紙ではまずは会社の概要に続いて、各社の知的障害、発達障害、精神障害の人に関わる製品につき、どのようなものがあるのか、どのような経緯で開発、製造、販売を行っているのか、どのような人を対象にし、実際にどのように使われているのか、等についての紹介をお願いしました。各社より貴重な回答をいただきましたが、紙数の関係により各社1製品のみの紹介とさせていただきます、残りは名前と簡単な紹介のみとさせていただきます。以下、社名50音順にて紹介します。

表 5-1 製品紹介（株式会社アクセスインターナショナル）

項 目	内 容
1. 会社名	株式会社アクセスインターナショナル
2. 住所	東京都板橋区大和町2-3-3 福井ビル
3. 連絡先	TEL 03-5248-1151 FAX 03-5248-1161 e-mail tashiro@accessint.co.jp
4. ホームページ	http://www.accessint.net/
5. 事業内容	障害者用コンピュータ周辺機器の輸入と販売 障害者向けコミュニケーション製品の販売 車椅子と車椅子関連機材の輸入と販売
6. 担当者	A T事業部 田代洋章
7. 品名	ボードメーカー
(1) 内容	音声言語や書字言語による会話が難しい方などが、利用するコミュニケーションボードを、コンピュータの画面上で作り、印刷するソフトウェアです。簡単にシンボルを使ったコミュニケーションボードを作成することができます。  写真 5-1 ボードメーカー
(2) 対象者	1993年の販売開始当時は、肢体不自由児を対象として販売してきましたが、2005年ごろから知的障害、発達障害のコミュニケーション支援ソフトウェアとして認知されるようになりました。
(3) 価格	49,800 円（税込）
(4) 普及数	3,000 台
(5) この製品の販	音声言語や書字言語だけが人間のコミュニケーション手段ではなく、絵や写

売・開発・製造 に至る経緯	真なども強力なコミュニケーション手段となります。そこで、言語の代わりとなるシンボルを準備し、それを指やスイッチなどで指し示すことで相手に伝えるシステムを開発しました。
(6) 購入者の概要	発売当初は文字言語習得以前の脳性マヒなどの肢体不自由の子どもの親や肢体不自由の養護学校でしたが、現在は自閉症、LDなど発達障害のある子どもをもつ保護者や特別支援学校に多く販売しています
(7) 購入者の声	事例1： 音声言語はあるが、それが本人の本当の意志と一致しないことが、周囲の誤解を招いて日常生活に困難をきたしていた。しかし、シンボルを指さして相手に伝える方法なら確実に変わった。例えば、ファストフードショップにおいて、自分の食べたいもの、飲みたいものをシンボルシートを介して店員ともやりとりができて伝えることができるようになりました。
(8) 購入時の公的 補助事例	単体では事例はありません。会話補助装置の構成品として公的補助を受けたことはあります。
8. 他の製品	タイムタイマー：「あと、どれくらい？」という残り時間を見ることが出来る 60 分タイマーです。パーソナル、オリジナル、ラージ、腕時計、ソフトウェア、のタイプがあります。
	イヤーマフ：聴覚が過敏なために学校などの集団生活が苦手だったり、公共交通機関が利用できなかったり、生活に困難をきたす場合があります。こんなとき、イヤーマフを利用すれば周囲の音を制限することができ、団体行動や外出ができたり、社会参加したりすることが可能になります。
	パートナーシリーズ：キーに音声を録音して再生させることができる会話補助装置です。障害者自身の音声言語によるコミュニケーションが困難な場合に使います。文字言語も併せて困難であってもキートップにシンボルや写真などを表示すれば、再生される内容がわかります。

表 5-2 製品紹介 ((有)おめめどう-自閉症サポート企画)

項 目	内 容
1. 会社名	(有)おめめどう-自閉症サポート企画
2. 住所	兵庫県篠山市味間奥 1 9 0-8
3. 連絡先	TEL&FAX 079-594-4667 e-mail haruyanne@omemedo.tanba-sasayama.com
4. ホームページ	http://omemedo.tanba-sasayama.com/
5. 事業内容	自閉症・発達障害の人たちを支援する会社です。主に、出版、支援グッズや情報サービス、ネットでのカウンセリング、セミナー講師、文筆など
6. 担当者	奥平綾子
7. 品名	巻物カレンダー
(1) 内容	過去・現在・未来・日にちの移り変わりがよく分かり、自閉症・発達障害をお持ちの方ばかりでなく、小さなお子さん・ご年配の方にとっても優しいアイテムです。園・学校・職場・ご家庭など、いろんな場面におすすめです。サイズは使用方法や場面に合わせるため大中小とあります。 写真は写真を貼ったり、絵を描いたりするのに適したサイズの大です 
(2) 対象者	最初は、日にちの流れがわかりにくい自閉症の子どもたちのために作りました。今では、大人の方や高齢者、特に認知症の方にもとてもわかりやすいと評判です。
(3) 価格	126～263 円（税込み）
(4) 普及数	全国ほぼ全域に、顧客名簿数 1,500 です。一月に販売する翌年一年セットは、年末までに、約 300 売れます。カレンダーにしては、珍しくばら売りなので、夏休みだけ、学校の授業時だけという使い方をされていますから、それ以上の方がお使いにはなっています。
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	販売は、通販と講演会場の展示販売のみ。開発の経緯は、丹波のある親御さんのアイデアを講演会でお話したところ、たいへん好評で、かなり知的に重い方でも、カレンダーがわかるようになったため、商品化したものです。その後、

	大中小の三サイズ。そして、曜日有り、曜日無しの二種類を作りました。
(6) 購入者の概要	自閉症・発達障害児の保護者、支援者。認知症のご家族、支援者など。
(7) 購入者の声	事例・K家の場合： 年長の息子さんが愛用している「巻物カレンダー」先日、幼稚園が終わった後に友達と遊びたいと言い出した彼。でも、友達には予定があった。「明日遊ぼう」ってなったけど、どうやって伝えよう？「そうだ、巻物カレンダーを携帯すればいいんだ！」「せっかくの巻物、巻けば、小さい鞆でも入るじゃ〜ん♪」って気がついたお母さん。家での使い方と同じ方が伝わりやすいよねってことで、そのままジッパーのビニールに入れての持参。かさばらないし。家ではホワイトボードに。外出時は外して、システム手帳になるんだなあ...ホント、アイデアです。
(8) 購入時の公的補助事例	わかりません。多分ないと思います。
8. 他の製品	コミュメモ： 四コマメモ、モミュメモボード、ふきだしーる、とけいメモ、あいうえおメモ帳、おはなしメモ帳、○×メモ帳、こたえるメモ帳、えらぶメモ帳、みとおしメモ帳等など、その人や場面に合わせ必要なことを素早く伝えるためのメモ帳シリーズ。 心伝紙：（心伝紙には、COECA と MITECA の二種類があります） MITECA はラミネータ不要のメモ、COECA は名刺サイズのメモと VOCA が合体したもの

表 5-3 製品紹介（株式会社コムフレンド）

項 目	内 容
1. 会社名	株式会社コムフレンド
2. 住所	京都市南区上鳥羽卯ノ花 69-2
3. 連絡先	TEL 075-672-8400 FAX 075-672-8401
4. ホームページ	http://www.com-friend.co.jp/
5. 事業内容	障害支援の機器販売等
6. 担当者	代表取締役 佐藤忠弘
7. 品名	クウォーター・アワー・ウォッチ（通称：QHW）
(1) 内容	複数の予定を自分で確認できる時計：タイムカードにアラームの鳴る時刻を設定します。ピクチャーカードにタイムカードを組み合わせ、QHW 本体に装着します。アラームの鳴る時刻を●の数（15 分に 1 個消える）で知らせます。  写真 5-3 クウォーター・アワー・ウォッチ
(2) 対象者	時間が捉えにくい、知的障害者や自閉症者
(3) 価格	52,500 円(税込み)
(4) 普及数	約 450 台
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	1995 年に国際福祉機器展にて世界で最初に開発された Sweden の「QHW」という自立支援機器に出会い、その後当時の横リハの畠山氏と共に Sweden 視察へ 1996 年に行ったことが動機です。
(6) 購入者の概要	主に障害者の保護者や障害者に関わりのある教諭など
(7) 購入者の声	事例 1：自閉症の息子は、時計を読む事は出来るのですが、残り時間を計算する事が出来ず「待つ」ということがとても苦手な子でした。「QHW」を使い始めてから、●の数で残り時間を自分なりに納得する事が出来るようで、その見通しが彼に安定を与えているようです。 事例 2：QHW を高等部 2 年生の後期現場実習から使い始めました。現場実習は学校と時間配分が異なるので、混乱する事がよくありましたが、QHW を使うことで、作業の時間、休憩の時間、終了の時間等が目で見えてわかり、しかもそれが減っていくので、残り時間の見通しがしやすく、彼はとても安定した実習期間をおくる事が出来ました。それを機に家庭でも学校でも QHW を使うようになり、一日のスケジュールの把握がとても分かりやすくなりました。
(8) 購入時の公的補助事例	横浜市助成制度、倉敷市助成制度

8. 他の製品	ピクトプリント：元祖ピクトグラムを使いやすくするためのパソコンソフト。PIC シンボル 1666 個、JIS シンボル 313 個を搭載。必要なシンボルを簡単に検索することができます。シンボルの数、大きさを自由に選択し、簡単に印刷できます。シンボルにカラーの外枠を付けることができます。シンボルの名称、文字色、フォントの変更が可能です。コピー&ペーストで簡単にシンボルを他のソフトに移動できます。お手持ちの画像データをピクトプリントに取り込み、シンボルと同様に扱うことができます。 学校の行事は遠足、運動会、卒業式などいろいろあります。 行事は集団で行うので自閉的な傾向をもつお子さんにとっては活動に見通しがもてずトラブルが起きることもしばしばです。 そこで写真や絵、P I C シンボルを使って活動に見通しがもてるよう「しおり」を作りました。 キャッシュ・デスク・プログラム（通称：CDP）：知的障害のある人でもレジ業務ができるよう工夫されたソフトとハードのセット。視覚的な情報を最大限に活かし、マッチングでレジ業務が行えます。 絵が出て、声も出るのでわかりやすいです。 お客様も自分の注文したものの品目と金額がディスプレイと音声で表示されるので安心して買物をされ評判が良いです。 フレキシボード：スウェーデンでは、養護学校で利用されるコンピュータは、日本より多く、また高いレベルで活用されています。教師は一定の訓練を受け、自身でソフトプログラムを作成できるレベルにあります。従ってこの様な入力用ボードが必要になります。生徒のレベルに合わせたプログラムを作成して個別指導していくのが普通になっています。 専用のオーバーレイシートがあれば一人でも学習できる大変フレキシビリティな入力用キーボードです。 ハミングバード：携帯に便利な VOCA の一つ。欧米でも発売されていた Unlimiter ブランド製品(台湾)を 2007 年より日本総販売元として、取り扱いを開始する。これによりそれまで北米を中心に構成していた製品ラインナップを一気に充実させた。 U シンボルシール集： 事例 1：息子は小学校 6 年生、通常級に通っています。診断はアスペルガー症候群で、視覚での理解が得意なタイプです。「会話できるから」と安心していていると、本人の理解と違っていることもあるので、書いて見せたり、絵カードを作ってみたり、工夫してきましたが、なかなか絵の統一ができなかったり、作り方が変わったりで試行錯誤していました。 「U シンボルシール」があればボードに貼るだけなので、簡単に出来るようになりました。息子にもわかりやすいので、とても助かっています。 レキシボード： 不明慮な発声の為周囲の人とのコミュニケーションが難しい場合がある。これを解決するため、ワープロや E メールによる文章作成を検討。通常のキーボードでは操作が困難なためフレキシボードによる 50 音配列のキーボードで活用。
----------------	--

表 5-4 製品紹介（株式会社城南電器工業所）

項 目	内 容
1. 会社名	株式会社城南電器工業所
2. 住所	京都府宇治市大久保町成手 1-28
3. 連絡先	福祉機器開発室 TEL 0774-43-1673、0774-43-1674、e-mail info@ponpon-land.com
4. ホームページ	http://www.ponpon-land.com
5. 事業内容	電子機器製造業
6. 担当者	福祉機器開発室（中園 正吾）
7. 品名	ぽんぽんらんどシリーズ（通称：ぽんぽんらんど）
(1) 内容	「楽しむ」「遊ぶ」ことによって「集う」ことができ輪が広がります。その中で生まれる感情などを受け取りあうコミュニケーションは、レクリエーションとリハビリテーションのスパイラルにおいても重要なものです。 「ぽんぽんらんど」シリーズは、スイッチとソフトウェアがセットになった Windows 用ソフトパックです。1つ、もしくは4つのスイッチで操作ができます。また、ソフトウェアは、ほとんどのパソコン用入力機器（支援機器）に対応しております。年齢や障害の有無に関わらず、ゲーム形式の内容と合わせて簡単に使用いただけます。施設のみんなで盛り上がった、お孫さんと一緒に楽しめた、地域や学校の子供と仲良くなれた、障害のある子供が主役になることができた、と愛用されて 12 年目。 現在、大きく分類して、「ぽんぽんらんど mini2」、「ぽんぽんらんど ensemble」、「ぽんぽんらんど one」、「ぽんぽんらんど Intellikeys」、「ぽんぽんらんど Festival」の 5 つのシリーズがあります。 1 人で行う訓練や、パソコンゲームが多い中、4 名で使用（みんなで）できますので、是非 4 名で活用いただきたい。実際に操作している子供さんだけでなく、周囲で見ているだけの子供や、先生、ご父兄などを巻き込むことが出来るということで、1 対 1 のコミュニケーションだけでなく、多くの人とのコミュニケーションが出来ることがあります。学校のイベント、地域の子供会、夏祭りでのご使用などは特徴的かと思います。 写真 5-4 ぽんぽんらんどシリーズ

(2) 対象者	開始時は、肢体不自由児・者向けに作業療法学の要素を多く取り入れた形でスタート。その後、現場や時代のニーズに合わせた形で、老健施設対象者向け、特殊教育向けに、さらに近年では自閉症児向けに特化したラインナップを用意しております。
(3) 価格	7,800 円（税別）（ソフトのみ）～96,200 円（税別）（インテリスイッチフルセット）
(4) 普及数	特殊学級などのある小、中学校 約 1,300 校、支援学校 約 400 校など。
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	1994 年、社内で自社製品の開発を始めることとなり、弊社の製造力と、私の電気・電子回路・ソフト技術者としての知識を活かした福祉機器が開発できないかと福祉機器開発プロジェクトを私ともう 1 名の 2 名で始めました。何をすれば良いか、何が出来るかを探すところから始め、高齢者施設や障害者施設、病院など現場を訪問や体験を行い、多くの患者さんや対象者の方、先生方にお会いした中で、生命を維持する機器は多くあるものの、その先にある生活や生きがいを見出す QOL を高める商品が少なくと感じ、障害のあるなしに関わらず、「誰でも、楽しく、簡単に」をテーマに役立つもの作りをと開発を開始致しました。商標もいわゆる福祉機器・用具的な固いものでなく、親しみ易さを込めて、1997 年「ぼんぼんらんど」を完成し、販売開始致しました。その後、現在販売しております商品群を開発し、研究するに至っております。
(6) 購入者の概要	施設（学校、センター、病院）、NPO、個人
(7) 購入者の声	【ご家庭にて】 ・ひたすらスイッチを叩くと言うゲームは少ないのでおもしろい（たこあげ大会） ・かえる、カラスが楽しい（金魚すくい、とんぼとり） ・入力スイッチの色がゲームの中と一致していて良いです ・ドキドキする（とんぼとり） ・おばあさんの誕生日プレゼントに。（孫と一緒に楽しめる） ・簡単で好き（たこあげ）・スイッチもセットで値段が安い！さらに内容豊富なのがうれしい。 ・友達と一緒にできる（たこあげ） ・子供さんの誕生日プレゼントに。 【学校、施設にて】 ・授業として取り入れやすい（かるたとり） ・操作性はすごくよく子供たちが楽しんでいます。 ・私もこどもたちと一緒に楽しんでいます。 ・金魚すくいが好き。 ・スイッチがこわれるくらいみんなで叩いている（たこあげ） ・かるた取りゲームは学習ソフトとして、十分に使えるそうですね。 【高齢者施設】 ・金魚すくいが気に入った。盛り上がってます。 ・入所者より職員が夢中になってしまう。

	・機能回復に使用。 ・みんなで楽しめる。 ・週 1 回か 2 週に 1 回、ぽんぽんらんの時間で遊んでいます。 【病院、リハセンターにて】 ・注意・集中性の向上、空間認識の向上に使用。（金魚すくい） ・グループ訓練に活用。（金魚すくい） ・対象者が入り込みやすい。
(8) 購入時の公 的補助事例	ぽんぽんらんのセット品（スイッチ、コントローラーあり）の場合ですと、IT バリアフリー助成、日常生活用具の情報・通信支援用具の助成が活用できます。

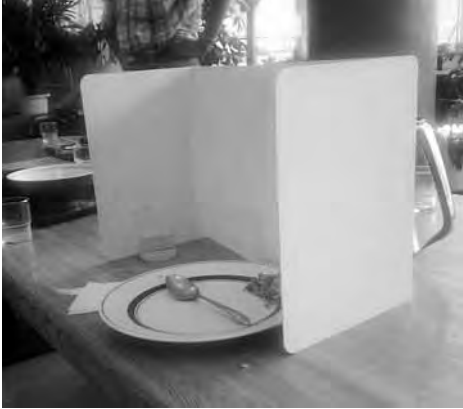
表 5-5 製品紹介（株式会社スリー・テン）

項 目	内 容
1. 会社名	株式会社スリー・テン
2. 住所	東京都渋谷区恵比寿西2丁目20番17号代官山サンライトビル3F
3. 連絡先	TEL 03-5728-3115 FAX 03-5728-8020 e-mail konno_t@three-ten.co.jp
4. ホームページ	会 社 : http://www.three-ten.co.jp/ あのね♪: http://www.three-ten.co.jp/anone/index.html
5. 事業内容	ソフトウェア開発・販売 ・介護支援システム《ナーシングネット》《nn プラスワン》の開発・販売 ・自閉症対応コミュニケーションエイド《あのね♪》開発・販売
6. 担当者	経営企画室 執行役員 近野 孝大 この たかひろ
7. 品名	あのね♪ （通称：あのね）
(1) 内容	自閉症の人を対象にしたコミュニケーションエイド。 PDA 版、携帯電話版があります。（PDA 版については、対応 PDA の生産終了に伴い販売終了しました。）まもなくニンテンドウ DS 版が発売予定です（2009 年度予定）。 写真 5-5 PAD 版 あのね♪
(2) 対象者	自閉症児・者
(3) 価格	PDA版（注．販売終了）価格 49,000円＋送料 携帯版 500円／月額
(4) 普及数	PDA 版 約 1,000 台 携帯版 約 2,000 台
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	知人（知的障害者更生施設職員兼障害支援機器研究開発グループ代表）の依頼により、検討を始める。当時、最低価格が 10 万円を切る商品が無い事を知り、販売価格 5 万円以下を目指し商品化を進める。機種選定後（当時 PDA）開発費用を産出し知人に購入希望者の予約を受け付けを依頼する。後、開発着手。販売は購入希望者から初め、後、口コミ・自社HP・新聞等により広告展開。PDA での問題点等を考慮し数年後、携帯電話に音声データ保存・カメラ機能等が付加された事により携帯版あのね♪を開発し、販売を au 公式サイトより行う。i-mode に対しては、Yahoo にて販売を開始、現在に至る。まもなくニンテンドウ DS 版の販売予定。

(6) 購入者の概要	自閉症児・者
(7) 購入者の声	事例 1：あのね♪口調で伝えてきた：小学 5 年生、女兒。中度の知的障害（7 歳程度）を伴う自閉症・カナータイプ。普段のコミュニケーション方法：言葉・文字・カード。【あのね♪】の使い方：本人が自由にさわっている。初めて打った言葉は「さんぼいきたい」でした。散歩の要求はこれまでなかったので感激！それからは保存に使いそうな言葉をいろいろ登録しました。それをず〜〜〜と、ずっと、そうですね、2 週間ぐらいですかね。登録した言葉を再生し、聞いていました。何度も何度も。そのうち本人が必要な言葉で、登録されていない言葉は自分で打って、私に持ってきて再生しました。そして、それをその都度、私が登録して。そしたら、最近になって突然、【あのね♪】を触らなくなったんです。 あれ〜っ！？なんで？って思っていたら...いきなり言葉で「お父さん、ラーメン、を、食べにいこう、」と【あのね♪】の口調で伝えてきました。これまでは「ラーメン！」と単語でしか言わなかった子です。それも母に、ではなく、お父さんに、です。【あのね♪】口調なのは、何度も聞いて覚えた？でも、「ラーメンを食べに行こう」は【あのね♪】には登録されていない。もしかして【あのね♪】の文字列を思い出して、頭の中で自分で並べて読んでいたのでしょうか。すごい！としか思えません。口調が単調なのに、お父さんは驚いた、喜んだ。いいな〜。 事例 2：口をついて出る言葉と、思いの違い うちのしゅんくん（10 歳）は、典型的なカナー型自閉症児で知的にも重度、自閉症度も重度です。発語はほとんどありません。 時々、単語レベルの（エコラリアが主ですが）、言葉を発し手差しで訴えます。実は、「あのね♪」は発売当初から購入していました。 どんな発信してくれるのだろうとワクワクしていたのに、わたしの促しの失敗のせいでここ半年くらい宝の持ち腐れでした。 そこで、といくらふとの syun さんに相談してみました。 しゅんくんが今、確実に発信したいと思っている（思われる）瞬間に、第三者が（この場合、兄弟児や父）しゅんくん「あのね♪」を使って母に伝えるよう促す。そうすると、数日経つか経たないくらいで、どんどん出てきたのです。しゅんくんの思いが・・・。 ある日、「あ、あ、あ、」と訴えるしゅんくん「あのね♪」は？と促すと「り・ん・ご」と打ったのです。 初めて自分の思いをあのね♪で伝えてくれた瞬間でした。 とても嬉しくて涙が出てきました。 そして、昨日の夕食時は「おちゃ」と言いながら「み・そ・し・る」

	と打ったのですよ。やはり、口をついて出てくる言葉と、自分の思いは違うんだなと気づきました。 これまでのカードコミュニケーションじゃ、できないことだと思います。 事例 3：思いを共有 私の息子ダダ（小 5・特殊学級在籍）も、手元に来た日から、毎日携帯しております。 学校にも、毎日持って行ってあります。 また、交流クラスにも一台置かせていただき、お友達からも、「あのね♪」を使ってコミュニケーションをとって頂いています。 クラスの子供達も興味津々。 お約束は、1，だいじに使う 2，命令にはつかわない 3，嫌がったらやめる で、守って下さっています。 「あのね♪」が来てまもなく、私の父の四十九日の法要がありました。 気になっていた「納骨」をじっと見て、済むと同時に走り出したダダ。 一緒に境内で待っていた時、「あのね♪」で気持ちを聞いてみました。 ダダが打って境内に鳴った声は、「かなしいきもち」。 「想い」が共有できていることを知り、涙がでました。 この時期に、「あのね♪」に出会えたことに、感謝致します。 ありがとうございました。
(8) 購入時の公的補助事例	不明

表 5-6 製品紹介（生活工房 補助具・福祉機器研究所）

項 目	内 容
1. 会社名	生活工房 補助具・福祉機器研究所
2. 住所	大阪府岸和田市池尻町 250-1
3. 連絡先	TEL 072-444-8814 FAX072-444-8546 JZA00265@nifty.ne.jp
4. ホームページ	http://homepage2.nifty.com/seikatukoubou/
5. 事業内容	福祉用具全般取り扱い、特製福祉用具開発、製造、販売
6. 担当者	増澤 高志
7. 品名	どこでもパーテーション
(1) 内容	自閉症の人に対しての視覚支援（不要な、不快な視覚情報がある程度遮断する。置いた場所が自分の場所、何かをする場所であることがわかりやすい。）折りたたむとほぼ A4 サイズ厚さ 8 mm、低発泡塩ビ板使用のため、軽く触れた感触も余り冷たさを感じない。持ち運びしやすく必要な場所で机の上などに置いて使用することができる。正面の板にマグネットを付けることができる薄板を貼ったものと、ないものがある。マグネット対応版は、スケジュールなどを貼り、更に視覚支援ができるようにしたもの  写真 5-6 どこでもパーテーション
(2) 対象者	自閉症の人を対象として開発、販売。その後、発達障害の人全般
(3) 価格	通常タイプのもの 5,000円（税別） マグネット対応のもの8,500円（税別）
(4) 普及数	両タイプ合わせて 300 枚程度
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	2006 年に販売開始以前より、パーテーションに関わっての開発や調査を行っていた。様々な試行錯誤、試作により製品化を行った。それ以降も、細かな改良を何度か行っている。
(6) 購入者の概要	自閉症のお子さんを持つ家族、学校等
(7) 購入者の声	事例 1：愛知の支援学校の先生のある日のブログより シャットアウト 我がクラスには、とんでもなくシャイなボーイがいる。どれくらい恥ずかしがり屋だって???給食を食べていて、誰かが近くを通ると、動きが止まり。物音が立つとすぐに、そっちを向いてしまう・・・

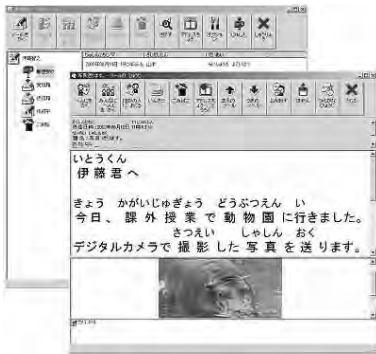
	そんなもんだから、食後には、不注意での食べこぼしの山！山！山！ そこで、・・・パーティーションをおいてみた。 けっこう、これが利いたみたい。食べることに集中できて、食べこぼしが格段に減った。 気が小さい子にとっては、食堂の光景は、恐ろしいの一言なんだろう・・・だって騒がしすぎるもん。（笑） にしても、視野範囲をちょっぴとシャットアウトしただけで、これだけ食べこぼしが減るとは・・・びっくし！！ 事例2：タカ君（自閉症）のお母さんのブログより・・・ これはタカのパーティーション いわゆる“ついたて”ですな。 タカが普段、食卓でゴハンを食べる比率は まあ5割。 半分以上は 食卓テーブルではなく、隣のリビングにある自分専用の小さなテーブルに食事を自分で運んで、召し上がるのだ。 （中略） 「たま〜には、いや、せめて食後のおやつくらいは一緒に食べれんもんだろうか」・・・と思ってしまった。 それで「どこでもパーティーション」の登場。これは折りたたむとA4サイズになり、ランドセルやバッグにスッポリ収まってくれる優れモノ 主に外食の時などに使おう、と思って買ったんだよね。あと、地域小学校の交流とかね。 刺激を遮断できるのでとても落ち着いているんだよね。 食卓テーブルにデザートをセットして、パーティーションを置いてみて、タカに「りんご、どうぞ」と言ってみた。 そしたら座ってくれたよお〜 （中略） 先日、ツレがこのパーティーションを「見たい」と言うので ランチの時に持って行って使ってもらったツレの感想は「落ち着いて食べられる〜」 ほんで 「同じテーブルの人の食事風景が見えないから自分のペースで食べられる」 やと。 そうなのよ。「見えない」ってそう悪いコトばっかじゃ無いのよね。 ファミレスで小さいお子チャマ連れの家族が「ギャ〜ン」「ほら、こぼした！」とか大騒ぎになると、タカはとてもツラくて席を立ってしまうんだけど、パーティーションを使うと、音が聞こえてきても、「映像」が見えないから平気みたいなんだよね〜。
(8) 購入時の公的補助事例	現在までは承知していない。
8. 他の製品	もじゅらーパーティーション:高さ 1,200 mm、幅 600 mmの木製のパネル(高さ 1,500 mmのタイプもあり) 脚の組み合わせにより、様々な場所に対応。三枚のパネルを組み合わせでコの字にして、学校の机を囲むこともできる。また、300 mm高さを上げるパネルもある。

表 5-7 製品紹介（株式会社バンダイナムコゲームス）

項目	内 容
1. 会社名	株式会社バンダイナムコゲームス
2. 住所	東京都品川区東品川 4-5-15
3. 連絡先	TEL 03-6744-5560 FAX 03-6711-5401
4. ホームページ	http://hustle-club.com/ http://www.bandainamcogames.co.jp/
5. 事業内容	家庭用ゲームコンテンツの企画開発販売 業務用ゲーム機器の企画開発販売 モバイルコンテンツの企画開発販売等
6. 担当者	社長室・ウェルネス事業部 小野雄次郎
7. 品名	トーキングエイドライト（通称：トーキングエイド）
(1) 内容	脳性麻痺、進行性難病、発達障害などにより、会話や筆談が困難な方のための会話補助装置。20 年以上の歴史をもつコミュニケーションエイドの元祖「トーキングエイド」の軽量・小型版。  写真 5-7 トーキングエイドライト
(2) 対象者	脳性麻痺、脳血管障害、発達障害、脊髄小脳変性症等による言語障害者（児）
(3) 価格	125,000円
(4) 普及数	約 3,000 台、旧トーキングエイドからの累計台数約 20,000 台
(5) この製品の販売・開発・製造に至る経緯	旧型トーキングエイドからのモデルチェンジ。旧トーキングエイドの発売当初から比べると高齢者の利用が増えてきたため小型軽量化を行い、さらに利用者のニーズをもとに、耐衝撃性のアップ、液晶バックライトなどを付加した。
(6) 購入者の概要	トーキングエイド発売当初のターゲットユーザーである脳性麻痺者（児）は既に保有している人が大多数のため、買い替え需要によるものが多い。脳血管障害、発達障害による購入者は、初めて購入するケースが多い。その他、個人購入以外では、特別支援学校や病院等の施設購入も見受けられる。
(7) 購入者の声	発語が困難なためにコミュニケーションが取れず、家族を含めた周囲の人たちにコミュニケーションを取るための知的能力が無いのではとされていた人も、実は知的能力は全く問題が無く、機器を利用することで自分の思いを伝えることができるようになったという声が多い。 又、当初は、機器を利用することが言語訓練の妨げになるのでは、との懸念を抱く人も一部いたが、現在は機器利用による生活の質の向上や社会参加といっ

	たメリットが大きく、機器利用に対する否定的な意見は無くなり、言語障害者にとって体の一部と言っても過言ではないほど愛用されている。 コミュニケーションが取れるようになってストレスが減り、円形脱毛症が治った。 トーキングエイドを使って一人で旅行に行った。 トーキングエイドを使って、一人で生活をするようになった。 トーキングエイドを使って、口げんかをするようになった。
(8) 購入時の公的補助事例	日常生活用具の給付対象として、肢体不自由を伴う言語障害者にはほとんどのケースで公的補助が利用されているが、発達障害の場合には自立支援法施行後に少ないながら公的補助が出ているケースがある模様。
8. 他の製品	トーキングエイド IT：トーキングエイドの上級モデル。パソコンのキーボードや PHS カード利用により電話、メールも利用可能。

表 5-8 製品紹介（富士通株式会社）

項 目	内 容
1. 会社名	富士通株式会社
2. 住所	〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中 4-1-1
3. 連絡先	TEL 044-777-1111
4. ホームページ	http://jp.fujitsu.com/contact/ http://jp.fujitsu.com/
5. 事業内容	通信システム、情報処理システムおよび電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供
6. 担当者	富士通デザイン株式会社ユーザー・エクスペリエンスデザイン部 伊藤智之 〒211-0011 神奈川県川崎市中原区下沼部 1812-10 富士通小杉ビル TEL:044-433-5605 FAX:044-433-5642
7. 品名	らくらくメール
(1) 内容	受信メールやウェブページの漢字をひらがなに自動的に変換して表示します。表示形式は「ひらがなのみ」「分かち書き」「直後の括弧」「るび」「ツールチップ」から選ぶことができます。 メール本文やウェブページを音声合成で読み上げます。 「らくらくメール」では、本文と引用文を男性音、女性音で区別して読み上げます。「らくらくブラウザ」では、本文とリンク部を男性音、女性音で区別して読み上げます。 ソフトウェアキーボードを利用して文字入力ができます。 キーボードやマウスだけでなく、1～2 個の外部入力スイッチを利用して操作することができます。
	 写真 5-8 らくらくメール
(2) 対象者	通常の電子メールソフトの使用が難しい障害児、障害者、子ども等
(3) 価格	9,500 円（税別）
(4) 普及数	(財)ニューメディア開発協会「平成 13 年度高齢者・障害者等用情報通信機器等開発事業」の支援を受けて開発
8. 他の製品	キッズタッチ：ぬり絵や文字の学習などを、障害の程度や発達に合わせ、シンプルな画面でわかりやすく楽しみながら行うことができます。

第6章 福祉用具と木材

6.1 木材の性質

1. 木材の構造と物理的な性質

木材は、軽くて強く、加工がしやすいため、古代より建築や土木材料として、身近な家具や道具の材料として広く用いられてきました。また、その木目や色合い、手触りといった木材特有の質感は、工芸品や美術品として、その優れた音響特性は、ヴァイオリンやピアノと言った楽器として利用されてきました。とりわけ、国土の7割近くを森林が占める我が国では、木材は入手しやすく、温順で多湿な気候や風土に調和した材料として、好んで利用され、独自の「木の文化」が育まれてきました。

鉄やプラスチックのような他の材料にはない木材の性質の多くは、木材特有の構造に起因しています。木材の構造の模式図を図6-1-1に示します。図は左から右へ、肉眼で観察できるレベルから、光学顕微鏡で見ることのできるレベル、電子顕微鏡を使わなければ見ることのできないミクロなレベルの構造を示しています。

(a)は肉眼で観察できるレベルの構造を示しています。ここで最も特徴的な構造は年輪の存在です。季節のはっきりした地域に生育する樹木では、春になると樹皮と木部の間にある形成層での細胞の増殖が活発になり、大型で壁の薄い細胞が数多く生成されます。このとき形成される材を早材といいます。夏にな

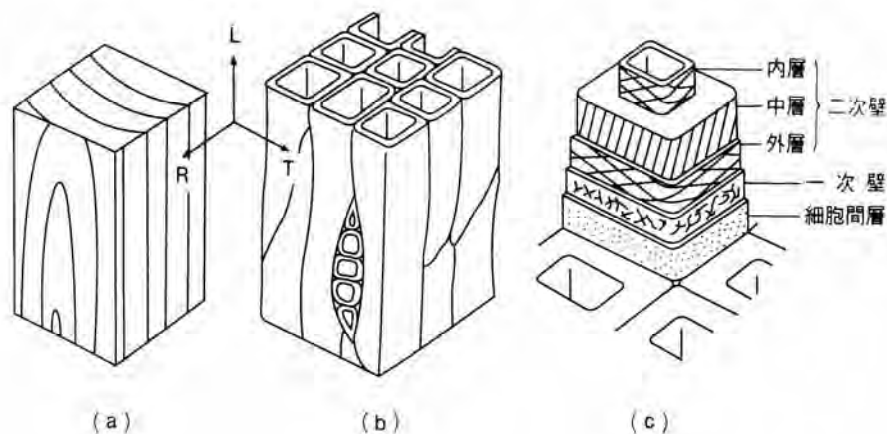


図6-1-1 木材の構造の模式図¹⁾

L：繊維方向	(a)肉眼で観察できる構造
R：放射方向	(b)光学顕微鏡で見ることができる構造
T：接線方向	(c)電子顕微鏡で見ることができる構造

ると形成層の活動が鈍り、生成する細胞の数は減少し、小型で壁の厚い細胞が生成されます。このとき形成される材を晩材といいます。秋になると形成層の活動は休止し、翌年の春まで細胞は生成されません。この繰り返しによって、年輪が形成されます。木材は木取りの仕方によって、大きく分けて3種類の異なる断面が現れます。このうち、樹幹を横断する面を木口面といい、断面に年輪が現れます。樹木の幹（樹幹）を縦断する断面のうち樹幹の中心（髄）を通る断面をまさ目面といい、年輪が平行線として現れます。髄を通らず髄に平行な断面を板目面と呼びます。同様に、木材の方向の示し方も3種類あり、樹幹の軸方向を繊維方向（L方向）、樹幹の髄から外側に向かう方向を放射方向（R方向）、年輪に接する方向を接線方向（T方向）と呼びます。

(b)は光学顕微鏡で見ることでできるレベルの構造を示しています。木材は管状の細胞が集合したものであり、例えるならばハチの巣や段ボールのように規則的に配列した壁面で構造を支えるセル構造体（ハニカム構造体）であるといえます。木材は軽いにもかかわらず、繊維方向で鉄に匹敵する強度性能を持っているのは、このセル構造のおかげです。木材の水分を含まないときの密度（全乾密度）は、樹種によって最も軽いバルサの 0.1 g/cm^3 から最も重いリグナムバイタの 1.3 g/cm^3 に至るまで大きく異なりますが、細胞の壁（細胞壁）の密度は樹種に関わらずおよそ 1.5 g/cm^3 です。このことから、木材の密度は木材中にどの程度の空げきが含まれるかによってほぼ決まります。密度が高いということは、空げきが少ないことを意味しており、密度が低い樹種に比べると、強度性能や熱伝導率（熱の伝えやすさ）が大きくなります。また、同体積で比較すると細胞壁が多いので、木材の色が濃くなる傾向にあります。このように、密度は木材の性質と密接に関係しています。

(c)は電子顕微鏡を使わなければ見ることでできないミクロなレベルの構造を示しています。細胞壁は、外側から細胞間層、一次壁、二次壁が層状に並んでいます。また、二次壁は外側から外層、中層、内層という3層からなっています。これらのうち、二次壁中層（ S_2 層）が細胞壁の大半を占め、木材の物理的性質に極めて大きな影響を及ぼすことが知られています。 S_2 層は鉄筋コンクリートと似た構造を持っています。鉄筋の役割をするのが、セルロースという紙や木綿の主成分である物質が結晶化し束になった強く真つすぐなセルロースマイクロフィブリル(CMF)という物質であり、これが繊維方向に対してやや傾いて無数に配列しています。鉄筋である CMF が配列しているすき間には、3次元の網目構造を持った高分子であるリグニンという物質が充填され、いわばコンクリートの役割をしています。また、鉄筋である CMF の表面に非結晶の鎖状高分子であるヘミセルロースという物質が沈着して、コンクリートであるリグニンとのなじみを良くする働きをしています。

表 6-1-1 木材の性質の異方性²⁾

樹種		スギ	アカマツ	ブナ	ミズナラ	アビトン
密度 (g/cm^3)		0.33	0.51	0.62	0.70	0.64
含水率 (%)		15.0	13.5	14.5	14.5	15.0
ヤング率 (GPa)	(繊維方向)	7.4	11.8	12.3	11.3	19.6
	(放射方向)	0.59	1.23	1.32	1.42	1.08
	(接線方向)	0.29	0.64	0.59	0.74	0.54
剛性率 (GPa)	(LR 面)	0.64	0.98	0.98	0.93	0.69
	(LT 面)	0.34	0.54	0.64	0.69	0.64
	(RT 面)	0.015	0.044	0.2	0.15	0.25
圧縮強度 (MPa)	(繊維方向)	27	40	48	38	64
引張強度 (MPa)	(繊維方向)	55	127	108	134	164
	(放射方向)	6.9	9.3	18.1	13.7	8.3
	(接線方向)	2.5	3.9	8.8	9.8	4.9
せん断強度 (MPa)	(LR 面)	6.4	10.3	12.3	13.2	11.8
	(LT 面)	7.4	10.8	15.2	13.7	11.3
平均収縮率 (%)	(繊維方向)	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01
	(放射方向)	0.09	0.14	0.21	0.20	0.20
	(接線方向)	0.24	0.29	0.32	0.31	0.34

以上に示したように、細胞の配列や形態、細胞壁の構造が方向によって異なるため、木材の性質の多くは、直交する 3 方向および 3 断面で異なる性質を示します。このように方向によって性質が異なることを異方性といいます。木材の性質の異方性の例を表 6-1-1 に示します。この表からわかる通り、木材の物理的な性質は樹種によっても大きく異なりますが、同樹種でも方向によって大きく異なるものがあります。よって、木材を利用する場合、使用目的にあった木取りをすることが大切です。

2．木材と水分

木材は吸湿性の高い材料であり、吸湿すると膨張し、放湿すると収縮します。この膨張、収縮にも異方性があり、3 方向での膨張（収縮）率は、L 方向：R 方向：T 方向＝1：12.5：25 程度であることが知られています。この膨張（収縮）異方性が木材に狂いやそりが発生する原因となります。これを防ぐためには、十分に乾燥した木材を使用することが大切です。しかし、十分に乾燥した木材を用いたとしても、結露や直接水がかかるような湿度変動の大きい環境で使用すると、木材に大きな狂いが発生します。この現象をメカノソープティブクリープといいます。反りやすき間ができるなどの狂いが生じるので、湿度変動の大きい環境での木材の使用は避けたほうがよいでしょう。

3．引用文献

- 1) 則元京：“木材の基礎科学”，日本木材加工技術協会関西支部編，海青社，滋賀，1992, pp. 39.
- 2) 森林総合研究所編：“木材工業ハンドブック”，丸善，東京，2004, pp.135-136.

（森林総合研究所 杉山真樹）

6. 2 木の利用（家具、楽器、福祉用具）

1. 家具

木材は、日本人にとってもっとも身近な材料です。その中で家具には、椅子やテーブルに代表される脚物家具、タンスやサイドボードなどの箱物家具、台所用品の厨房家具などさまざまな家具に多くの木材が使用されています。ここでは全国的に有名な脚物家具の産地である飛騨家具（岐阜県）を例に、家具に使用されている木材について紹介します。

（1）家具に使用する木材

家具に使用する木材は、製材品（無垢材）、集成材、合板、パーティクルボード、MDFなど多様です。この内、椅子やテーブルは、製材品もしくは集成材という形態の木材が使用され、樹種は、国内産のミズナラ、ブナ、ケヤキ、タモ、キリ、クリ、サクラ、スギ、ヒノキ、カラマツ、マツ、外材では、ホホワイトオーク、ウォールナット、アッシュ、メープル、ゴム、パインなどがあります（図6-2-1, 6-2-2）。



図 6-2-1 世界各地から輸入される木材



図 6-2-2 一定期間屋外で養生している様子

ナラ（オーク）

国内では、主にミズナラとコナラがありますが、家具にて適しているのはミズナラです。ナラ材は、環状に導管が配列されているため木目がはっきりとしており、重厚感のある家具として多く使用されています。北米から輸入されるホホワイトオーク、レッドオークも使用されていますが、近年中国やロシアからのナラ材が多く、年輪幅の狭い材もあり、強度不足には注意が必要です。

ブナ（ビーチ）

ブナは、森林においては保水力に優れ、生物の多様性に寄与しているものの、木材としてのブナ材は、木偏に無とかいて、櫛（ブナ）と読ませるように、変形が大きく、腐りやすく役に立たない木材とされていました。しかし、人工乾燥技術により割れや狂いが改善されたこと、元来切削加工性が良いこと、木を蒸して曲げるという曲げ木加工に適する材であったため、今では多くの家具に使用されています。現在、優良材不足から外国産ブナの使用が多くなっているが、国産ブナに比べ、ヨーロッパビーチは、材色が白いことが特徴です。

タモ（アッシュ）

主に中国やロシアから輸入されています。木目はナラに似て美しく加工しやすい木材です。このため、ナラ材とともに、木材表面を金ブラシ等によりブラッシングする「うづくり」という手法により、木目を浮き出す加工を施すことがあります。

クルミ（ウォールナット）

主に北米から輸入されています。高級感のあるブラウン材色が好まれ、テーブルや椅子に使用されることが多いです。

スギ・ヒノキ・カラマツ

元々は建築用材ですが、国内資源量が豊富にあることや、密度が小さく軽い家具を製造することが可能なため、全国で様々な家具製造が試みられています。近年、地域材の資源利用と情操教育の観点から再び、学校内での机、椅子にこれらの木材を利用しています（図 6-2-3）。しかし、これらの木材を使用する際、強度不足やヤニが発生するため、集成化や圧縮により強度を増加させることや、高温乾燥によりヤニ止め処理が必要です。



図 6-2-3 ヒノキ材を使用した
学童机・椅子

（２）飛騨家具

岐阜県の飛騨地域は、周囲を3000メートル級の山々に囲まれ、豊富な木材資源に恵まれています。この地域に群生するブナは、木材として用途がないまま手つかずの状態で繁茂し放置されていました。これらブナ材の活用として、飛騨の匠と言われる優れた加工職人により、椅子づくりをはじめたのが飛騨家具の始まりです。飛騨家具の特徴である曲げ木は、19世紀にドイツのミハエルトーネットにより開発された技術です。一般的な曲げ木工程は、まず木材を蒸し釜内（90～100℃）で軟らかくし（約1時間もしくは材厚1cm当たり25分間）（図6-2-4）、金型にセットしプレスにより曲げる（図6-2-5）、そして曲げたまま乾燥室内で水分を蒸発させ固定する。曲げ木は、削りだした木材とは異なり、木目が通っており強度的にも優れた流線型の部材となり、各社デザイン性に富んだ製品を作り出しています（図6-2-6）。飛騨家具に使用する木材は、ナラ、ブナが主流ですが、最近はウォールナット材やスギ材（圧縮木材）を使用した製品も見られます。



図 6-2-4 蒸し釜装置



図 6-2-5 プレス曲げ加工装置



図 6-2-6 曲げ木を利用した椅子

写真提供：飛騨産業（株）、柏木工（株）、（株）イバタインテリア

（岐阜県生活技術研究所 長谷川良一）

2. 楽器

(1) 楽器に使用されている樹種

木材が身近に利用されている例の一つとして「楽器」が挙げられます（図 6-2-7）。日本人になじみの深い和楽器の場合、和太鼓の胴の部分にはケヤキやセン、サクラなどが、三味線の胴にはカリンが、琴の表板（表甲）にはキリが使われています。また、楽器とは少々違うかもしれませんが、音を鳴らす道具としては、お祭りや歌舞伎、夜警などで使われる拍子木にはシタンやコクタン、カリンなどが、木魚にはカシノキなどが使われています。

オーケストラで使われているような西洋楽器に目を向けると、弦楽器のヴァイオリン属（ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス）の表板にはシトカスプルスやドイツトウヒ、裏板や側板にはメイプルが使われています。シトカスプルス・ドイツトウヒはピアノやギターの表板（響板）材としても使われています。なお、ピアノの外装材にはアメリカンウォールナットやマホガニーなどが、ギターの裏板にはインディアンローズウッド・ブラジリアンローズウッドなどが使われています。木管楽器では、クラリネットやオーボエ、ピッコロの管体にはグラナディアラが、ファゴットの管体にはメイプルが使われています。また、打楽器ではシロフォンやマリリンバなどの木琴にはホンジュラスローズウッドやカリンが、ウッドブロックにはホワイトアッシュが使われています。



図 6-2-7 様々な木製楽器（左から和太鼓、ヴァイオリン、クラリネット）

(2) 木材が楽器に使われている理由

このように、木材は楽器用材として欠かすことのできない材料で、これまでの人類の音楽文化を育んできました。上に挙げた楽器だけでなく、各国・各地域で独自に発展した民族楽器も合わせて考えると、世界には無数の楽器が存在していると言えます。そして、それぞれの楽器にはそれぞれ最適といわれている樹木が使用されてきました。木材が楽器用材に使われ出した最初のきっかけは、おそらく人間の身近に存在していて手に入りやすかったことや、加工がしやすかったことなどの理由によるものと推測されますが、興味深いことに、20 世紀に入ってプラスチックや合成樹脂のような安価で加工しやすい人工材料が次々と生み出され、楽器の代替材料として利用される動きもあったにもかかわらず、今でも多くの楽器は木材から作られています。なぜ木材が楽器用材として現在も使われ続けているのか、もちろん見た目の美しさであるとか、伝統を重んじてといった理由もあると思われますが、理由はそれだけではありません。

まず、木材は他の材料と比較して比重が軽い割に高い強度を持っています。例えば、材料の曲げ強さを示す値である曲げヤング率を比較してみると、アクリルやポリ塩化ビニルは約 3GPa、アルミニウムが約 70GPa、鉄が約 200GPa なのに対して、木材は針葉樹材のスギ（繊維方向）で 7～8GPa¹⁾と、金属と比べると低い値です。ところが、ヤング率を比重で割った値（これを「比ヤング率」といいます）で比較してみると、スギ材はアルミニウムや鉄とほとんど同じで約 25GPa です（アクリル・ポリ塩化ビニルは約 3GPa）。つまり、同じ重さで比べれば、木材はアルミニウムや鉄とほぼ同じ曲げ強さを持っているということになります。また、引っ張りに対する強度を比重で割った値（引張の比強度）を比較すると、コンクリートが 1.6MPa、ポリ塩化ビニルが 40MPa、軟鋼が 50MPa、アルミニウムが 54MPa なのに対し、針葉樹材（繊維方向）は 240MPa と飛び抜けて高い値を持っています²⁾。このように、木材は他材料と比べて「軽くて強い」と言えます。実はこれが楽器にとって重要な要素となるのです。

物質を通る縦波の音速（ v ）、ヤング率（ E ）、比重（ γ ）との間には次の関係があります。

$$v = \sqrt{\frac{E}{\gamma}} \quad \dots (1)$$

式(1)を見るとわかるように、ルートの中身はヤング率を比重で割った値、すなわち比ヤング率です。つまり、比ヤング率が高いほど物質を通る縦波の音速は速いということで、鉄やアルミニウム並みの比ヤング率を持っている木材は、そういった金属と同じくらい速く音を伝えることができるということを意味しています。与えられた音のエネルギーを素早く伝達できる木材は、楽器用材として高い適性を持っていると言えます。

この比ヤング率とともに楽器用材にとって重要な値なのが、振動の減衰のしやすさを示す物理量である損失正接（ $\tan \delta$ ）です。木材を振動させると、そのエネルギーは音エネルギーに変換されて放射されますが、木材内部の摩擦によって振幅は減衰していきます（図 6-2-8）。その振幅の変化から、以下の式によって対数減衰率（ λ ）が算出されます。

$$\lambda = \frac{1}{n} \log \frac{A_0}{A_n} \quad \dots (2)$$

A_0 ：任意の点の振動振幅、 A_n ： A_0 から n 番目の振動振幅

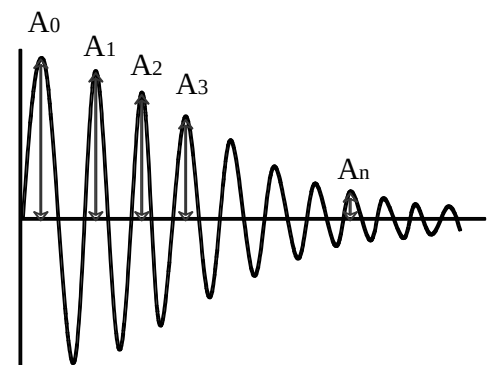


図 6-2-8 振動の減衰の様子

そして、対数減衰率を円周率（ π ）で割ることで損失正接を求めることができます。

$$\tan \delta = \frac{\lambda}{\pi} \quad \dots (3)$$

木材の損失正接はおおよそ 0.01 前後ですが、金属では響きすぎ、プラスチック類では減衰が早すぎる音の響きが、木材では人間が聴いていてちょうど心地よい適度な振動の継続時間をもっていったことが楽器に選択された理由なのでしょう。

また、木材は一枚の板でも繊維方向と繊維に垂直な方向とでは全く異なる性質を持っています。そのような材料を異方性材料と呼びますが、音響学的には、異方性材料は高周波数帯域における振動の高損失性をもっています³⁾。言い換えると、木材は音を素早く伝えて、ほどよく響くが、高音域の不快な音の成分は取り除いてくれる、ということを意味していて、縦横の違いがない等

方性材料であるプラスチックや金属にはない、楽器に適した性質を持っていると考えられています。

ただし、同じ木材でも樹種によって比ヤング率や損失正接の値は様々ですので、楽器に向き・不向きな樹種というのがあります。特に響板材は弦に与えられた振動を増幅させて反響させる働きを持っているので、音を素早く伝え（＝比ヤング率が高い）、しかもエネルギーロスが少なくよく響く（＝損失正接が低い）ことが求められます^{4,6)}が、ピアノやギター、ヴァイオリンの響板材に使われているトウヒ属の木材は一般的な木材と比較して高い比ヤング率と低い損失正接を持っていて、まさに響板材に適した樹種であると言えます。また、ピアノやヴァイオリンの響板材について楽器制作熟練者に選別してもらった結果、上級材と判定されたものは非常に高い比ヤング率と低い損失正接を示したとの報告もあり^{7,8)}、響板材には比ヤング率が高く損失正接が低いものが適していることの裏付けになっています。

このように、見た目や伝統だけでなく、音響学的な理由もあって木材は現在も楽器用材に用いられています。しかし近年、長年の伐採による資源の枯渇や環境汚染による森林破壊、森林保護に基づく木材の輸出禁止措置など、優良楽器用材の確保は年毎に困難になりつつあります。今後とも優良な楽器が作製できるようにするためには、木材の利用とともに、森林資源を保全・育成していく努力が必要です。

（３）引用文献

- 1) 宮西晴夫：“木材工学辞典”，日本材料学会木質材料部門委員会編，泰流社，東京，1982，pp. 752.
- 2) 宮内 久：“木材の基礎科学”，日本木材加工技術協会関西支部編，海青社，滋賀，1992，pp. 56-57.
- 3) T. Ono : *J. Acoust. Soc. Jpn.* **17**, 183-193 (1996).
- 4) 深田栄一：日本音響学会誌 **30**, 49-54 (1951).
- 5) H. Meinel : *J. Acoust. Soc. Am.* **29**, 817-822 (1957).
- 6) 則元 京，小野晃明，渡辺泰男：日本レオロジー学会誌 **12**, 115-119 (1984).
- 7) 則元 京：木材学会誌 **28**, 407-413 (1982)
- 8) 矢野浩之，松岡一郎，椋代純輔：木材学会誌 **38**, 122-127 (1992).

（森林総合研究所 松永正弘）

３．福祉用具

（１）福祉用具と木

「福祉用具」とは、平成５年１０月に施行された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（いわゆる『福祉用具法』）」に「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と規定されています。

「便宜」とは大辞林によると、「１．ある目的や必要なものにとって好都合なこと。便利がよいこと。『資金調達の一を得る』。２．特別なはからい。そのときに適したやり方。『一をはかる』『一上、代行を置く』」とあります。また、「用具」とは、「ある事をするために使う道具。『体操の一』」（大辞林）とあります。すなわち、福祉用具とは、高齢の人も含めて何らかの障

害のある人が、あること（限定されていない）を、その道具を使う事によって、その人にとって都合が良くなるために使うものです。言い換えれば、通常の日常生活を送ることが難しい事や場面で、使う人が、その道具（福祉用具）を使う事によって、その難しさを補い、使う前よりもより良い何かを得るためのものです。

例えば、歩くことに何らかの支障のある人が、車椅子を使うことによって歩くことができるようになるわけではありませんが、歩くということの中身である、移動をある程度獲得することができます。そのことにより、学校や働きに行くことや、買い物や旅行など、様々な生活の広がり、社会参加につながっていくべきものだと考えます。ですから、福祉用具はその人の障害の部分を補い支えるものですから、直接・間接に何らかのかたちで触れて使用されるものであり、他の道具と比べて、より身近になければならない道具であると言えます。

また、障害を持つ人の社会参加は、この間大きく広がってきました。その障害を持つ人、すなわち身体障害者手帳を持っている人は、平成 18 年に行われた身体障害児・者実態調査によると 3,483,000 人です。さらに、この間、高齢の人が人口全体に占める割合が急激に増えてきました。割合だけではなく、実数でも当然増えています。高齢になる事イコール障害を持つ事ではありませんし、個人差も大きい事ではありますが、高齢により様々な機能低下を招く事は間違いありません。75 歳以上の人を後期高齢者と呼びますが、平成 21 年度の高齢者白書によると、その後期高齢者は、13,218,000 人います。その内、21.4%である、2,717,000 人、が何らかの介護が必要であるという「要介護認定」を受けています。同じく、6.6%、835,000 人の人は介護が必要という程ではないが、生活をしていく上で少し支援が必要であるという「要支援」の認定を受けています。すなわち、75 歳以上の人では、要介護と要支援の人を合わせると 3,500,000 人以上の人が、介護や支援が必要な状況です。これらの人すべてが福祉用具を使用するかどうかは別にして、福祉用具の市場が大きくなってきていることは間違いのないと思います。

また、福祉用具が身近になければならない道具であるという事は、当然それを使用する人の生活の中にあるものであり、自分の生活に、いわゆるライフスタイルに合ったものがほしい、少なくとも、身近にあって違和感のないものであってほしいと言う思いは当然出てくるものであると考えます。すなわち、福祉用具を使用する目的である機能面は当然の事として、様々な選択肢が求められてくると考えられます。

一方、木はそれそのものがなごみを与える存在として受け入れられています。特に日本では、身近にある木材を使用して、生活の器である住居はもちろん、その中にある建具や家具・什器まで、木なくしては成り立たない生活があり、文化が形成されてきました。様々な道具の材料として、これほど日本の生活の中にあって違和感のない材料はないと言えます。更に、金属等と比べて熱伝導率が低く、触ったときに熱が逃げにくいことにより暖かさを感じるなど、触覚をはじめ、視覚（色合いや、微妙な凹凸による反射の具合）、聴覚（吸音性や音の反射等）、嗅覚（木の独特の香り）等、人間の感性に対しても、多くは良い影響を与える特性があります。また、木の種類によって違いはありますが、吸湿性や、調湿性、断熱性に優れていたり、引張り強度ではコンクリートよりも強いものがあるなど、建材や家具の材料としても必要で十分な性質や強度を持つものもあります。樹種や使用方法によってはリユースやリサイクルも可能であることなど、環境にも優しい材料ですし、一般の人でも、のこぎりや釘、金槌等で、簡単に加工が可能な材料でもあります。その加

工性の良さは、様々な形に加工できるだけではなく、福祉用具の種類によっては実際の使用現場で、使用者に合わせた加工・調整も可能です。

この様に、福祉用具の目的、役割、市場の変化、そして、木の持つ特性や、これまで日本の生活の中で使われてきた歴史から、ただ単に木材を使用し見栄えのための選択肢を増やすだけではなく、積極的に木材の良さを生かした木製福祉用具は、今後福祉用具の選択肢の一つとして、市場から、すなわち、福祉用具をより積極的に使用して生活をよりよくしていこうとする人たちから求められるものであると考えます。

（２）木製福祉用具の事例紹介

木製福祉用具のいくつかの事例を紹介したいと思います。

直接触れて使用する福祉用具は当然ですが、その用具に体を合わせるのではなく、使用者の身体状況に合わせる事が求められます。一般的に木ものを使用した用具において高さ調整を行う場合、20mm ピッチ程度で穴をいくつか開けて、ボルトで固定を行ったり、高さ調整のためのスパーサーを使用することが多く（図 6-2-9）、専用の工具が必要である等煩雑であることが多く、人によってはその範囲では調整できない場合もあります。



図 6-2-9 市販品の高さ調整機構



図 6-2-10 木製ワークステーション（左）とその高さ調整機構（右）

一方、例えば、一般のパソコンの作業環境では、多くの場合、腕が宙に浮き、腕の重みが肩首への負担となる事と合わせ、肩関節から、指先まで沢山の関節を制御しなければならない環境です。そのため、頸肩腕障害等の器具がありますが、特に脳性麻痺の人にとっては、頸椎を痛め、新たな障害を持つ危険性があります。作業負担の軽減と作業性の向上を目的として造られた木製ワークステーション（図 6-2-10）は、腕の重みを軽減し、沢山の関節の制御を少しの関節の制御で済むように、使用する人の体の状況に合わせて様々調整できる機能を持っています。特に高さに関しては、ガイドレール付きの無段階で、工具不要の高さ調整機構があります。福祉用具としての障害の部分を支える機能と同時に、福祉用具の基本性能としてなくてはならない、JIS に準じた機の強度試験をクリアするなど、強度的にも安全が確保されていると言えます。

また、福祉用具は身体障害の方や高齢の方のためのものだけではなく、知的障害や、自閉症の方をはじめとした発達障害の方にとってもなくてはならない福祉用具が様々開発されてきており、その使用により、他の福祉用具と同様、使用する人の障害の部分を支える道具があります。

自閉症の人は、目から入ってくる情報が耳から入ってくる情報より理解しやすいと言われ、目で見てわかりやすい情報の提供がよくされるようになってきました。一方、目からの情報は不快

な不要な情報も同じように入ってきてやすいため、沢山の情報（例えば沢山の人がいて目の前で動く等）がある事で混乱して、パニックが起こってしまうこともあります。また、日本の居間などは、食事をしたり、団らんをしたり、時には勉強の場でもあるなど、多目的で便利な場所ですが、自閉症の人にとっては、そこで何をして良いのか判らなくなり、混乱する事があります。そのため、「ここは〇〇をする場所」であるとわかりやすくした方が、混乱なく、その人の持つ力を発揮できることがあります。

その障害の部分を補うためにパーテーションを使用する事があります。そのひとつとして木製パーテーション（図 6-2-11）は開発されました。自閉症の人の特性を活かし、混乱なく学習や作業に集中できる環境づくりに役に立つものとして、開発がなされました。パーテーションそのものは事務用品や家具などの一般品としてすでに存在していますが、学校や施設などの現場での聞き取りや調査を行い¹⁾、それを受けて試作をし、実際に使ってもらいながら、軽さ、設置のしやすさ、可変性（高さ及び幅方向に調整可能）を考慮して木を素材としたものを開発しました。試作機を使用してもらった結果、代表的な意見として「使用するまでは食卓の横にあるテレビが気になり、なかなか食事に集中できなかったが、使用後は気にならなくなり、集中できるようになった」等の感想を聞く事ができました。



図 6-2-11 木製パーテーション
設置状態
(右が食卓、左奥がテレビ)

さらに木材の使用についても評価が高く、「部屋になじみやすい」と言った意見や、「木が活かされたデザインなので、目立たずインテリアにとけ込んで良い。家具として普通なのがよい。」の意見もありました²⁾。用具によっては積極的にその存在を主張しなければならないものもありますが、生活の中で違和感なく受け入れやすいものであることは、結果として積極的な使用と、その効果を高めることにつながるものと言えると思います。

素材としての木の使用だけではなく、積極的に木の持つ特性を活かし、違和感なく使用でき、結果として、使用者の障害の部分をより補う事ができ、様々な参加につながるものが更に求められるものと考えられます。

(3) 引用文献

- 1) 松井宏昭：“施設におけるパーテーション利用の現状”，第 35 回三菱財団事業報告，2005，pp.611-612
- 2) 増澤高志，松井宏昭：日本福祉工学会第9回学術講演会講演論文集，前橋，2006，p69-70

(生活工房 補助具・福祉機器研究所 増澤高志)

6.3 知的障害者、精神障害者及び発達障害者の家族が木材に対して持つ印象

1. はじめに

近年、介護保険制度の導入やユニバーサルデザインの考え方の浸透などによって、消費者にとって福祉用具の選択の幅が広がり、特に高齢者を対象とした福祉用具や住宅用手すりに代表される住宅設備機器には、木材を利用した製品が数多く見られるようになりました。木製福祉用具へのニーズの高まりは、木材の持つ、木目や色調、住環境との調和、手触り、香りの良さといった様々な特性に対する消費者の期待の大ききの現れであると考えられます。一方、知的障害児および発達障害児を持つ家族への調査では、遊具をはじめとする木製福祉用具への高い関心が報告されています¹⁾。

身体障害者や高齢者向けの木製福祉用具の場合、木材の見た目のイメージや住環境との調和を重視してものづくりが行われていると考えられています²⁾が、知的障害者、精神障害者、発達障害者向けの木製福祉用具は、国際福祉機器展などの大規模展示会でも出展件数は少なく、消費者側のニーズが大きいにもかかわらず、メーカー側、ユーザー側の双方からあまり認知されていないのが現状です。

そこで、知的障害者、精神障害者、発達障害者が福祉用具の材料として木材に対して求める性質を明らかにすることを目的として、このような障害を持った方の家族に対して、具体的に木材製品を使用する場面を想定した上での木材の印象について、郵送によるアンケート調査（2008年（平成20年）9月実施、調査地：千葉県A市およびB市、回答数：258人）を行いました。

調査では、調査対象者が普段から木材に対して抱いている漠然としたイメージと、具体的な用途を想定したときの木材のイメージの違いを明らかにするため、①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」、②「食事するテーブルやイスに木材を使った場合」、③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」、④「寝室のベッドに木材を使った場合」の4種類それぞれの場合の木材の印象について質問しました。質問は、事前の調査で木材の印象を表していると考えられた49個の形容詞とその反対語の組み合わせ（表6-3-1）について、5段階評価（例：あたたかい→5点・ややあたたかい→4点・どち

表 6-3-1 質問項目として用いた木材の印象を示す形容詞とその対義語

形容詞	(反対語)
あたたかい	(つめたい)
やわらかい	(かたい)
つるつるした	(ざらざらした)
でこぼこした	(たいらな)
とげとげした	(とげとげしない)
きめが粗い	(きめが細かい)
しっとりした	(さらっとした)
べたついた	(べたつかない)
蒸れる	(蒸れない)
すべりやすい	(すべりにくい)
湿った	(乾いた)
弾力がある	(弾力がない)
手触りがよい	(手触りがわるい)
軽い	(重い)
においのよい	(においのわるい)
明るい色の	(暗い色の)
濃い色の	(薄い色の)
つやのある	(つやのない)
模様が特徴的な	(模様がありきたりな)
見た目のよい	(見た目のわるい)
おしゃれな	(おしゃれでない)
地味な	(派手な)
深みのある	(表面的な)
レトロな	(モダンな)
和風な	(洋風な)
自然な	(人工的な)
くつろいだ	(緊張した)
落ち着く	(落ち着かない)
古い	(新しい)
重厚な	(重厚でない)
高級な	(普通な)
価格が高い	(価格が安い)
健康によい	(健康にわるい)
安全な	(危険な)
清潔な	(不潔な)
環境にやさしい	(環境にやさしくない)
水に弱い	(水に強い)
カビやすい	(カビにくい)
くさりやすい	(くさりにくい)
汚れやすい	(汚れにくい)
ゆがみやすい	(ゆがみにくい)
傷つきやすい	(傷つきにくい)
こわれやすい	(こわれにくい)
燃えやすい	(燃えにくい)
手入れが大変な	(手入れが簡単な)
長持ちしない	(長持ちする)
親しみやすい	(親しみにくい)
使いやすい	(使いにくい)
好きな	(嫌いな)

らでもない→3点・やや冷たい→2点・冷たい→1点)で回答してもらいました。このような評価の方法を、セマンティック・ディファレンシャル法(SD法)といいます。

2. 障害者の家族から見た木材の一般的なイメージ

障害者の家族から見た①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」に関して、49の質問に対する回答の得点の度数分布を図6-3-1に示します。これらの得点の分布は、大半の回答が5点、あるいは4点に集中している場合と、3点あるいは4点を中心に釣り鐘型の分布(正規分布)をする場合の2種類に分けられます。質問項目のうち「自然な」、「親しみやすい」、「あたたかい」、「落ち着く」、「好きな」、「手触りがよい」、「燃えやすい」、「環境にやさしい」、「くつろいだ」、「健康によい」、「見た目のよい」の11項目は前者に、残りの38項目は後者に分類されます。前者のグループは、大部分の回答者が高い評点をつけた質問項目であり、世代、性別などに関わらず木材のイメージとして定着した印象であるということが出来ます。この結果は、木材が環境にやさしい自然調和型の材料であり、人間に対して感性に訴えるだけではなく、健康面、情緒面でプラスの効果が得られる³⁾ことを、障害者の家族は強く認識していることを表しています。ただし、このことが消費者全般に普遍的にあてはまる傾向なのか、家族に障害者がいることによるものなのかは、残念ながらこの調査ではわかりません。

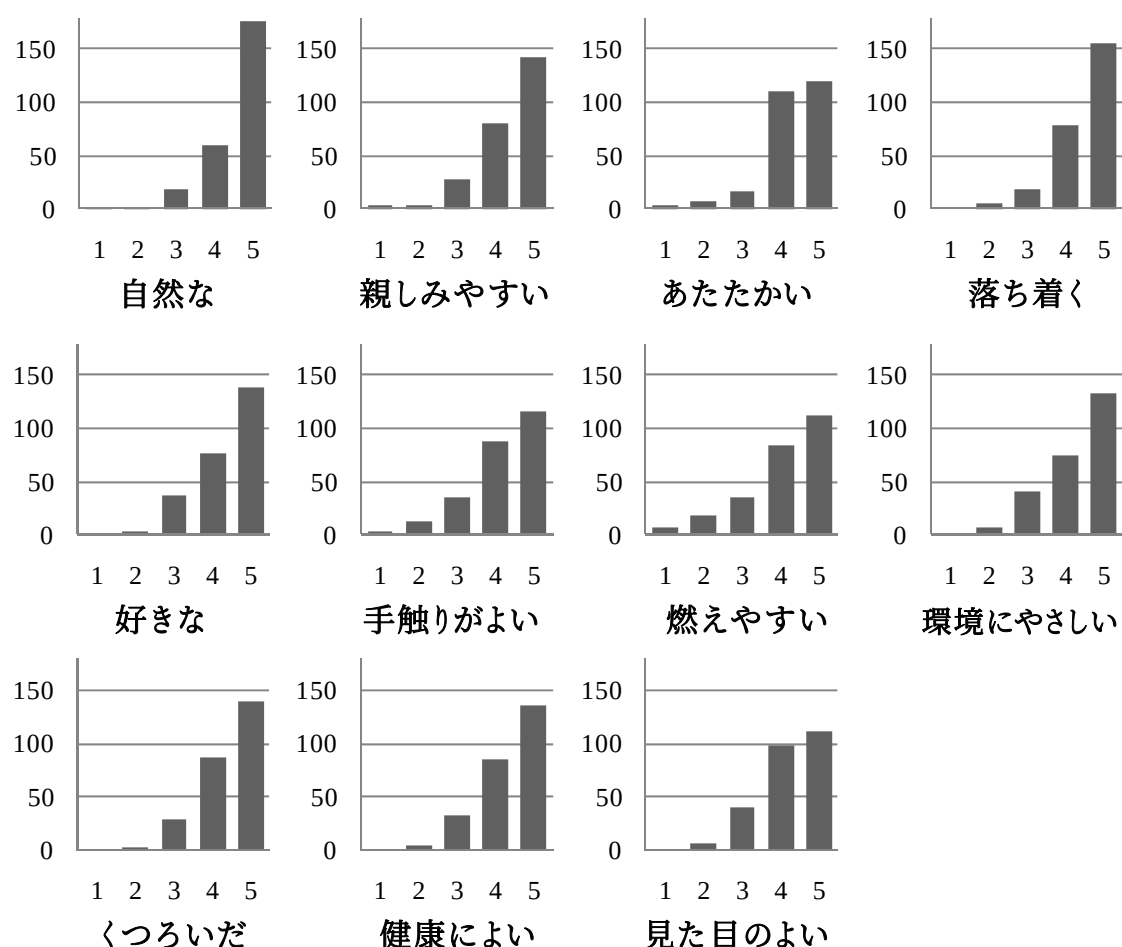


図 6-3-1 ①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」について、質問項目に対する評点の度数分布図(その1)

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

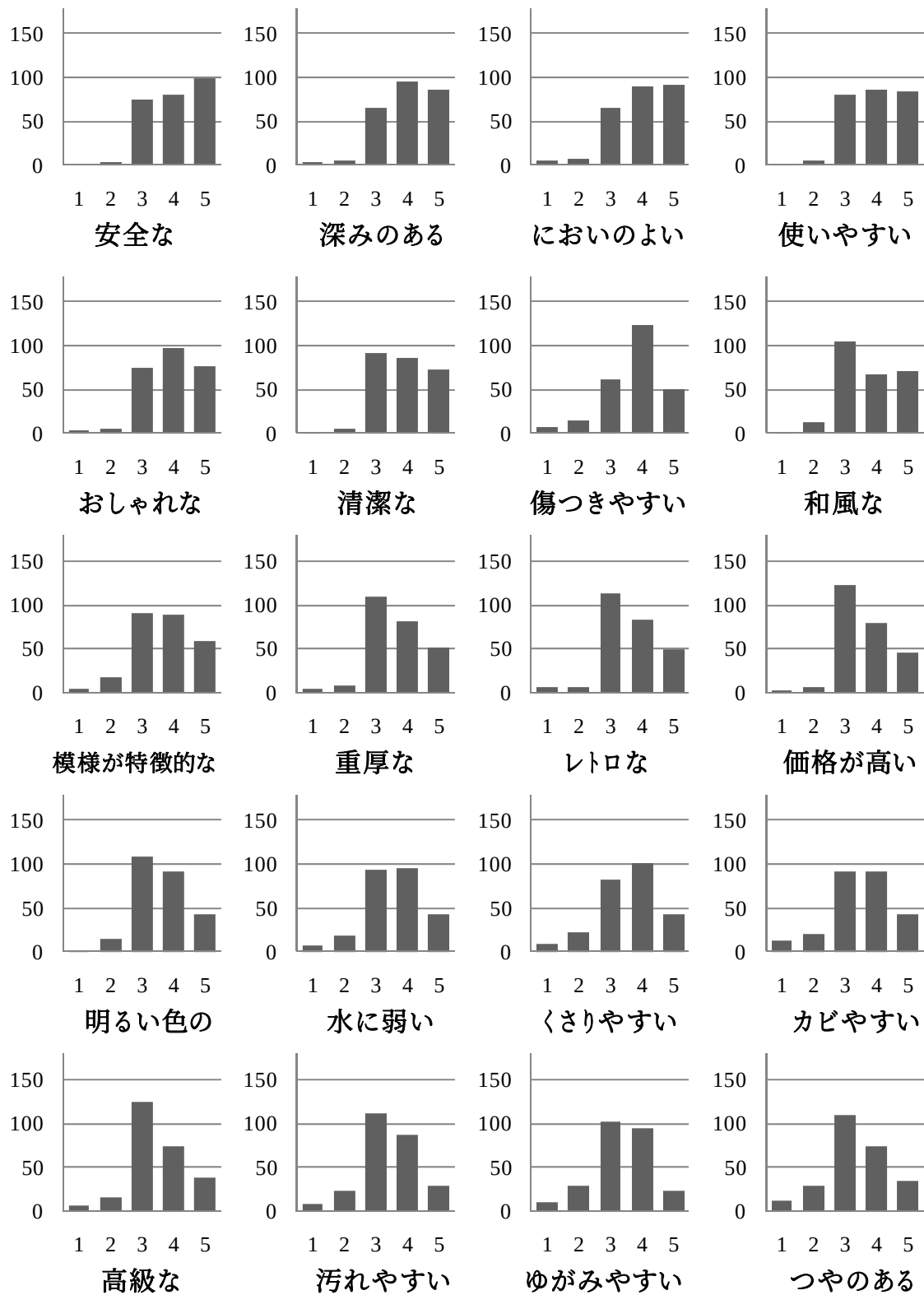


図 6-3-1 ①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」について、質問項目に対する評点の度数分布図 (その2)

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

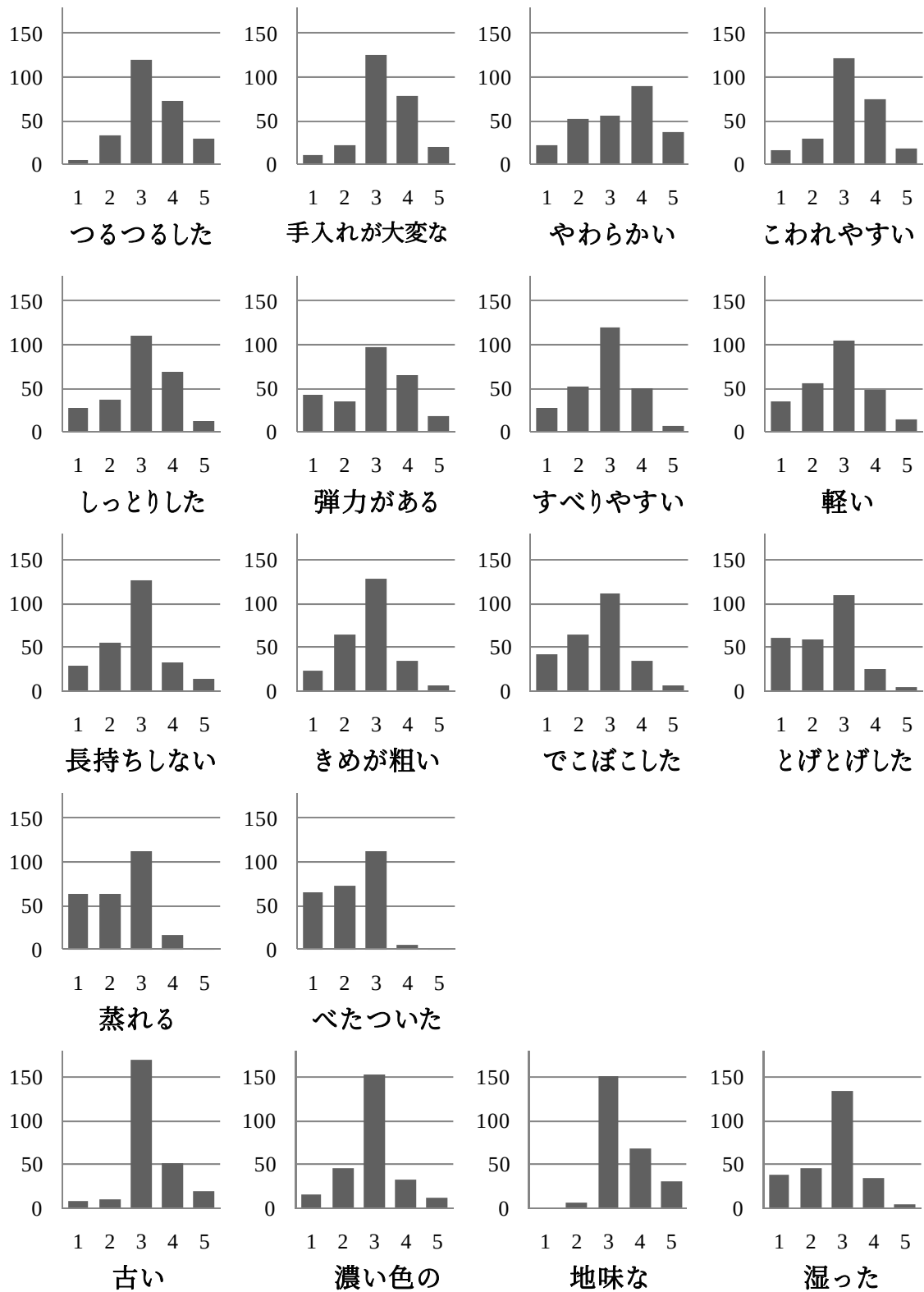


図 6-3-1 ①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」について、質問項目に対する評点の度数分布図（その3）

一方、後者のグループは、回答者すべての評点を平均すると、3点あるいは4点を中心として正規分布をしています。実は各質問に対する評点は回答者によってまちまちです。しかし、数多くの質問項目の中で、例えば質問Aで5点を付けた人のほとんどが、質問Bでも5点を付ける、あるいは質問Aが3点であれば、質問Bも3点というように、お互いに関連性が高く、回答の傾向が似たものもあるはず。数多くの質問項目の中から関連性が高いものを見つけ出し、これらに共通する潜在因子を抽出する手法に因子分析があります。この因子分析という手法を用いて、①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」を決定づける潜在因子について調べたところ、第1因子から第5因子の5つの潜在因子があることが明らかになりました。抽出された5つの潜在因子と、それらの因子が強く影響を与えている質問項目について表6-3-2に示しました。

5つの潜在因子のうち、最も多くの質問項目に強い影響を与えている、すなわち木材の印象を決定づける際に最も重要度の高い第1因子は、「くさりやすい」、「汚れやすい」、「カビやすい」など、木材が製品として使われた際の製品の性能を表す質問項目に強い影響を与えているので、「性能」因子と名付けました。第2因子は、「清潔な」、「安全な」、「使いやすい」、「明るい色」など、木材の抽象的な印象を表す質問項目に強い影響を与えているので、「印象」因子としました。同様に、第3因子は「高級な」、「価格が高い」、「重厚な」など、木材の持つ質感を表す質問項目に強い影響を与えているので「質感」因子、第4因子は「とげとげした」、「きめが粗い」、「でこぼこした」など、木材の表面の性状を表す質問項目に強い影響を与えているので「表面」因子としました。第5因子は「やわらかい」、「弾力がある」、「軽い」に強い影響を与えていて、いずれも材料特有の性質として数値（物性値）で表すことができるものなので「物性」因子と名付けました。これら5つの潜在因子間の関係性を調べたところ、「印象」因子と「質感」、「表面」、「物性」の各潜在因子との間に密接な相関関係がありましたが、第1因子である「性能」因子と他の潜在因子との間には明確な相関関係はありませんでした。

性能は福祉用具に限らず、製品を選択する際に最も重視されるポイントであることはいままでもなく、最も影響が大きい潜在因子として「性能」因子が抽出されたことは理にかなっています。また、「印象」、「質感」、「表面」、「物性」の4因子について、これらが製品選択の際に重要であり、かつ、これら同士が相互に関係し合っていることは感覚的によくわかるのではないかと思います。しかし、「性能」因子が他の4つの潜在因子と相関がないことは奇異に感じられるかもしれません。なぜならば、製品が持つ性能は材料の物性や表面性状などを総合した結果として現れるものだからです。ひょっとすると、木材は製品を構成する材料としてではなく、むしろデザインや装飾と同等のものとして認識されているのかもしれませんが。今後、木材を福祉用途に利用していくためには、木材の意匠性だけではなく、性能面の良さを強くアピールしていく必要があるといえるでしょう。

表 6-3-2 ①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」について、因子分析で抽出された5つの潜在因子と、それらの因子が強く影響を与えている質問項目

潜在因子	質問項目
第1因子 「性能」	→ くさりやすい
	→ 汚れやすい
	→ カビやすい
	→ ゆがみやすい
	→ 傷つきやすい
	→ 水に弱い
	→ こわれやすい
	→ 手入れが大変な → 長持ちしない
第2因子 「印象」	→ 清潔な
	→ 安全な
	→ 使いやすい
	→ においのよい → 明るい色
第3因子 「質感」	→ 高級な
	→ 価格が高い
	→ 重厚な → 深みのある
第4因子 「表面」	→ とげとげした
	→ きめが粗い
	→ でこぼこした
	→ べたついた
	→ 蒸れる
第5因子 「物性」	→ やわらかい
	→ 弾力がある
	→ 軽い

3. 具体的な用途を想定したときの木材のイメージ

これまで、普段から木材に対して抱いている漠然としたイメージについて説明してきましたが、次にテーブルやイス、ベッド、手すりなど、具体的な用途を想定したときの木材のイメージについて考えてみたいと思います。今回の調査では、②「食事するテーブルやイスに木材を使った場合」、③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」、④「寝室のベッドに木材を使った場合」の3種類の場合について調査しました。このうち、②「食事するテーブルやイスに木材を使った場合」は用具と身体が常に触れている場合、③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」は用具を使用するときのみ用具と身体と触れる場合、④「寝室のベッドに木材を使った場合」は利用者が意図せずに用具と身体が触れることがある場合の代表例として設定しました。

②～④について、①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」と同様に因子分析を行いました。②～④のそれぞれについて、抽出された潜在因子とそれらの因子から強く影響を受けている質問項目を表 6-3-3 に示しました。②～④のいずれの場合も、「性能」、「印象」、「表面」、「質感」の4つの潜在因子が見いだされました。

表 6-3-3 具体的な用途を想定したときの木材のイメージについて、因子分析で抽出された潜在因子と、それらの因子が強く影響を与えている質問項目

②「食事するテーブルやイスに木材を使った場合」		③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」		④「寝室のベッドに木材を使った場合」	
潜在因子	質問項目	潜在因子	質問項目	潜在因子	質問項目
第1因子 「性能」	→ 汚れやすい	第1因子 「性能」	→ くさりやすい	第1因子 「性能」	→ くさりやすい
	→ カビやすい		→ カビやすい		→ 汚れやすい
	→ ゆがみやすい		→ 汚れやすい		→ カビやすい
	→ くさりやすい		→ ゆがみやすい		→ 傷つきやすい
	→ こわれやすい		→ 水に弱い		→ ゆがみやすい
	→ 傷つきやすい		→ 傷つきやすい		→ 水に弱い
	→ 水に弱い		→ 燃えやすい		→ 燃えやすい
	→ 燃えやすい		→ 長持ちしない		→ 長持ちしない
第2因子 「印象」	→ 長持ちしない	第2因子 「表面」	→ しっとりした	第2因子 「印象」	→ 見た目のよい
	→ 安全な		→ べたついた		→ おしゃれな
	→ 清潔な		→ きめが粗い		→ においのよい
	→ 使いやすい		→ 蒸れる		→ 安全な
	→ においのよい		→ 湿った		→ 使いやすい
	→ 明るい色の		→ でこぼこした		→ 深みのある
	→ 模様が特徴的な		→ やわらかい		→ 清潔な
	→ つやのある		→ 弾力がある		→ 明るい色の
第3因子 「表面」	→ おしゃれな	第3因子 「印象」	→ 清潔な	第3因子 「表面」	→ しっとりした
	→ でこぼこした		→ 安全な		→ べたついた
	→ とげとげした		→ 明るい色の		→ でこぼこした
	→ しっとりした		→ においのよい		→ 蒸れる
	→ 湿った	第4因子 「質感」	→ 深みのある		→ 湿った
	→ べたついた		→ くつろいだ		→ きめが粗い
	→ きめが粗い		→ おしゃれな		→ すべりやすい
	→ やわらかい			第4因子 「質感」	→ 高級な
第4因子 「質感」	→ 蒸れる				→ 価格が高い
	→ 弾力がある				→ 重厚な
	→ 高級な				
	→ 価格が高い				
	→ 重厚な				
	→ 深みのある				

①～④の因子分析の結果を比較したところ、③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」のみ、「印象」因子よりも「表面」因子の重要性が大きいことがわかりました。また、③「廊下や階段の手すりに木材を使った場合」は「質感」因子から強く影響を受けている質問項目が①、②、④と大きく異なる点も特徴的でした。障害者を家族に持つ人が木製製品を選択する際には、製品性能が最も重要で、次にデザインや印象が重視されるけれども、用途によっては、手すりのように表面性が重視されるものもあることがわかりました。

4. 障害者の属性の違いが家族の木材に対する一般的なイメージに及ぼす影響

障害者の家族から見た①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」に関して、障害者本人の属性（障害の種類、年齢、性別など）の違いが、回答の傾向に影響するかどうか、統計学的に比較しました。障害の種類については、発達障害、精神障害、単純知的障害（知的障害のうち発達障害か精神障害の重複のある人を除く）の3種間で比較したところ、回答の傾向に差はありませんでした。すなわち、障害の種類に関わらず木材に対して家族が抱いているイメージには差がないということであり、発達障害者だけではなく、知的障害者、精神障害者に対しても木材を積極的に利用して構わないといえます。また、性別で比較したところ、こちらも回答の傾向に差がありませんでした。すなわち、障害者の性別は家族の木材に対するイメージに影響を与えないことがわかりました。

年齢については、障害者本人の年齢を12歳未満、12～17歳、18～29歳、30歳以上の4グループに分け、グループ間で比較した結果、先に分類した5種類の潜在因子のうち「表面」因子のみ年齢層の違いによる差があることがわかりました。なお、このことが、障害者本人の年齢に直接起因しているのか、家族とりわけ親の年齢に起因しているのかについては、残念ながら今回の調査ではわかりません。

居住している住居構造の違いについて、木造と鉄筋コンクリート構造で比較した結果、回答の傾向に差がなく、障害者の家族の木材に対するイメージに影響を与えないことがわかりました。感覚的には木造の住宅に住んでいる方が木材に慣れ親しんでいると思われがちですが、近年の木造住宅には内装にクロス等の新建材が使われていることが多く、逆に鉄筋コンクリート構造のマンションであっても、内装に全く木材が使われていないことは稀であり、そういった要因によって木材のイメージに差が現れなかったのではないかと考えられます。

5. おわりに

近年、木材が環境に優しい自然調和型の材料であり、人間に対して感性に訴えるだけではなく、健康面、情緒面でプラスの効果が得られることが、科学的に明らかにされてきました。このことを受けて、社会福祉施設や公共施設では、木材を積極的に利用することが、行政により強く求められていて⁴⁾、実際に木造あるいは内装に木材を活用した多くの施設が作られるようになりました。木材のプラスの効果について、障害者の家族も強く認識しているだけでなく、強く期待していることから、今後福祉用具の分野にも積極的に木材を活用していくことが必要です。

6. 引用文献

- 1) 松井宏昭, 若松かやの, 増澤高志: 第9回日本福祉工学会学術講演論文集, 前橋, 2006, p.71-72.

- 2) 杉山真樹：産総研コンソーシアム持続性木質資源工業技術研究会第10回研究会講演要旨集，名古屋，2008，p.9-30.
- 3) 宮崎良文：木材工業，53(1)，2-6 (1998).
- 4) 平成9年3月6日付厚生省通知：「社会福祉施設等における木材利用の推進について」.

（森林総合研究所 杉山真樹）

第7章 資料

7.1 研究会記録

【第一回 生活環境支援研究会】

日 時 2008年 7月 6日(土) 13:00～15:30

場 所 さわやかちば県民プラザ 小研修室

参加者 松井、増澤、八藤後、長谷川、杉山、松永

議事次第

1. 事業の申請理由及び主旨(松井)
2. 事業実施の事務的手続き及びスケジュール(松井)
3. 知的障害、精神障害及び発達障害者の日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(自閉症サポートセンター)
4. 知的障害養護学校における日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(文教大学)
5. 知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具を給付対象として取り組む先進市町村の実態調査(生活工房)
6. 木材利用の実態調査(森林総研)
7. 総合討論、講評、事務連絡、その他

【第二回 生活環境支援研究会】

日 時 2008年 9月 6日(土) 13:30～16:00

場 所 さわやかちば県民プラザ 小会議室

参加者 松井、増澤、八藤後、長谷川、杉山、松永、木船、細田、富永

議事次第

1. 事業実施設計書及び予算案の変更案の説明(松井)
2. 知的障害、精神障害及び発達障害者の日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(自閉症サポートセンター)
3. 埼玉県知的障害養護学校における日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(文教大学)
4. 知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具を給付対象として取り組む先進市町村の実態調査(生活工房)
5. 木材利用の実態調査(森林総研)
6. 総合討論、講評、事務連絡、その他

【第三回 生活環境支援研究会】

日 時 2009年 2月28日(土) 13:30～16:30
場 所 さわやかちば県民プラザ 小会議室
参加者 松井、八藤後、長谷川、杉山、木船、細田、富永
 米山(文教大学生)、永倉(文教大学生)、山田(文教大学生)

議事

1. 厚生労働省報告書案の検討
2. 知的障害、精神障害及び発達障害者の日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(自閉症サポートセンター)
3. 埼玉県知的障害養護学校における日常生活用具(福祉用具)の利用実態調査(文教大学)
4. 知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具を給付対象として取り組む先進市町村及び企業の実態調査(松井)
5. 木材利用の実態調査(森林総研等)
6. まとめについて(松井)
7. 配布用印刷物の編集方針、事務連絡、その他

7. 2 知的障害者、精神障害者及び発達障害者のための日常生活用具の 利用調査アンケート調査票

- 1. 福祉用具の利用等に関するアンケート調査**
- 2. 成人施設におけるパーテーション設置などに関するアンケート調査**
- 3. 児童施設におけるパーテーション設置などに関するアンケート調査**
- 4. 先進市町村実態調査**
- 5. 知的障害、精神障害及び発達障害者のための福祉機器取扱い企業調査**

「福祉用具の利用等に関するアンケート」のお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許してください。

知的障害や精神障害、発達障害のあるご本人と保護者の皆様に、コミュニケーションの支援や日常生活・位置情報の支援、さらに環境調整の支援など学校や家庭、就労・生活現場で使用されている用具についてその利用の実態やニーズについて調査させていただきたく、このような文書を差し上げた次第です。

この調査は、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業によって実施しています。調査結果は、報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。知的障害者、精神障害者及び発達障害者のコミュニケーション支援や、音刺激・視覚刺激など環境調整のための支援などが円滑に提供されるよう、市町村が指定する日常生活用具の対象の拡充に向けてお役に立つことができればと考えています。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはありません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることはまことに恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. 学校や親の会などを通じてアンケート用紙が重複して届いた場合は、いずれか一つのアンケートにお答えください。
2. 「1. 福祉用具について」は、障害のある本人が記入してください。本人の記入が無理な場合は、ご家族や後見人、あるいは支援される方が、なるべく本人の立場にたって代理記入をお願いします。「2. 木材のイメージについて」は、回答される方への質問です。
3. 調査にご協力いただける場合にも、個人の意思によって調査はいつでも中止することができます。もし記入している最中に、フラッシュバックや不快・不安を感じるようなことがございましたら、ただちに中止してください。
4. ご記入は、平成20年9月1日現在でお願いします。
5. 本調査は、勝手ながら、平成20年10月31日までに下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7108-8880

担当：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

福祉用具の利用等に関するアンケート調査

1. 福祉用具について

次にあげる用具をどの程度利用しているのか、どの程度必要なのかについてお聞きします。各々の品目ごとに（ ）内から1つを選んで番号に○をお付け下さい。

障害のある本人が記入してください。本人の記入が無理な場合は、ご家族や後見人、あるいは支援される方が、なるべく本人の立場にたって代理記入をお願いします。

質問は、(A) 用具の利用状況と (B) 用具の必要度の二種類からなります。

1. (A) は、あなたへの質問です。全ての人が答えてください。現在利用していなくても以前使ったことがある方は、その当時のことを答えてください。
2. (B) は、(A) で「知らない」と答えた人以外（知っている人は全て）への質問です。この質問は、あなただけでなく、あなたの障害にとって必要かどうかの視点で答えてください。
3. 品目の全ては、利用者の「健康や安全」について配慮・保証されているものとします。
4. 品目のうち商品名は、「 」を付けました。

(1) 食事を支援する用具

	(A) 全ての人						(B) 当該用具を知っている人				
	知らない	使っていない	あまり使っていない	どちらともいえない	やや使っている	よく使っている	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である
① 「箸蔵君」、「楽々箸」等の補助箸…	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 持ち手など工夫した 使いやすいフォーク、スプーン……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 滑らない、持ちやすいなど 食べやすく工夫された食器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(2) 歯磨きなど身だしなみを支援する用具

① 音波歯ブラシ等の電動の歯ブラシ……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 持ちやすく工夫された歯ブラシ……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 電動爪やすり……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(3) 排泄の自立を支援する用具

① ボタンを押せば紙が必要量出てくる ペーパーホルダー……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 特殊便器…… (洗浄便座に、大きいボタンのリモコン付き)	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 洋式便座カバー(和式トイレを洋式に)	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④ 高さ補助のための足台……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(4) 火災発生時の感知・避難を支援する用具

	(A) 全ての人の						(B) 当該用具を知っている人の				
	知らない	使っていない	あまり使っていない	どちらともいえない	やや使っている	よく使っている	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である
① 火災報知機	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 自動消火器	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(5) 頭部を保護する用具

① 頭部保護帽	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
---------	-----	---	---	---	---	-----	-----	---	---	---	-----

(6) 調理を支援する用具

① 電磁調理器	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 電子レンジ (シンプルな操作のもの) ・	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 電気ポット	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(7) 買い物及び金銭自己管理を支援する用具

① お金の種類や金額で小分けできる財布	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② ボタンが大きく操作しやすい電卓	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 書きやすい小遣い帳	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(8) 洗濯・掃除・片付けを支援する用具

① 食器洗浄機	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 全自動洗濯機 (シンプルな機能) ・	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 電気掃除機 (操作がシンプルなもの) ・	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④ 片付けの小分け整理棚・ロッカー	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(9) 服薬管理を支援する用具

① 服薬管理ができる薬入れ	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
---------------	-----	---	---	---	---	-----	-----	---	---	---	-----

(10) 位置情報を支援する用具

① 「ココセコム」	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 位置情報 (防犯ブザー) 機能付き携帯電話	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 位置情報測定機能のある携帯用ゲーム機	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(11) 時間認識を補助する用具

	(A) 全ての人						(B) 当該用具を知っている人				
	知らない	使って いない	あまり使っ ていない	どちらとも いえない	やや使っ ている	よく使っ ている	全く必要 でない	あまり必要 でない	どちらとも いえない	やや必要 である	非常に必 要である
① 「タイムタイマー」……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 「タイムログ」……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 砂時計……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④ 「クォーターアワーウォッチ」……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(12) スケジュールや手順の理解を補助する用具

① スケジュールボード……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 日や曜日の表示がわかりやすく 工夫されたカレンダー……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ 「わたしの日課」、「マイ時間割」……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④ スケジュール管理パソコンソフト……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑤ 携帯電話アラーム、お知らせ機能……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(13) 数量の認識を補助する用具

① 数取り器などのカウンター……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
---------------------	-----	---	---	---	---	-----	-----	---	---	---	-----

(14) 学習や就労を支援する用具

① カットアウトや天板傾斜のテーブル・・	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
② 座位保持補助具(椅子、クッション、足台)	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③ パソコン支援ソフト (行の強調、読み上げ等)……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④ 鉛筆等の持ち位置が判る筆記具保持具	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑤ 持ちやすく、利き腕に配慮したハサミ	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑥ DAISY (アクセシブルな情報システム)	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑦ 場面に合わせた声の大きさを知るための 音声測定器……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑧ 時間と時刻の学習教材……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑨ 言葉の学習教材……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑩ 電子辞書(手書き入力できるもの)……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

		(A) 全ての人						(B) 当該用具を知っている人				
		知らない	使って いない	あまり使っ ていない	どちらとも いえない	やや使っ ている	よく使っ ている	全く必要 でない	あまり必要 でない	どちらとも いえない	やや必要 である	非常に必 要である
⑪	コミュニケーション学習用カード……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑫	S S T (生活技能訓練) 学習用カード……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑬	様々な作業マニュアル……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(15) 視覚の刺激や情報量を調整する用具

①	パーテーション (ついたて) ……………	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
②	サングラス (メガネ、カラーコンタクト)	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(16) 音の刺激や情報量を調整する用具

①	イヤマフ		(	0	1	2	3	4	5	)	(	1	2	3	4	5	)
②	耳栓		(	0	1	2	3	4	5	)	(	1	2	3	4	5	)
③	ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン		(	0	1	2	3	4	5	)	(	1	2	3	4	5	)
④	携帯用ヘッドホンステレオ	(「iPod」等)	(	0	1	2	3	4	5	)	(	1	2	3	4	5	)
⑤	その他のヘッドホン		(	0	1	2	3	4	5	)	(	1	2	3	4	5	)

(17) その他の環境刺激や情報量を調整する用具

①	エアコン……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
②	加湿器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
③	空気清浄器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
④	消臭器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑤	足温器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑥	足浴器……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑦	リラックス感のあるソファ……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑧	スヌーズレン……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑨	芳香器 (アロマポット) ……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)
⑩	「圧迫感」のあるベスト……	(0	1	2	3	4	5)	(1	2	3	4	5)

(18) コミュニケーションを支援する用具

	(A) 全ての人						(B) 当該用具を知っている人				
	知らない	使っていない	あまり使っていない	どちらともいえない	やや使っている	よく使っている	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である
① 視覚支援等シンボル(「PIC」、「PCS」等) (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
② 絵カード…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
③ 「P E C S」の絵カード…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
④ コミュニケーションボード…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑤ V O C A (音声出力コミュニケーションエイト) …… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑥ 「トーキングエイド」…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑦ P D A利用の携帯用会話補助装置 (「あのね」、「トークアシスト」等) (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑧ 携帯電話、パソコンメール機能…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑨ コミュニケーションブック…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑩ 磁気ボード(簡易筆談器)…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑪ F A X (画像付き電話機)…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑫ デジタルカメラ(付き携帯電話)…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑬ I Cレコーダー等の電子機器…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑭ 理解や支援を求めるための ワッペン、ペンダント…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				
⑮ 医療等の受診サポートブック…………… (0 1 2 3 4 5)							(1 2 3 4 5)				

(19) その他 上記から漏れている用具の品目名を記入して、お答えください。

() …… (0 1 2 3 4 5) (1 2 3 4 5)
 () …… (0 1 2 3 4 5) (1 2 3 4 5)

(20) 日常生活用具の希望について

知的障害や精神障害、発達障害のある方の『日常生活用具』として市町村が購入に要する費用の一部又は全部を助成している用具は「頭部保護帽」、「火災警報器」、「自動消火器」、「電磁調理器」に限定されていることが多いようです。今後、どのような福祉用具(支援機器)を知的障害や精神障害、発達障害のある方の『日常生活用具』として認可してほしいですか。用具名と理由を教えてください(商品名でも可)。

2. 木材のイメージについて 回答者調査

ここからは、回答されている方ご自身にお聞きします。

それぞれの質問について、余り深く考えず、第一印象を大切にしてください。

1. まず、①「用途を限定せず、木材のもつ一般的なイメージ」を思い浮かべてください。

下の表の1～50の各項目について、あなたがもっともあてはまると思うものを1つ選んで、回答欄の①の列にその番号を書いてください。

2. 次に、②、③、④についても①とおなじようにそれぞれの場合を思い浮かべて、1～50の各項目についてそれぞれの番号を書いてください。

②食事するテーブルやイスに木材を使った場合

③廊下や階段の手すりに木材を使った場合

④寝室のベッドに木材を使った場合

3. 答える順番は、まず①について矢印の方向に1～50の質問に答えてから、②の1～50の質問、③の1～50の質問、最後に④の1～50の質問に答えてください。

		非常に	やや	どちらでもない	やや	非常に		①木材のイメージ	②テーブル・イス	③手すり	④ベッド
1	あたたかい	1	2	3	4	5	つめたい	↓	↓	↓	↓
2	やわらかい	1	2	3	4	5	かたい				
3	つるつるした	1	2	3	4	5	ざらざらした				
4	でこぼこした	1	2	3	4	5	たいらな				
5	とげとげした	1	2	3	4	5	とげとげしない				
6	きめが粗い	1	2	3	4	5	きめが細かい				
7	しっとりした	1	2	3	4	5	さらっとした				
8	べたついた	1	2	3	4	5	べたつかない				
9	蒸れる(むれる)	1	2	3	4	5	蒸れない(むれない)				
10	すべりやすい	1	2	3	4	5	すべりにくい				
11	湿った	1	2	3	4	5	乾いた				
12	弾力がある	1	2	3	4	5	弾力がない				
13	手触りがよい	1	2	3	4	5	手触りがわるい				
14	軽い	1	2	3	4	5	重い				
15	においのよい	1	2	3	4	5	においのわるい				
16	明るい色の	1	2	3	4	5	暗い色の				
17	濃い色の	1	2	3	4	5	薄い色の				

まず①の「木材のイメージ」から矢印の方向に順番に答えてください。次いで②、③、④へ。

		非 常 に	や や	ど ち ら ど も な い	や や	非 常 に		① 木 材 の イ メ ー ジ	② テ ー ブ ル ・ イ ス	③ 手 す り	④ ベ ッ ド
18	つやのある	1	2	3	4	5	つやのない	↓	↓	↓	↓
19	模様が特徴的な	1	2	3	4	5	模様がありきたりな				
20	見た目のよい	1	2	3	4	5	見た目のわるい				
21	おしゃれな	1	2	3	4	5	おしゃれでない				
22	地味な	1	2	3	4	5	派手な				
23	深みのある	1	2	3	4	5	表面的な				
24	レトロな	1	2	3	4	5	モダンな				
25	和風な	1	2	3	4	5	洋風な				
26	自然な	1	2	3	4	5	人工的な				
27	くつろいだ	1	2	3	4	5	緊張した				
28	落ち着く	1	2	3	4	5	落ち着かない				
29	古い	1	2	3	4	5	新しい				
30	重厚な	1	2	3	4	5	重厚でない				
31	高級な	1	2	3	4	5	普通な				
32	価格が高い	1	2	3	4	5	価格が安い				
33	健康によい	1	2	3	4	5	健康にわるい				
34	安全な	1	2	3	4	5	危険な				
35	清潔な	1	2	3	4	5	不潔な				
36	環境にやさしい	1	2	3	4	5	環境にやさしくない				
37	水に弱い	1	2	3	4	5	水に強い				
38	カビやすい	1	2	3	4	5	カビにくい				
39	くさりやすい	1	2	3	4	5	くさりにくい				
40	汚れやすい	1	2	3	4	5	汚れにくい				
41	ゆがみやすい	1	2	3	4	5	ゆがみにくい				
42	傷つきやすい	1	2	3	4	5	傷つきにくい				
43	こわれやすい	1	2	3	4	5	こわれにくい				
44	燃えやすい	1	2	3	4	5	燃えにくい				
45	手入れが大変な	1	2	3	4	5	手入れが簡単な				
46	長持ちしない	1	2	3	4	5	長持ちする				
47	親しみやすい	1	2	3	4	5	親しみにくい				
48	使いやすい	1	2	3	4	5	使いにくい				
49	好きな	1	2	3	4	5	嫌いな				
50	適している	1	2	3	4	5	適していない	×			

まず①の「木材のイメージ」から矢印の方向に順番に答えてください。次いで②、③、④へ。

3. プロフィールを教えてください。

(1) 回答された方について

1) あなたは？ (○は1つ)

1. 本人 2. 家族 3. 施設または学校の職員 4. 後見人 5. その他 ()

2) 年齢は？

1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上

3) 性別は？ 1. 男性 2. 女性

4) お住まいの建物の構造について教えてください (○は1つ)。

1. RC (鉄筋コンクリート) 造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他 ()

5) お住まいの居住形態について教えてください (○は1つ)。

1. 集合住宅 2. 一戸建て 3. その他 ()

(2) 障害のある方について

1) 年齢は？ () 才 2) 性別は？ 1. 男性 2. 女性

3) 住所は？

1. 柏市 2. 松戸市 3. その他の千葉県 () 市・町 4. 千葉県外の () 市・町

4) 現在の生活の場はどこですか (○は1つ)。

1. 家族と同居 2. グループホーム・ケアホーム 3. 生活ホーム 4. 一人暮らし
5. 病院 6. 入所施設 7. その他 ()

5) 4) の建物の構造について教えてください (○は1つ)。

1. RC (鉄筋コンクリート) 造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他 ()

6) 4) で1から4を選ばれた方にお伺いします。居住形態について教えてください (○は1つ)。

1. 集合住宅 2. 一戸建て 3. その他 ()

7) さしつかえなければ障害名について教えてください (○はいくつでも)。

1. 発達障害 2. 精神障害 3. 知的障害 4. 身体障害 5. その他 ()

8) 障害者手帳を持っていますか？当該する手帳及び障害の程度に○をつけてください。

A. 療育手帳 【 1. ㊶の1 2. ㊶の2 3. A1 4. A2 5. B1 6. B2 】

B. 身体障害者手帳 【 1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級 】

C. 精神障害者保健福祉手帳 【 1. 1級 2. 2級 3. 3級 】

D. 無し

お忙しいところご協力ありがとうございました。今後とも宜しくお願い致します。

2008 年 8 月

成人施設関係者 各位

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

施設におけるパーテーション設置などに関するアンケート調査へのご協力のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当研究会は、厚生労働省の平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」を実施するため、自閉症サポートセンター、文教大学、京都工芸繊維大学、森林総合研究所等の研究者を中心に設置されました。

この調査研究は、知的障害、精神障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている現状を踏まえ、知的障害、精神障害及び発達障害児・者を対象とした日常生活用具使用の実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としています。

今回の調査では、自閉症や知的障害のある方と関わりある施設関係者の方々から、施設におけるパーテーション設置の実態等についてご意見を伺い、厚生労働省への報告や学会発表の基礎資料とさせていただくことを計画しています。ご多忙中おそれいますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. 法人内に施設が複数あるときは、お手数をおかけいたしますが調査票をコピーして別様でご記入ください。
2. 各質問には、指示に従ってチェック（番号に○を付けるなど）または記述をお願いします。
3. 調査結果は、統計的に処理を致しますので、貴施設のお名前が公表されるようなことは一切ございません。
4. 本調査は、勝手ながら、2008 年 9 月 30 日（火）までに F A X にてご回答頂きますよう宜しくお願い致します。

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井 7 2 0 - 1 2 4

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel : 04-7169-2793 **fax: 04-7108-8880**

担当：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

施設におけるパーティション設置などに関するアンケート調査票

1.貴施設の基本的な状況について

(1) 施設の事業名

団体名		1						
施設名		2						
施設所在地		3 〒						
施設事業名		4						
記入者	氏名	5						
	職種等	6						
	連絡先	7 〒						
	E-mail	8			TEL	9		FAX

(2) 利用者数 (2008.9.1 現在) (内数の障害者数は、重複してかまわない。)

総数	男性	内 自閉症	内 知的障害	女性	内 自閉症	内 知的障害
11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人

2. 自閉症のある方などへの取り組みについて

(1) 貴施設では自閉症のある方などに対しての特別なプログラムを行っておられますか。

- ① 行っている ② 行っていない

(2) 具体的にはどのようなことですか。(複数可)

- ① TEACCH プログラム ② 行動療法／応用行動分析 ③ 太田ステージ
④ 動作法 ⑤ 感覚統合 ⑥ 受容的交流法
⑦その他（ ）

(3) 現場で、自閉症のある方などの行動等でお困りのことがありますか。一人でもお困りの方がいましたら、その方の対応に対する問題の大きさによって点数を付けてください。

全く問題ないは「1」、あまり問題でないは「2」、どちらとも言えないは「3」、やや問題があるは「4」、非常に問題があるは「5」の数字に○を付けてください。下記のような行動があっても特に困っていなければ、困っていないと判断してください。

1	コミュニケーションを取りにくい	1	2	3	4	5
2	自分の要求を表現することができない	1	2	3	4	5
3	反響言語（オーム返し）で話す	1	2	3	4	5
4	トイレ介助が必要など、身辺自立ができない	1	2	3	4	5
5	時刻、場面にあった対応ができない	1	2	3	4	5
6	自分のものと他人のものの区別ができない	1	2	3	4	5
7	簡単な文字の読み書きができない	1	2	3	4	5
8	時計の時刻を読むことができない	1	2	3	4	5
9	電話をかけることができない	1	2	3	4	5
10	作業の時間や休憩時間を守らない	1	2	3	4	5
11	作業スピードが遅い	1	2	3	4	5
12	作業理解が悪く、よくミスをする	1	2	3	4	5
13	作業中の離席が多い	1	2	3	4	5
14	作業に対して集中できない	1	2	3	4	5
15	監督する人がいなければ作業ができない	1	2	3	4	5
16	作業に対する意欲、関心がない	1	2	3	4	5
17	一回の指示では作業にとりかかれない	1	2	3	4	5
18	作業中や生活の場でぶつぶつと独り言を言う	1	2	3	4	5
19	耳ふさぎなどで作業が中断する	1	2	3	4	5
20	同僚とよく喧嘩をする、他害がある	1	2	3	4	5
21	多弁	1	2	3	4	5
22	時折わけもなくかんしゃくを起こす	1	2	3	4	5
23	同じ事を繰り返す	1	2	3	4	5
24	机や壁をたたいたり、頭をぶついたりする	1	2	3	4	5
25	自分にかみついたり、髪を引っ張ったりする	1	2	3	4	5
26	理由なく急に笑ったり怒ったりする	1	2	3	4	5
27	音声チックや断続的に奇声をあげる	1	2	3	4	5
28	周囲の人におかまいなく、気ままな行動をする	1	2	3	4	5
29	目的もなくうろついたり、さまよい歩いたりする	1	2	3	4	5
30	その他（ ）	1	2	3	4	5

(4) その他に、現場でお困りの行動等がありましたらお書き下さい。

(5) 上記(3)に対して、環境を整えるという点で工夫していることがありましたら教えてください。例えば、***という問題がある方に対して、個室を設けて***の作業をしてもらっている、壁に向かって一人作業をしてもらっている、個別で指導員がついている、パーテーション等で刺激の軽減を図った空間を作って作業をもらっている、など。

(6) その他に、自閉症のある方などに特別な取組みをしていましたら教えてください。

3.パーテーションについて

(1) 自閉症のある方などに対して、作業現場、生活場面において、パーテーション（間仕切り）を使用しておられますか。

① 使用している ② 使用していない

ここからは(1)で「使用している」と答えた方にお尋ねします。

(2) パーテーションを導入した目的となるものに「○」を付けてください（複数可）。

1	離席をなくす（減らす）ため	
2	仕事や食事に集中させるため	
3	同僚や職員へのちょっかいをなくす（減らす）ため	
4	自傷をなくす（減らす）ため	
5	他害をなくす（減らす）ため	

6	パニックを静めるため	
7	他の人から見えなくするため	
8	その他（ ）	

（３）導入以前と比べて効果はありましたか。

① ある ② ない

（４）（３）で「ある」と答えられた方にお尋ねします。具体的な変化を教えてください。

--

（５）（３）で「ない」と答えられた方にお尋ねします。その原因は何だとお考えですか。

--

（６）使用しておられる具体的なパーテーションについて教えてください。代表的なものを教えてください。数タイプある場合は、下記の表をコピーしてご使用ください（分かる範囲で結構です）。もし、写真がございましたらメール等で送付していただければ幸いです。

形状		高さ	幅	奥行き
		cm	cm	cm
製造メーカー（手作りか？）		メーカー品の場合、製品名		
材質（骨組み）	材質（本体）	設置している場所		
価格	移動できるか	高さの調節ができるか	幅を調節できるか	

（７）現在お使いのパーテーションのよいと思われるところを教えてください。

--

(8) 現在お使いのパーティションの課題を教えてください。

--

(9) 新たに導入する際の希望を下記の中から選んで、番号に○を付けて下さい (○は一つ)。

1) 高さ ① 背の高さより高い 180cm 以上 ② 椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度
③ 卓上タイプで 60cm 以下 ④ その他 ()

2) 重さ ① しっかりとして倒れないくらい重い ② 軽くて簡単に持ち運べる、
③ その他 ()

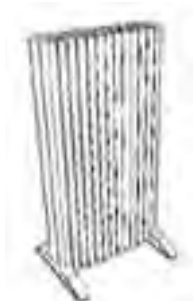
3) 材質 ① 木材 ② 金属 ③ カーテン・布 ④ダンボール
⑤ プラスチック ⑥ その他 ()

4) 移動性 ① 固定 (据付) ② 移動自由 ③ その他 ()

5) 形状 ① 一枚のボードタイプ ② 屏風タイプ ③ アコーディオンカーテンタイプ
④ ブラインドタイプ ⑤ 机上タイプ若しくは机一体タイプ
⑥ その他 ()



一枚のボードタイプ
若しくはその組合せ



アコーディオンカーテン
タイプ



机上タイプ、若しくは
机一体タイプ

6) 価格 (卓上のもの、もしくは畳一枚程度の大きさで)

- | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|
| ① 3000 円未満 | ② 3000 円～5000 円未満 | ③ 5000 円～1 万円未満 |
| ④ 1 万円～2 万円未満 | ⑤ 2 万円～3 万円未満 | ⑥ 3 万円以上 |

7) その他

--

ここからは（１）で「使用していない」と答えた方にお尋ねします

(10) 現在使用していない理由をお聞かせ下さい。

- ① 必要性がない ② じゃま ③ パーテーション使用について知らない
④ その他 ()

(11) もし導入するとしたら、下記の中から希望を選んでください。

- 1) 高さ ① 背の高さより高い 180cm 以上 ② 椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度
③ 卓上タイプで 60cm 以下 ④その他 ()

- 2) 重さ ① しっかりとして倒れないくらい重い ② 軽くて簡単に持ち運べる、
③ その他 ()

- 3) 材質 ① 木材 ② 金属 ③ カーテン・布 ④ ダンボール
⑤ プラスチック ⑥ その他 ()

- 4) 移動性 ① 固定 (据付) ② 移動自由 ③ その他 ()

- 5) 形状 ① 一枚のボードタイプ ② 屏風タイプ ③ アコーディオンカーテンタイプ
④ ブラインドタイプ ⑤ 机上タイプ若しくは机一体タイプ
⑥ その他 ()



一枚のボードタイプ
若しくはその組合せ



アコーディオンカーテン
タイプ



机上タイプ、若しくは
机一体タイプ

- 6) 価格（卓上のもの、もしくは畳一枚程度の大きさで）

- ① 3000 円未満 ② 3000 円～5000 円未満 ③ 5000 円～1 万円未満
④ 1 万円～2 万円未満 ⑤ 2 万円～3 万円未満 ⑥ 3 万円以上

- 7) その他

--

4. その他の福祉用具について

自閉症や知的障害のある方のために、パーテーション以外に施設で使用している福祉用具がございましたら、用具（支援機器）名とどのように使用しているかを教えてください（たとえば、コミュニケーションや生活支援、位置情報の支援用具など）。

5. 日常生活用具の希望について

自閉症や知的障害のある方の日常生活用具として市町村が購入に要する費用の一部又は全部を助成している用具は「頭部保護帽」、「火災警報器」、「自動消火器」、「電磁調理器」に限定されていることが多いようです。今後どのような福祉用具（支援機器）を自閉症や知的障害のある方の日常生活用具として認可してほしいですか。用具名と理由を教えてください。

お忙しいところご協力ありがとうございました。

自閉症、知的障害のある方にとってよりよい環境づくりを目指して、このアンケートを活かしていきたいと存じます。今後とも宜しくお願い致します。

以上

2008 年 8 月

児童施設関係者 各位

生活環境支援研究会

研究代表 松井 宏昭

(特定非営利活動法人 自閉症サポートセ

ンター)

施設におけるパーテーション設置などに関するアンケート調査へのご協力のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当研究会は、厚生労働省の平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」を実施するため、自閉症サポートセンター、文教大学、京都工芸繊維大学、森林総合研究所等の研究者を中心に設置されました。

この調査研究は、知的障害、精神障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている現状を踏まえ、知的障害、精神障害及び発達障害児・者を対象とした日常生活用具使用の実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としています。

今回の調査では、自閉症や知的障害のある子どもと関わりある施設関係者の方々から、施設におけるパーテーション設置の実態等についてご意見を伺い、厚生労働省への報告や学会発表の基礎資料とさせていただくことを計画しています。ご多忙中おそれいますが、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. 法人内に施設が複数あるときは、お手数をおかけいたしますが調査票をコピーして別様でご記入ください。
2. 各質問には、指示に従ってチェック（番号に○を付けるなど）または記述をお願いします。
3. 調査結果は、統計的に処理を致しますので、貴施設のお名前が公表されるようなことは一切ございません。
4. 本調査は、勝手ながら 2008 年 9 月 30 日（火） までにご回答頂きますよう宜しくお願い致します。

＜お問合せ、送付先＞

〒277-0812 柏市花野井 7 2 0 - 1 2 4

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7108-8880

担当：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

施設におけるパーティション設置などに関するアンケート調査票

1.貴施設の基本的な状況について

(1) 施設の事業名

団体名		1						
施設名		2						
施設所在地		3 〒						
施設事業名		4						
記入者	氏名	5						
	職種等	6						
	連絡先	7 〒						
	E-mail	8			TEL	9		FAX

(2) 利用者数 (2008.9.1 現在)

(内数の障害者数は、重複してかまわない。児童デイ等では、よく利用されている方の数を記入してください。)

総 数	男 性	内 自 閉 症	内 知 的 障 害	女 性	内 自 閉 症	内 知 的 障 害
11 人	12 人	13 人	14 人	15 人	16 人	17 人

(3) 利用者の所属 (2008.9.1 現在)

(特別支援学校在籍の子どもさんは、下記の所属で読み替えてください。)

未就学	小学校 1～3 年	小学校 4～6 年	中学校	高校	卒業
18 人	19 人	20 人	21 人	22 人	23 人

2. 自閉症のある子どもなどへの取り組みについて

(1) 貴施設では自閉症のある子どもなどに対しての特別なプログラムを行っていますか。

- ① 行っている ② 行っていない

(2) 具体的にはどのようなことですか。(複数可)

- ① TEACCH プログラム ② 行動療法／応用行動分析 ③ 太田ステージ
④ 動作法 ⑤ 感覚統合 ⑥ 受容的交流法
⑦その他（ ）

(3) 現場で、自閉症のある子どもなどの行動等でお困りのことがありますか。一人でもお困りの方がいましたら、その方の対応に対する問題の大きさによって点数を付けてください。全く問題ないは「1」、あまり問題でないは「2」、どちらとも言えないは「3」、やや問題があるは「4」、非常に問題があるは「5」の数字に○を付けてください。下記のような行動があっても特に困っていませんければ、困っていないと判断してください。

1	コミュニケーションをとりにくい	1	2	3	4	5
2	自分の要求を表現することができない	1	2	3	4	5
3	人のいいなりになる	1	2	3	4	5
4	反響言語（オーム返し）で話す	1	2	3	4	5
5	排泄や着脱などの身辺自立ができない	1	2	3	4	5
6	おもちゃなど、自分のものと他人のものの区別ができない	1	2	3	4	5
7	簡単な文字の読み書きができない	1	2	3	4	5
8	友達関係をうまく築けない	1	2	3	4	5
9	周囲の人におかまいなく、気ままな行動をする	1	2	3	4	5
10	目的もなくうろついたり、さまよい歩いたりする	1	2	3	4	5
11	自傷	1	2	3	4	5
12	他傷・攻撃的行動	1	2	3	4	5
13	破壊	1	2	3	4	5
14	固執・こだわり	1	2	3	4	5
15	多動	1	2	3	4	5
16	偏食・異食障害	1	2	3	4	5
17	睡眠障害	1	2	3	4	5
18	排泄障害	1	2	3	4	5
19	生理	1	2	3	4	5
20	マスターベーション	1	2	3	4	5
21	音や火などに敏感	1	2	3	4	5
22	多弁	1	2	3	4	5
23	時折わけもなくかんしゃくを起こす	1	2	3	4	5
24	同じ事を繰り返す	1	2	3	4	5
25	理由なく急に笑ったり怒ったりする	1	2	3	4	5
26	音声チックや断続的に奇声をあげる	1	2	3	4	5
27	その他（ ）	1	2	3	4	5
28	その他（ ）	1	2	3	4	5

(4) その他に、施設でお困りの行動等がありましたらお書き下さい。

(5) 上記(3)に対して、環境を整えるという点で工夫していることがありましたら教えてください。例えば、***という問題がある子どもに対して、個室を設けて他人と活動や休憩、食事の場所を分けたり、壁に向かって一人でゲームをさせたり、個別で指導員がついている、パーテーション等で刺激の軽減を図った空間を作って遊ばせる、など。

(6) その他に、特別な取り組みをしていましたら教えてください。

3.パーテーションについて

(1) 自閉症のある子どもなどに対して、生活場面などにおいて、パーテーション（間仕切り）を使用しておられますか。

① 使用している ② 使用していない

ここから(1)で「使用している」と答えた方にお尋ねします。

(2) パーテーションを導入した目的となるものに「○」を付けてください（複数可）。

1	離席をなくす（減らす）ため	
2	遊びや、食事、勉強に集中させるため	
3	友だちや職員へのちょっかいをなくす（減らす）ため	
4	自傷をなくす（減らす）ため	
5	他害をなくす（減らす）ため	
6	パニックを静めるため	

7	他の子どもから見えなくするため	
8	その他（ ）	

(3) 導入以前と比べて効果はありましたか。

- ① ある ② ない

(4) (3) で「ある」と答えられた方にお尋ねします。具体的な変化を教えてください。

--

(5) (3) で「ない」と答えられた方にお尋ねします。その原因は何だとお考えですか。

--

(6) 使用しておられる具体的なパーテーションについて教えてください。代表的なものを教えてください。数タイプある場合は、下記の表をコピーしてご使用ください（分かる範囲で結構です）。もし、写真がございましたらメール等で送付していただければ幸いです。

形状		高さ	幅	奥行き
		cm	cm	cm
製造メーカー（手作りか？）		メーカー品の場合、製品名		
材質（骨組み）	材質（本体）	設置している場所		
価格	移動できるか	高さの調節ができるか	幅を調節できるか	

(7) 現在お使いのパーテーションのよいと思われるところを教えてください。

--

(8) 現在お使いのパーティションの課題を教えてください。

(9) 新たに導入する際の希望を下記の中から選んで、番号に○を付けて下さい (○は一つ)。

1) 高さ ① 背の高さより高い 180cm 以上 ② 椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度
③ 卓上タイプで 60cm 以下 ④ その他 ()

2) 重さ ① しっかりとして倒れないくらい重い ② 軽くて簡単に持ち運べる、
③ その他 ()

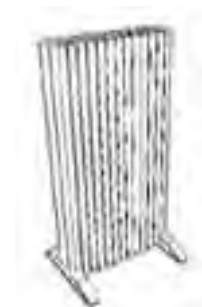
3) 材質 ① 木材 ② 金属 ③ カーテン・布 ④ ダンボール
⑤ プラスチック ⑥ その他 ()

4) 移動性 ① 固定 (据付) ② 移動自由 ③ その他 ()

5) 形状 ① 一枚のボードタイプ ② 屏風タイプ ③ アコーディオンカーテンタイプ
④ ブラインドタイプ ⑤ 机上タイプ若しくは机一体タイプ
⑥ その他 ()



一枚のボードタイプ
若しくはその組合せ



アコーディオンカーテン
タイプ



机上タイプ、若しくは
机一体タイプ

6) 価格 (卓上のもの、もしくは畳一枚程度の大きさで)

- | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|
| ① 3000 円未満 | ② 3000 円～5000 円未満 | ③ 5000 円～1 万円未満 |
| ④ 1 万円～2 万円未満 | ⑤ 2 万円～3 万円未満 | ⑥ 3 万円以上 |

ここから（１）で「使用していない」と答えた方にお尋ねします

(10) 現在使用していない理由をお聞かせ下さい。

- ① 必要性がない ② じゃま ③ パーテーション使用について知らない
④ その他 ()

(11) もし導入するとしたら、下記の中から希望を選んでください (○は一つ)。

- 1) 高さ ① 背の高さより高い 180cm 以上 ② 椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度
③ 卓上タイプで 60cm 以下 ④その他 ()

- 2) 重さ ① しっかりと倒れないくらい重い ② 軽くて簡単に持ち運べる、
③ その他 ()

- 3) 材質 ① 木材 ② 金属 ③ カーテン・布 ④ ダンボール
⑤ プラスチック ⑥ その他 ()

- 4) 移動性 ① 固定 (据付) ② 移動自由 ③ その他 ()

- 5) 形状 ① 一枚のボードタイプ ② 屏風タイプ ③ アコーディオンカーテンタイプ
④ ブラインドタイプ ⑤ 机上タイプ若しくは机一体タイプ
⑥ その他 ()



一枚のボードタイプ
若しくはその組合せ



アコーディオンカーテン
タイプ



机上タイプ、若しくは
机一体タイプ

6) 価格（卓上のもの、もしくは畳一枚程度の大きさで）

① 3000 円未満

② 3000 円～5000 円未満

③ 5000 円～1 万円未満

④ 1 万円～2 万円未満

⑤ 2 万円～3 万円未満

⑥ 3 万円以上

7) その他

--

4. その他の福祉用具について

自閉症や知的障害のある子どものために、パーテーション以外に施設で使用している福祉用具がございましたら、用具（支援機器）名とどのように使用しているかを教えてください（たとえば、コミュニケーションや生活支援、位置情報の支援用具など）。

--

5. 日常生活用具の希望について

自閉症や知的障害のある方の日常生活用具として市町村が購入に要する費用の一部又は全部を助成している用具は「頭部保護帽」、「火災警報器」、「自動消火器」、「電磁調理器」に限定されていることが多いようです。今後、どのような福祉用具（支援機器）を自閉症や知的障害のある子どもの日常生活用具として認可してほしいですか。用具名と理由を教えてください。

--

お忙しいところご協力ありがとうございました。

自閉症、知的障害のある方にとってよりよい環境づくりを目指して、このアンケートを活かしていきたいと存じます。今後とも宜しくお願い致します。

以上

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

担当 増澤 高志

先進市町村実態調査について

この度はお忙しいところ貴重な時間を頂きまして誠にありがとうございます。
早速ですが、下記の項目について伺うことができれば幸いです。
多岐にわたりますが、伺える範囲で結構です。
また、基本情報等につきましては、資料等がございましたら頂ければ幸いです。
どうぞよろしくお願いいたします。

聞き取り希望項目

1. 貴市の基本情報

(1) 市民

① 総数

② 手帳所持者（総数と18歳以下）

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神保健福祉手帳
- 発達障がい（手帳はないが、何らかの施設利用者等）

(2) 予算

- 総額
- 福祉予算
- 日常生活用具に関わって（差し支えない範囲で）
- その内の対象項目分（ // ）

2. 条例制定に至った経緯

- どのような経緯で条例制定に至ったのか（原課、議員、市長 発）
- 要望によるものであるとすると、(個人、団体)、いつ頃、どのように
- 課題、問題は何かあったか
- 評価は（議会、市民）

3. 実際の給付に至る流れ

- 制度の周知方法は

- 受給までの流れ
- 窓口での対応は（対象市民が来所したときには）
- 審査方法、期間
- 具体的な給付は
- アフターフォロー、ケアは
- 他機関との連携はあるか

4. 現在までの利用実績

- 利用人数、
- 利用障害状況
- 予算額（予算総額）今後の見通し

5. 実施後わかった課題

6. 国、県への要望

7. その他

- （１）他の項目で知的障がい、発達障がい、精神障がいを対象とするものはあるか
- （２）新たに、知的障がい、発達障がい、精神障がいを対象とする項目を制定される予定は

以上

2009 年 1 月 20 日

〇〇〇〇株式会社御中

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

調査へのご協力をお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当研究会は、厚生労働省の平成 20 年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」を実施するため、自閉症サポートセンター、文教大学、京都工芸繊維大学、森林総合研究所等の研究者を中心に設置されました。

この調査研究は、知的障害、精神障害及び発達障害児・者を対象とした日常生活用具使用の実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としています。

ご本人、家族に対しての実態調査、学校、施設に対しての実態調査、及び、先進市町村に対しての調査を進めておりますが、平行して、実際に知的障害者、発達障害者、精神障害者の方に対しての用具を開発・製造・販売を手がけておられる企業に対しての調査をお願いしているところです。

今回の調査では、御社で扱っておられる用具に関しての実態、また、そのことに関わった課題やご意見を伺い、厚生労働省への報告や学会発表の基礎資料とさせていただきます。

上述の目的のため、ご多忙中おそれいりますが、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

<お問合せ先>

〒277-0812 柏市花野井 7 2 0 - 1 2 4

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7108-8880

事務局：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

担当：増澤 高志（生活工房） tel:0724-44-8814

「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」 当該製品取り扱い企業調査

大変お手数をお掛けいたしますが、当該製品の販売・開発・製造にあたっての可能性やご苦勞を伺うことで、使う側の要望だけではなく、それを販売・開発・製造する側の意見を是非厚労省への報告に反映させて行きたいと考えています。

このため、調査票の情報の一部または全てについて調査報告書に掲載させて頂くことがありますのでご確認ください。

調査報告書は、厚生労働省への提出並びに関係機関、組織に配布いたします。また、学会等において発表する資料としても使用させていただくことがございます。そのため、個人情報として扱われる内容等についてはご配慮下さい。

上記ご理解頂き、何とぞ、知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の普及、発展のためにご協力よろしくお願い致します。

担当 増澤 高志（生活工房）

ご提出締切 2月7日（土）

ご送付先

〒596-0813 大阪府岸和田市池尻町 250-1（もしくは、JZA00265@nifty.ne.jp まで）

生活工房内 増澤高志 宛

調査票

1. 会社概要

- (1) 会社名
- (2) 住所
- (3) 連絡先（電話、FAX、メール）
- (4) ホームページ URL
- (5) 事業内容
- (6) 問い合わせ先（担当者）

2. 知的障害、発達障害、精神障害の人に関わる主たる品目

、、***について、ご記入ください。その他にも紹介すべき商品がございましたら、自由に追加してください。

- (1) 品名： (通称：)

- ① 内容（画像がありましたら添付してください。）
- ② 対象者（販売開始時に想定しておられた方、また、開始以降変化があれば教えてください。）
- ③ 価格
- ④ 普及数（差し支えない範囲でお聞かせ下さい。）

- ⑤ 販売・開発・製造に至る経緯（個別の経緯、全体は3にてお願いします）
- ⑥ 購入者の概要
- ⑦ 購入者の声、反応（具体的にお願いします。）
- ⑧ 購入に対して公的補助が出ている事例がありましたらご紹介ください。
- ⑨ 特徴的な活用事例があればお聞かせ下さい。

（2）品名：

（3）品名：

3. 知的障害、発達障害、精神障害の人に関わる製品の販売・開発・製造に至る経緯（全般にかかわって）をお聞かせ下さい。

（1）きっかけ（何か事象があったのか、個人、団体等からの要望なのか、等、いつ頃どのように）

（2）販売、製品化に至るまでに検討された課題

4. 製品の普及方法をお聞かせ下さい。

（1）周知方法（宣伝方法等）

（2）販売に至るまでに行うことがあればできれば、その理由も含めお聞かせ下さい。

① セミナー等

② 何らかのフィッティング

（3）販売方法はどのようにしておられますか。

直接販売、委託販売、通信販売、制度利用など具体的にお聞かせください。

5. 販売後のフォロー、ケアは行っておられますか。また、そこに関わっての課題等があればお聞かせ下さい。

6. 当該製品を販売・開発・製造に当たっての課題があればお聞かせ下さい。

（1）社内的課題

（2）社外的課題

① 普及に関わる制度に対して

② 開発等に関わって

7. その他、今後も販売・開発・製造を続けていくための課題、要望（国等に対しても含め）があればお聞かせ下さい。

8. その他関連情報（文献等）があればお聞かせ下さい。

知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査
平成20年度障害者保健福祉推進事業報告書

発行年月 2009年4月1日

編集者 生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

発行者 特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター

〒277-0827 千葉県柏市松葉町6-11-8

電話 04-7105-7299 メールアドレス js-center@jcom.home.ne.jp

印刷所 (株) イセブ

〒305-0005 茨城県つくば市天久保2-11-20

電話 029-851-2515